

第5回

熊本市・富合町合併協議会



と き 平成19年7月3日（火）

午後2時～

ところ KKRホテル熊本 2階 城彩

目 次

〔報 告〕

議員専門部会からの報告	3
合併市町村基本計画について	4-1

〔協 議〕

(前回提案分)

協議第 1 2 号	特別職の身分の取扱いについて	7
協議第 2 1 号	国民健康保険事業の取扱いについて (その 1)	13
協議第 2 2 号	介護保険事業の取扱いについて (その 1)	17
協議第 2 5 号	広報広聴関係事業の取扱いについて	25
協議第 2 6 号	納税関係事業の取扱いについて (その 2)	29
協議第 2 8 号	交通関係事業の取扱いについて	33
協議第 3 0 号	保健衛生事業の取扱いについて (その 2)	37
協議第 3 1 号	各種福祉制度の取扱いについて (その 2)	49
協議第 3 3 号	環境対策事業の取扱いについて (その 2)	57
協議第 3 4 号	農林水産関係事業の取扱いについて (その 2)	63
協議第 3 5 号	商工・観光関係事業の取扱いについて (その 2)	79
協議第 3 6 号	建設関係事業の取扱いについて	91
協議第 4 0 号	教育関係事業の取扱いについて (その 2)	99
協議第 4 1 号	選挙管理事務の取扱いについて	113
協議第 4 2 号	その他の事業の取扱いについて (その 1)	117

(今回提案分)

協議第 8 号	地域自治組織等の取扱いについて (その 1)	123
協議第 1 9 号	町名・字名の取扱いについて	131
協議第 2 1 号	国民健康保険事業の取扱いについて (その 2)	141
協議第 2 3 号	行政連絡機構の取扱いについて	145
協議第 2 4 号	電算システムの取扱いについて	151
協議第 2 9 号	窓口業務の取扱いについて	169
協議第 3 0 号	保健衛生事業の取扱いについて (その 3)	175
協議第 3 4 号	農林水産関係事業の取扱いについて (その 3)	185
協議第 3 5 号	商工・観光関係事業の取扱いについて (その 3)	191
協議第 3 7 号	都市計画の取扱いについて	195
協議第 3 8 号	下水道事業の取扱いについて	199
協議第 3 9 号	上水道事業の取扱いについて	207
協議第 4 0 号	教育関係事業の取扱いについて (その 3)	213
協議第 4 2 号	その他の事業の取扱いについて (その 2)	239

[報 告]

平成19年6月28日

熊本市・富合町合併協議会
会長 幸山政史様

熊本市・富合町合併協議会議員専門部会
部会長 嶋田幾雄

議員専門部会における審議の経過及び結果について

このことについて、熊本市・富合町合併協議会専門部会設置規程第8条第1項の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

第3回議員専門部会報告書

開催日時 平成19年6月28日(木)
午前10時～午前11時30分
開催場所 熊本市議会議会棟5階 特別委員会室
出席委員 20名出席

1. 審議の状況について

第3回熊本市・富合町合併協議会議員専門部会では、付託を受けた事項のうち、協議第8号及び協議第11号について次のとおり審議された。

(1) 協議第8号 地域自治組織等の取扱いについて(その1)

合併時に富合町の区域に「富合町合併特例区」を設置する。

- 1 名称は富合町とする。
- 2 設置期間は、合併の日から5年間とする。

(2) 協議第11号 合併市町村基本計画について

合併市町村基本計画の素案について別紙のとおり提案する。

議員専門部会で審議する事項の進捗状況

協議項目	審議	承認
協議第1号 合併の方式	第1回	第1回
協議第2号 合併の期日		
協議第3号 新市の名称	第1回	第1回
協議第4号 新市の事務所の位置	第1回	第1回
協議第5号 財産及び債務の取扱い	第2回	第2回
協議第6号 議会の議員の定数及び任期の取扱い		
協議第7号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い		
協議第8号 地域自治組織等の取扱い(その1)	第3回	第3回
協議第11号 合併市町村基本計画	第3回	
協議第15号 一部事務組合等の取扱い		

合併市町村基本計画について

合併市町村基本計画の素案について、別紙のとおり報告する。

(前回提案分)

協議第12号

特別職の身分の取扱いについて

特別職の身分の取扱いについて承認を求める。

平成19年6月1日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸山政史

特別職の身分の取扱いについて

特別職の身分の取扱いについては、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 富合町の常勤の特別職（教育長を含む）については、失職するものとする。
- (2) 富合町の非常勤の特別職のうち行政委員会の委員については失職し、その他の委員等については、それぞれの職にかかる事務事業の内容に沿って協議、調整する。
- (3) 農業委員会委員の取扱いについては、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いの項目において別途協議を行う。
- (4) 富合町の消防団員の取扱いについては、消防防災の取扱いの項目において別途協議を行う。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧 (特別職の身分)

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
12		特別職の身分の取扱い				
	1	特別職の身分	総務部会	第4回		

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：総務部会

協議項目	1 2 特別職の身分の取扱い	小項目名	1 特別職の身分
調整方針	1 富合町の常勤の特別職(教育長を含む)については、失職するものとする 2 富合町の非常勤の特別職の特別職のうち行政委員会の委員については失職し、その他の委員等については、それぞれの職にかかる事務事業の内容に沿って協議・調整する 3 農業委員会の委員の取扱いについては、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いの項目において別途協議を行う 4 富合町の消防団員の取扱いについては、消防団員の取扱いの項目において別途協議を行う		

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	別紙のとおり	別紙のとおり	富合町の常勤の特別職(教育長を含む)については、失職するものとする 富合町の非常勤の特別職のうち行政委員会の委員については失職し、その他の委員等については、それぞれの職にかかる事務事業の内容に沿って協議、調整する。 農業委員会委員の取扱いについては、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いの項目において別途協議を行う。 富合町の消防団員の取扱いについては、消防団員の取扱いの項目において別途協議を行う。

1 常勤の特別職（教育長を含む）

区 分	熊 本 市	富 合 町
市長・町長	平成 18 年 12 月 3 日から 平成 22 年 12 月 2 日まで	平成 16 年 3 月 17 日から 平成 20 年 3 月 16 日まで
副市長・副町長	平成 16 年 4 月 1 日から 平成 20 年 3 月 31 日まで	平成 17 年 6 月 17 日から 平成 21 年 6 月 16 日まで
	平成 19 年 4 月 1 日から 平成 23 年 3 月 31 日まで	—
教育長	平成 19 年 4 月 1 日から 平成 19 年 12 月 14 日まで	平成 17 年 5 月 27 日から 平成 19 年 6 月 19 日まで
代表監査委員	平成 19 年 4 月 1 日から 平成 23 年 3 月 31 日まで	—
水道事業管理者	平成 18 年 4 月 1 日から 平成 22 年 3 月 31 日まで	—
交通事業管理者	平成 17 年 4 月 1 日から 平成 21 年 3 月 31 日まで	—

2 非常勤の特別職

(1) 行政委員会の委員（監査委員を含む）及び人数

熊 本 市		富 合 町	
教育委員会委員	4 人	教育委員会委員	4 人
選挙管理委員会委員	4 人	選挙管理委員会委員	4 人
人事委員会委員	3 人	—	
監査委員	3 人	監査委員	2 人
農業委員会委員	47 人	農業委員会委員	22 人
固定資産評価審査委員会委員	3 人	固定資産評価審査委員会委員	3 人

(2) 審議会・委員会等の委員（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に明記されている主なもの）

熊 本 市	富 合 町
国民健康保険運営協議会委員 体育指導委員 都市計画審議会委員 選挙長 投(開)票管理者 選挙立会人、投(開)票立会人 社会教育委員 交通指導員 文化財保護委員会委員 就学指導委員会委員 情報公開・個人情報保護審議会委員 政治倫理審査会委員 特別職報酬等審議会委員 防災会議委員 国民保護協議会委員 町界町名審議会委員 熊本市安全安心まちづくり推進協議会委員 自転車駐車対策等協議会委員 保健衛生審議会委員 社会福祉審議会委員 医療扶助審議会委員 小児慢性特定疾患対策協議会委員 感染症診査協議会委員 環境審議会委員 放置自動車対策協議会委員 立地企業選定委員会委員 開発審査会委員 景観審議会委員 土地区画整理審議会委員 青少年問題協議会委員 スポーツ振興審議会委員	国民健康保険運営協議会委員 体育指導委員 都市計画審議会委員 選挙長 投(開)票管理者 選挙立会人、投(開)票立会人 社会教育委員 交通指導員 文化財保護委員会委員 心身障害児童、生徒就学指導委員会委員 予防接種健康被害調査委員会 農業振興促進協議会委員 旅館建築審査会委員 振興審議会委員 財産審議会委員 町営住宅入居審査会委員 公害対策審議会委員 介護保険運営協議会委員 公共下水道推進委員会委員

協議第 2 1 号

国民健康保険事業の取扱いについて（その 1）

国民健康保健事業の取扱いについて承認を求める。

平成 19 年 6 月 1 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

国民健康保険事業の取扱いについて

- 1 国保料（税）率については、5 年間の負担調整期間を設けることとし、その後熊本市の例により統合する。
徴収方式及び納期については、合併年度の次年度から熊本市の例により統合する。
- 2 国保健康づくり事業については、合併時に熊本市の例により統合する。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧 (国民健康保険事業)

協議番号	枝番号	協 議 項 目	部会名	提案	承認／継続	備考
21		国民健康保険事業の取扱い				
	1	国保料(税)率等	健康福祉部会	第4回		
	2	国保健康づくり事業	健康福祉部会	第4回		

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：健康福祉部会

協議項目	21 国民健康保険事業の取扱い	小項目名	1 国保料(税)率等
調整方針	国保料(税)率については、5年間の負担調整期間を設けることとし、その後熊本市の例により統合する 徴収方式及び納期については、合併年度の次年度から熊本市の例により統合する		

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>1. 税率等（平成18年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区分 医療分 介護分 ・ 所得割 10.4/100 1.9/100 ・ 資産割 — — ・ 均等割 33,450円 13,400円 ・ 平等割 25,800円 — ・ 賦課限度額 56万円 9万円 <p>(H19.3.31) 加入者数 241,273人 (132,203世帯)</p> <p>2. 徴収の方式 「料方式」</p> <p>3. 納期 4月～翌3月 12期</p>	<p>1. 税率等（平成18年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区分 医療分 介護分 ・ 所得割 9.7/100 1.5/100 ・ 資産割 — — ・ 均等割 27,000円 8,000円 ・ 平等割 24,000円 2,500円 ・ 賦課限度額 56万円 9万円 <p>(H19.3.31) 加入者数 3,733人 (1,697世帯)</p> <p>2. 徴収の方式 「税方式」</p> <p>3. 納期 6月～翌3月 10期</p>	<p>税率等については、富合町の被保険者に対し、合併年度の次年度より5年間の負担調整期間を設け、年20%ずつ熊本市の水準に近づけることとする。</p> <p>なお、調整期間内に料率の改定を行なった時は、残りの年数で等分に負担調整割合を算定する。</p> <p>徴収の方式及び納期については、合併年度の次年度から熊本市の例により統合する。</p>

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名:健康福祉部会

協議項目	21 国民健康保険事業の取扱い	小項目名	2 国保健康づくり事業
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調 査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市 町 別 内 容	<p>1. はり・きゅう・あんま助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施術の回数：1人1日1回、年間80回以内 ・ 利用証を交付1回の施術において、 1,500円を助成（現物） <p>※施術者団体（2団体）が取りまとめて市に請求</p> <p>2. その他の保健事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国保ヘルスアップ事業 ・ 人間ドック助成事業 ・ 疾病データ分析による健康づくり事業 	<p>1. はり・きゅう・あんま助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1世帯について、年15枚、老人1人当たり10枚追加 ・ 1回1,000円の助成 <p>※施術者ごとに町に請求</p> <p>2. その他の保健事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国保ヘルスアップ事業 	<p>施術団体との協議を要するが、熊本市の例により統合する。</p>

協議第 2 2 号

介護保険事業の取扱いについて（その 1）

介護保険事業の取扱いについて承認を求める。

平成 19 年 6 月 1 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

介護保険事業の取扱いについて

- 1 介護保険事業のうち下記の熊本市のみの事業については、第 3 期介護保険事業計画期間中(平成 18～20 年度)は現状のままとし、第 4 期介護保険事業計画(平成 21～23 年度)から新市の事業として継続する。
 - ・ 家族介護者教室開催
 - ・ 家族介護者リフレッシュ事業
 - ・ 高齢者ケア付住宅生活援助員派遣事業
- 2 介護保険事業のうち下記の事業については、第 3 期介護保険事業計画期間中(平成 18～20 年度)は現状のままとし、第 4 期介護保険事業計画(平成 21～23 年度)から熊本市の例により統合する。
 - ・ 介護保険料
- 3 介護保険事業のうち下記の富合町のみの事業については、第 3 期介護保険事業計画期間中は現状のままとし、その後の取扱いについては、平成 20 年度までに検討する。
 - ・ 食の自立支援事業

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧（介護保険事業）

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認／継続	備考
22 介護保険事業の取扱い						
	1	家族介護者教室開催	健康福祉部会	第4回		熊本市のみ
	2	家族介護者リフレッシュ事業	健康福祉部会	第4回		熊本市のみ
	3	高齢者ケア付住宅生活援助員派遣事業	健康福祉部会	第4回		熊本市のみ
	4	介護保険料	健康福祉部会	第4回		
	5	食の自立支援事業	健康福祉部会	第4回		富合町のみ

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名:健康福祉部会

協議項目	22 介護保険事業の取扱い	小項目名	1 家族介護者教室開催
調整方針	第3期介護保険事業計画(平成 18～20 年度)期間中は現状のままとし、第4期介護保険事業計画(平成 21～23 年度)から新市の事業として継続する		

調 査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市 町 別 内 容	<p>1. 目的 高齢者を介護している家族や近隣の援助者等の様々なニーズに対応し、家族の身体的・精神的な負担の軽減を図るとともに、在宅生活の継続・向上を図る。</p> <p>2. 事業の運営 地域包括支援センターを運営する社会福祉法人等</p> <p>3. 事業内容 ・医学、介護知識及び基礎技術の啓発指導 ・高齢者の心理的特性・基本的接遇に関する知識等の指導 ・家事、調理等の実習指導 ・福祉用具等の利用方法や日常動作訓練 ・地域支援事業に関する知識の普及啓発 ・その他地域からの要望によるもの</p> <p>4. 費用負担 実費負担</p> <p>平成 16 年度決算 4,628 千円 178 回 平成 17 年度決算 4,914 千円 189 回 平成 18 年度予算 4,056 千円</p>	該当なし	<p>第3期(18～20 年度)計画期間中は現状のままとし、第4期計画(21～23 年度)から新市の事業として継続する。</p>

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：健康福祉部会

協議項目	22 介護保険事業の取扱い	小項目名	2 家族介護者リフレッシュ事業
調整方針	第3期介護保険事業計画(平成 18～20 年度)期間中は現状のままとし、第4期介護保険事業計画(平成 21～23 年度)から新市の事業として継続する		

調査 市町名	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>1. 目的 在宅で高齢者を介護している家族に対して、介護から一時的に解放し、心身のリフレッシュを図る。</p> <p>2. 対象者 要介護 1 以上の高齢者を在宅で介護している家族</p> <p>3. 事業の運営 旅行者</p> <p>4. 事業内容 ・ 1泊及び日帰り旅行の主催 ・ 家族介護者の相互交流や情報交換・意見交換会</p> <p>5. 実施回数 年度 4 回 (但し、1世帯 1 人かつ 1 回)</p> <p>平成 16 年度決算 1,959 千円 参加者 119 人 平成 17 年度決算 2,408 千円 参加者 132 人 平成 18 年度予算 2,856 千円</p>	該当なし	第3期(18～20年度)計画期間中は現状のままとし、第4期計画(21～23年度)から新市の事業として継続する。

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：健康福祉部会

協議項目	2.2 介護保険事業の取扱い	小項目名	3 高齢者ケア付住宅生活援助員派遣事業
調整方針	第3期介護保険事業計画(平成18～20年度)期間中は現状のままとし、第4期介護保険事業計画(平成21～23年度)から新市の事業として継続する		

調 査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>1. 目的 高齢者ケア付住宅（シルバーハウジング）に居住する高齢者に対し、生活援助員（LSA）を派遣して生活指導や相談、安否の確認、一時的な家事援助や緊急時の対応等のサービスを提供する。</p> <p>2. 対象者 高齢者ケア付住宅の入居者で、60歳以上の単身世帯、夫婦のみの高齢者世帯（一方が60歳以上で可）、60歳以上の高齢者のみでなる世帯。</p> <p>3. 事業の実施 当該住宅施設に隣接する社会福祉法人等</p> <p>4. 生活援助員の身分 身分は、受託している施設の職員とする。</p> <p>5. 委託料内訳(生活援助員一人あたり) 医療法人 2,199千円 社会福祉法人 2,094千円 5施設(市・県営団地)297戸を12人で管理(ロテーション)</p> <p>平成16年決算 27,712千円 平成17年決算 27,705千円 平成18年予算 26,178千円</p>	該当なし	<p>第3期（18～20年度）計画期間中は現状のままとし、第4期計画（21～23年度）から新市の事業として継続する。</p>

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名:健康福祉部会

協議項目	22 介護保険事業の取扱い	小項目名	4 介護保険料 ①
調整方針	第3期介護保険事業計画(平成18～20年度)期間中は現状のままとし、第4期介護保険事業計画(平成21～23年度)から熊本市の例により統合する		

調査	現 況		調整の具体的内容																																													
	熊 本 市	富 合 町																																														
市町別内容	<p>1. 基準額 年額55,200円(月4,600円)</p> <p>2. 保険料率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得段階</th> <th>対象になる方</th> <th>保険料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>生活保護又は老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>住民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>住民税非課税世帯で第1・第2段階に該当しない</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>世帯の誰かに住民税が課税され、本人は非課税</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>本人が住民税課税で、所得金額が200万円未満</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td>第6段階</td> <td>本人が住民税課税で、所得金額が200万円以上400万円未満</td> <td>1.50</td> </tr> <tr> <td>第7段階</td> <td>本人が住民税課税で、所得金額が400万円以上</td> <td>1.75</td> </tr> </tbody> </table>	所得段階	対象になる方	保険料率	第1段階	生活保護又は老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯	0.50	第2段階	住民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下	0.50	第3段階	住民税非課税世帯で第1・第2段階に該当しない	0.75	第4段階	世帯の誰かに住民税が課税され、本人は非課税	1.00	第5段階	本人が住民税課税で、所得金額が200万円未満	1.25	第6段階	本人が住民税課税で、所得金額が200万円以上400万円未満	1.50	第7段階	本人が住民税課税で、所得金額が400万円以上	1.75	<p>1. 基準額 年額52,800円(月4,400円)</p> <p>2. 保険料率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得段階</th> <th>対象になる方</th> <th>保険料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>生活保護又は老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>住民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>住民税非課税世帯で第1・第2段階に該当しない</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>世帯の誰かに住民税が課税され、本人は非課税</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>本人が住民税課税で、所得金額が200万円未満</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td>第6段階</td> <td>本人が住民税課税で、所得金額が200万円以上</td> <td>1.50</td> </tr> </tbody> </table>	所得段階	対象になる方	保険料率	第1段階	生活保護又は老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯	0.50	第2段階	住民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下	0.50	第3段階	住民税非課税世帯で第1・第2段階に該当しない	0.75	第4段階	世帯の誰かに住民税が課税され、本人は非課税	1.00	第5段階	本人が住民税課税で、所得金額が200万円未満	1.25	第6段階	本人が住民税課税で、所得金額が200万円以上	1.50	<p>第3期(18～20年度)計画期間中は現状のままとし、第4期計画(21～23年度)から熊本市の例により統合する。</p>
所得段階	対象になる方	保険料率																																														
第1段階	生活保護又は老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯	0.50																																														
第2段階	住民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下	0.50																																														
第3段階	住民税非課税世帯で第1・第2段階に該当しない	0.75																																														
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税され、本人は非課税	1.00																																														
第5段階	本人が住民税課税で、所得金額が200万円未満	1.25																																														
第6段階	本人が住民税課税で、所得金額が200万円以上400万円未満	1.50																																														
第7段階	本人が住民税課税で、所得金額が400万円以上	1.75																																														
所得段階	対象になる方	保険料率																																														
第1段階	生活保護又は老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯	0.50																																														
第2段階	住民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下	0.50																																														
第3段階	住民税非課税世帯で第1・第2段階に該当しない	0.75																																														
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税され、本人は非課税	1.00																																														
第5段階	本人が住民税課税で、所得金額が200万円未満	1.25																																														
第6段階	本人が住民税課税で、所得金額が200万円以上	1.50																																														

次頁へ続く

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：健康福祉部会

協議項目	22 介護保険事業の取扱い	小項目名	4 介護保険料 ②
調整方針			

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>3. 納期 4月から翌3月までの12期。 (4月から7月までは仮算定、8月から翌3月までが本算定)ただし、3月資格取得者等は過年度扱い。</p> <p>4. 調定 特徴・普徴、滞納繰越別に調定。</p> <p>5. 還付 原則として、還付者に対して通知書と口座振替依頼書を送付。 例外として、窓口で随時還付。</p> <p>6. 滞納整理 2人1組で滞納整理を行う。</p> <p>7. 減免 低所得者に対する熊本市独自減免を15年度より実施。 災害等による一般減免も実施。</p> <p>平成16年度 302件 平成17年度 302件</p>	<p>3. 納期 6月から翌3月までの10期。 ただし、3月資格取得者等は、過年度扱い。</p> <p>4. 調定 特徴・普徴、過年度、滞納繰越別に調定。</p> <p>5. 還付 還付者に対して通知書を送付 町外の者は口座還付を行う為、通知書と口座振替依頼書を送付。 還付日：会計窓口で随時還付</p> <p>6. 滞納整理 2人1組で滞納整理を行う。</p> <p>7. 減免 介護保険条例に規定しているが、実績はない。</p>	

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：健康福祉部会

協議項目	22 介護保険事業の取扱い	小項目名	5 食の自立支援事業
調整方針	第3期介護保険事業計画(平成18～20年度)期間中は現状のままとし、その後の取扱いについては、平成20年度までに検討する		

調 査	現 況		調整の具体的内容																								
	熊 本 市	富 合 町																									
市町名	<p>該当なし</p>	<p>1. 対象者 低栄養状態のおそれがある特定高齢者又は通所サービス の利用が困難な要支援・要介護者</p> <p>2. 実施日：毎日の昼食及び夕食 利用回数：週1回以上 利用料：1食400円（特別食500円）</p> <p>3. 委託先：富合町社会福祉協議会 委託料 1食300円</p>	<p>第3期（18～20年度）計画期間中は現状のままとし、その後の取扱いについては、平成20年度までに検討する。</p>																								
市町別内容																											
<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: right;">単位：千円</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;">16 決算 人数</th> <th style="width: 15%;">17 決算 人数</th> <th style="width: 15%;">18 予算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td style="text-align: center;">5,453</td> <td style="text-align: center;">4,991</td> <td style="text-align: center;">2,970</td> </tr> <tr> <td>会計</td> <td style="text-align: center;">33</td> <td style="text-align: center;">38</td> <td></td> </tr> <tr> <td>介護</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">2,970</td> </tr> <tr> <td>会計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				単位：千円					16 決算 人数	17 決算 人数	18 予算	一般	5,453	4,991	2,970	会計	33	38		介護			2,970	会計			
単位：千円																											
	16 決算 人数	17 決算 人数	18 予算																								
一般	5,453	4,991	2,970																								
会計	33	38																									
介護			2,970																								
会計																											

協議第 25 号

広報広聴関係事業の取扱いについて

広報広聴関係事業の取扱いについて承認を求める。

平成 19 年 6 月 1 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

広報広聴関係事業の取扱いについて

広報広聴関係事業の取扱いについては、合併時に熊本市の例により統合する。ただし、広報紙の配布方法については、行政連絡機構の取扱いの項目において別途協議する。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧（広報広聴関係事業）

協議番号	枝番号	協 議 項 目	部会名	提案	承認／継続	備考
25		広報広聴関係事業の取扱い				
	1	行政相談	総務部会	第4回		
	2	広報紙	企画財政部会	第4回		

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名:総務部会

協議項目	25 広報広聴関係事業	小項目名	1 行政相談
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>1. 総務省 行政評価事務所が行う行政相談員・・・14名(熊本市推薦) 毎月相談日を設定し、阪神デパートや支所、市民センターで毎月1回相談日を設定し、国の行政に関する苦情等を受けている。</p> <p>2. 行政一般相談 市職員4名が、来庁相談や電話、FAX、メールなどで市政に対する相談、要望等を受けている。</p> <p>3. 特別相談 市民相談の多様化、専門化に対応するため、一般の相談に加え専門士(弁護士、税理士、暴力追放相談委員、人権擁護員、司法書士など)による特別相談を曜日ごとに相談日を決めて開催している。</p> <p>平成16年度決算 4,690,700円 平成17年度決算 4,746,064円 平成18年度予算 4,746,064円</p>	<p>1. 総務省 行政評価事務所が行う行政相談員・・・1名 春秋の行政週間に相談日を設定し、相談を受け付けている。その他の期間は、相談員が随時電話等により相談を受け付けている。</p> <p>※関係予算については、特に計上していない。</p>	<p>合併時に熊本市の例により統合する。</p>

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：企画財政部会

協議項目	25 広報広聴関係事業	小項目名	2 広報紙
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する。ただし、広報紙の配布方法については、行政連絡機構の取扱いの項目において別途協議する		

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>1. 広報担当者 兼任6名</p> <p>2. 広報編集 記事作成、ページ編成、記事のレイアウト指示は職員が行い、印刷業者がその指示に基づき編集調整する。またイラスト等の作成は印刷業者に依頼。</p> <p>3. 印刷業者選定 指名競争入札</p> <p>4. 広報紙配布方法 各町内の文書配布委託者を通して各世帯へ配布している。</p> <p>印刷業社から文書配布者までの配送は別途業者委託して対応している。</p> <p>未配布世帯への対応として総合支所、市民センター、保健福祉センター、郵便局等でも配布している。</p> <p>5. 発行回数 年12回（毎月1日発行）</p> <p>6. ページ数 28ページ～32ページ 表紙：カラー 中身：2色</p> <p>7. 発行部数 275,000部（H19.2.1現在）</p> <p>8. 市ホームページ掲載 PDF形式とHTML形式で掲載</p> <p>9. 取材用カメラ デジタルカメラ等を使用</p> <p>10. 経費（印刷費） 平成16年度決算 140,111千円 平成17年度決算 142,648千円 平成18年度予算 141,438千円</p>	<p>1. 広報担当者 兼任1人</p> <p>2. 広報編集 業者委託（記事作成、ページ編成、記事のレイアウト指示は職員）</p> <p>3. 印刷業者選定 随意契約</p> <p>4. 広報紙配布方法 印刷業者が地区ごとに仕分けして納品後、総務課で各囀託員に配送</p> <p>その他郵送分については、総務課で負担</p> <p>5. 発行回数 年12回（毎月1日発行）</p> <p>6. ページ数 平均20ページ（表紙のみカラー）</p> <p>7. 発行部数 2,500部（H17.4.1現在）</p> <p>8. 町ホームページ掲載 広報紙をPDFで掲載</p> <p>9. 取材用カメラ 一眼レフデジタルカメラ</p> <p>10. 経費（印刷費） 平成16年度決算 1,873千円 平成17年度決算 1,209千円 平成18年度予算 1,152千円</p>	<p>合併時に熊本市の例により統合する。</p> <p>配布については、双方において部署所管による配布形態をとっているため、調整が必要。</p>

協議第 26 号

納税関係事業の取扱いについて(その2)

納税関係事業の取扱いについて承認を求める。

平成 19 年 6 月 1 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

納税関係事業の取扱いについて(その2)

納税関係事業のうち下記の熊本市のみの事業については、新市の事業として継続する。ただし、電算システムの開発が整い次第実施する。

- ・ コンビニエンスストアでの市税収納

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧（納税関係事業）

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認／継続	備考
26		納税関係事業の取扱い				
	1	固定資産評価審査委員会	企画財政部会	第3回	第4回 ○承認	
	2	納税組合	企画財政部会	第3回	第4回 ○承認	
	3	口座振替制度	企画財政部会	第3回	第4回 ○承認	
	4	納期及び納付書発送	企画財政部会	第3回	第4回 ○承認	
	5	軽自動車標識交付及び廃車	企画財政部会	第3回	第4回 ○承認	
	6	コンビニエンスストアでの市税収納	企画財政部会	第4回		熊本市のみ

協議項目	26 納税関係事業の取扱い	小項目名	6 コンビニエンスストアでの市税収納
調整方針	新市の事業として継続する。ただし、電算システムの開発が整い次第実施する		

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町名	熊本市	富合町	新市の事業として継続する。ただし、電算システムの開発が整い次第実施する。
市町別内容	<p>1. コンビニエンスストアで収納できる税目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税 <ul style="list-style-type: none"> → 平成19年度課税分から実施予定 ・市県民税・固定資産税 <ul style="list-style-type: none"> → 平成20年度課税分から実施予定 <p>2. 利用可能店舗 約4万店舗（全国利用可）</p> <p>3. 収納委託手数料（19年度） 57.75円/1件（税込）</p> <p>4. 事業費 平成18年度予算額 35,590千円 （収納システム等の開発経費）</p>	該当なし	

協議第 28 号

交通関係事業の取扱いについて

交通関係事業の取扱いについて承認を求める。

平成 19 年 6 月 1 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

交通関係事業の取扱いについて

- 1 交通関係事業のうち下記の事業については、合併時に熊本市の例により統合する。
 - ・ 交通傷害保険
 - ・ 交通安全協会

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧（交通関係事業）

協議番号	枝番号	協 議 項 目	部会名	提案	承認／継続	備考
28		交通関係事業の取扱い				
	1	交通傷害保険	市民生活部会	第4回		
	2	交通安全協会	市民生活部会	第4回		

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：市民生活部会

協議項目	28 交通関係事業の取扱い	小項目名	1 交通傷害保険
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調査	現況		調整の具体的内容																		
	熊本市	富合町																			
市町別内容	<p>熊本市交通傷害保険概要</p> <p>(1)民間損保会社への委託方式（H13年度から実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市：保険契約者、市民：被保険者、損保会社：引受保険会社 社 受付事務：市役所、総合支所、市民センター、市内金融機関 保険金支払事務：被害者が直接幹事会社へ請求し、幹事会社が支払う <p>(2)委託会社（H13年度から3社に委託：年度毎に随意契約）</p> <ul style="list-style-type: none"> 幹事社：東京海上、非幹事社：三井住友海上、損保ジャパ <p>平成16年度からは、幹事社が東京海上火災から三井住友海上火災へ変更し、17年度も引き続き三井住友海上火災となる。</p> <p>(3)保険料 年間：1口480円（1人2口まで、当該年の2～4月受付分）、随時加入：5月以降1ヶ月につき40円減額</p> <p>(4)保険金：5千円～12万円（治療期間による）、限度額100万円（死亡等）</p> <p>(5)加入状況（H17年度） 加入人数：58,231人 加入保険料：40,220,300円</p> <p>平成16年度決算 43,714千円 平成17年度決算 41,510千円 平成18年度予算 40,029千円</p>	<p>交通災害共済制度の概要</p> <p>本町は、独自の交通災害共済制度の実施はしておらず、熊本市町村総合事務組合が行っている交通災害共済見舞金に加入している。その概要は下記のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間の負担金は、国勢調査人口に50円を乗じて得た額（全額町負担） 見舞金は下記等級のとおり <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>災害の程度</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1等級</td> <td>死亡</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>2等級</td> <td>180日以上の要治療</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>3等級</td> <td>90日</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>4等級</td> <td>30日</td> <td>15,000</td> </tr> <tr> <td>5等級</td> <td>10日</td> <td>10,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成16年度決算 395千円 平成17年度決算 395千円 平成18年度予算 398千円</p>	区分	災害の程度	金額(円)	1等級	死亡	100,000	2等級	180日以上の要治療	50,000	3等級	90日	30,000	4等級	30日	15,000	5等級	10日	10,000	<p>合併時に熊本市の例により統合する。</p>
区分	災害の程度	金額(円)																			
1等級	死亡	100,000																			
2等級	180日以上の要治療	50,000																			
3等級	90日	30,000																			
4等級	30日	15,000																			
5等級	10日	10,000																			

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：市民生活部会

協議項目	28 交通関係事業の取扱い	小項目名	2 交通安全協会
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調査	現 況		調整の具体的内容						
	熊 本 市	富 合 町							
市町別内容	<p>1. 交通安全協会の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の交通安全協会は任意の団体であり、北、南、東の3支部がある。 ・活動内容は、春・秋の交通安全運動に伴う街頭活動や、年間を通してのイベントや祭時の交通指導、整理等である。 <p>2. 交通安全協会への補助金 補助金は支給していない</p>	<p>1. 交通安全協会の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本町の交通安全協会は任意の団体であり、北、南2支部がある。 ・活動内容は、春・秋の交通安全運動に伴う街頭活動や、年間を通してのイベントや祭時の交通指導、整理等である。 <p>2. 富合町交通安全協会支部への補助金（2支部）</p> <table border="1"> <tr> <td>平成16年度決算</td> <td>342千円</td> </tr> <tr> <td>平成17年度決算</td> <td>324千円</td> </tr> <tr> <td>平成18年度予算</td> <td>300千円</td> </tr> </table>	平成16年度決算	342千円	平成17年度決算	324千円	平成18年度予算	300千円	<p>合併時に熊本市の例により統合する。</p> <p>補助金について、富合町の警察署管轄区域（宇城警察署）が現状のままであった場合は、検討を行う。</p>
平成16年度決算	342千円								
平成17年度決算	324千円								
平成18年度予算	300千円								

協議第30号

保健衛生事業の取扱いについて（その2）

保健衛生事業の取扱いについて承認を求める。

平成19年6月1日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸山政史

保健衛生事業の取扱いについて

- 1 保健衛生事業のうち下記の事業については、合併時に熊本市の例により統合する。
 - ・ 肺がん検診
 - ・ 胃がん検診
 - ・ 大腸がん検診
 - ・ 子宮がん検診
 - ・ 乳がん検診
 - ・ 妊婦健診
 - ・ 結核健診
 - ・ インフルエンザ予防接種
 - ・ 個別予防接種

- 2 保健衛生事業のうち基本健康診査については、医療制度改革に伴い平成19年度で終了し、平成20年度から医療保険者が行う特定検診へ移行するため、今後その手法について検討していくものとする。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧（保健衛生事業）

協議番号	枝番号	協 議 項 目	部会名	提案	承認／継続	備考
30		保健衛生事業の取扱い				
	1	女性健康診査	健康福祉部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	2	肺がん検診	健康福祉部会	第4回		
	3	胃がん検診	健康福祉部会	第4回		
	4	大腸がん検診	健康福祉部会	第4回		
	5	子宮がん検診	健康福祉部会	第4回		
	6	乳がん検診	健康福祉部会	第4回		
	7	妊婦健診	健康福祉部会	第4回		
	8	結核健診	健康福祉部会	第4回		
	9	インフルエンザ予防接種	健康福祉部会	第4回		
	10	個別予防接種	健康福祉部会	第4回		
	11	基本健康診査	健康福祉部会	第4回		

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：健康福祉部会

協議項目	30 保健衛生事業の取扱い	小項目名	2 肺がん検診
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>肺がん検診</p> <p>1. 対象者 : 40歳以上で検診を受ける機会のない者</p> <p>2. 実施期間 : 4月～1月</p> <p>3. 実施場所 : 検診車による地域(校区毎)を年2回巡回</p> <p>4. 個人負担金 : 胸部エックス線検査 無料 喀痰検査 500円</p> <p>5. 委託料 : リントゲン 40～64歳 1,594円 65歳以上 936円 リントゲン+喀痰検査 40～64歳 4,400円 65歳以上 3,742円</p> <p>6. 委託先 : 熊本県総合保健センター 熊本市医師会</p> <p>7. 受診者数(17年度) : 34,498人</p> <p>※肺がん検診時に大腸がん検診(便潜血検査)の検査セットを配布</p>	<p>肺がん検診</p> <p>1. 対象者 : 40歳以上の希望者</p> <p>2. 実施期間 : 7月頃7日間</p> <p>3. 実施場所 : 雁回館及び地区公民館</p> <p>4. 個人負担金 : 胸部エックス線検査 400円</p> <p>5. 委託料 : 927円</p> <p>6. 委託先 : 熊本県総合保健センター</p> <p>7. 受診者数(17年度) : 1,601人</p> <p>※大腸がん検診(便潜血検査)、結核検診と同時開催</p>	<p>合併時に熊本市の例により統合する。</p>

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：健康福祉部会

協議項目	30 保健衛生事業の取扱い	小項目名	3 胃がん検診
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>胃がん検診（胃透視検査）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象者 : 40 歳以上 2. 実施期間 : 4 月～1 月 3. 実施場所 : 検診車による地域(校区毎)を年 2 回巡回 4. 個人負担金 : 1,000 円 5. 委託料 : 4,590 円 6. 委託先 : 熊本県総合保健センター 熊本市医師会ヘルスケアセンター 熊本県厚生農業協同組合連合会 7. 受診者数(17 年度) : 11,667 人 	<p>胃がん検診（胃透視検査）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象者 : 40 歳以上 2. 実施期間 : 9 月頃 5 日間 3. 実施場所 : 雁回館 4. 個人負担金 : 1,200 円 5. 委託料 : 4,536 円 6. 委託先 : 済生会健診センター(平成 18 年度) 7. 受診者数(18 年度) : 641 人 	<p>合併時に熊本市の例により統合する。</p>

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：健康福祉部会

協議項目	30 保健衛生事業の取扱い	小項目名	4 大腸がん検診
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>大腸がん検診(便潜血検査)</p> <p>1. 対象者 : 40 歳以上</p> <p>2. 実施期間 : 4 月～1 月</p> <p>3. 実施場所 : 検診車による地域(校区毎)を年 2 回巡回</p> <p>4. 個人負担金 : 300 円</p> <p>5. 実施方法 : 肺がん検診時に検査セット配布 胃がん検診時に検査セット回収</p> <p>6. 委託料 : 1,658 円</p> <p>7. 委託先 : 高野病院 熊本県総合保健センター 熊本市医師会ヘルスケアセンター</p> <p>8. 受診者数(17 年度) : 13,623 人</p>	<p>大腸がん検診(便潜血検査・集団)</p> <p>1. 対象者 : 40 歳以上</p> <p>2. 実施期間 : 7 月頃 7 日間</p> <p>3. 実施場所 : 雁回館及び地区公民館</p> <p>4. 個人負担金 : 500 円</p> <p>5. 実施方法 : 事前予約にて配布 肺がん検診時に回収</p> <p>6. 委託料 : 1,640 円</p> <p>7. 委託先 : 高野病院</p> <p>8. 受診者数(18 年度) : 668 人</p> <p>※大腸がん検診・内視鏡検査(集団)5 年毎</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者 : 40 歳以上 ・ 個人負担金 : 1,500 円 ・ 委託料 : 3,500 円 ・ 受診者数(18 年度) : 55 人 	<p>合併時に熊本市の例により統合する。</p>

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：健康福祉部会

協議項目	30 保健衛生事業の取扱い	小項目名	5 子宮がん検診
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>子宮がん検診</p> <p>1. 対象者：20歳以上の偶数年齢</p> <p>2. 実施期間：個別 4月～3月 集団 1月～2月</p> <p>3. 実施場所：市内の医療機関 30箇所</p> <p>4. 個人負担金：1,000円</p> <p>5. 委託料：頸部のみ 5,611円 集団 2,613円 頸部+体部 7,976円</p> <p>6. 委託先：個別 熊本市医師会 個別・集団 熊本県総合保健センター</p> <p>7. 受診者数(17年度)：13,558人</p>	<p>子宮がん検診</p> <p>1. 対象者：20歳以上の奇数年齢</p> <p>2. 実施期間：7月から8月頃の2日間</p> <p>3. 実施場所：雁回館</p> <p>4. 個人負担金：1,000円</p> <p>5. 委託料：3,560円</p> <p>6. 委託先：熊本県総合保健センター</p> <p>7. 受診者数(18年度)：236人</p>	<p>合併時に熊本市の例により統合する。</p> <p>対象者の年齢は、合併年度又は合併次年度に富合町が、全年齢受診とし、翌年から偶数年齢とする。</p> <p>実施期間及びひ場所については、受診できる医療機関が近くにならないため、当分の間、検診車での集団検診を実施する。</p>

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：健康福祉部会

協議項目	30 保健衛生事業の取扱い	小項目名	6 乳がん検診
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>乳がん検診</p> <p>1. 対象者 : 40歳以上の偶数年齢</p> <p>2. 実施期間 : 個別 4月～3月 集団 1月～2月</p> <p>3. 実施場所 : 医療機関及び旧4町</p> <p>4. 個人負担金 : 40歳代 (2方向撮影) 1,500円 50歳以上 (1方向撮影) 1,100円</p> <p>5. 委託料 : 40歳代 個別 8,846円 集団 6,767円 50歳代 個別 6,489円 集団 4,881円</p> <p>6. 委託先 : 熊本市医師会 市内の医療機関及びヘルスケアセンター 熊本県総合保健センター</p> <p>7. 受診者数(17年度) : 6,776人</p>	<p>乳がん検診</p> <p>1. 対象者 : 40歳以上の奇数年齢</p> <p>2. 実施期間 : 7月から8月頃の2日間</p> <p>3. 実施場所 : 雁回館</p> <p>4. 個人負担金 : 40歳代 (2方向撮影) 1,700円 50歳以上 (1方向撮影) 1,200円</p> <p>5. 委託料 : 40歳代 (2方向撮影) 6,909円 50歳以上 (1方向撮影) 4,998円</p> <p>6. 委託先 : 熊本県総合保健センター</p> <p>7. 受診者数(18年度) : 233人</p>	<p>合併時に熊本市の例により統合する。</p> <p>対象者の年齢は、合併年度又は合併次年度に富合町が、全年齢受診とし、翌年から偶数年齢とする。</p> <p>実施期間及びひ場所については、受診できる医療機関が近くにないため、当分の間、検診車での集団検診を実施する。</p>

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：健康福祉部会

協議項目	30 保健衛生事業の取扱い	小項目名	7 妊婦健診
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>1. 対象者：市内在住の妊婦</p> <p>2. 場 所：委託医療機関（市・県医師会）</p> <p>3. 回 数：妊婦一般健診 2回（前期、後期） 妊婦精密健診 1回 超音波検査（35歳以上）</p> <p>4. 委託料：妊婦一般健診 1回目 6,450円 " 2回目 6,110円 妊婦精密健診 保険者負担額を控除した額 超音波検査 5,500円</p> <p>5. 事務費：県医師会 1件につき100円 市医師会 1,063,784円</p>	<p>1. 対象者：町内在住の妊婦</p> <p>2. 場 所：医療機関（県医師会に委託し、県医師会に所属する医療機関）</p> <p>3. 回 数：妊婦一般健診 2回（前期、後期） 妊婦精密健診 1回</p> <p>4. 委託料：妊婦一般健診 1回目 6,450円 " 2回目 6,110円 妊婦精密健診 保険者負担額を控除した額</p> <p>5. 事務費：35,000円</p>	<p>合併時に熊本市の例により統合する。</p>

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：健康福祉部会

協議項目	30 保健衛生事業の取扱い	小項目名	8 結核健診
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>結核健診</p> <p>1. 対象者 : 65歳以上で検診を受ける機会のない者</p> <p>2. 実施期間 : 4月～1月</p> <p>3. 実施場所 : 検診車により地域(校区毎)を年2回巡回(約500力所)</p> <p>4. 検診内容 : 胸部X線検査</p> <p>5. 個人負担金 : 無料</p> <p>6. 委託料単価 : 658円</p> <p>7. 委託先 : 熊本県総合保健センター 熊本市医師会</p> <p>8. 受診者数(平成17年度) : 22,219人</p>	<p>結核健診</p> <p>1. 対象者 : 65歳以上の希望者</p> <p>2. 実施期間 : 7月頃7日間</p> <p>3. 実施場所 : 雁回館及び地区公民館</p> <p>4. 検診内容 : 胸部X線検査</p> <p>5. 個人負担金 : 400円</p> <p>6. 委託料単価 : 682円</p> <p>7. 委託先 : 熊本県総合保健センター</p> <p>8. 受診者数(平成17年度) : 1,601人</p>	<p>合併時に熊本市の例により統合する。</p>

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：健康福祉部会

協議項目	30 保健衛生事業の取扱い	小項目名	9 インフルエンザ予防接種
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>1. 対象者</p> <p>①接種日に満65歳以上の住民で希望者</p> <p>②60～64歳の住民で心臓、腎臓、又は呼吸器及びヒト免疫不全ウイルスによる機能障害が身体障害者手帳1級に該当する者</p> <p>③市の行政措置対象者として、生活保護世帯の20歳以上65歳未満の者</p> <p>2. 実施期間 10月～12月</p> <p>3. 接種場所</p> <p>①市医師会加入の指定医療機関</p> <p>②市民病院、中央、日赤、国立</p> <p>4. 料金助成 全額公費負担</p> <p>平成16年度決算 186,453千円 60,013人 平成17年度決算 213,950千円 68,736人 平成18年度予算 143,000千円</p>	<p>1. 対象者</p> <p>①接種日に満65歳以上の住民で希望者</p> <p>②60～64歳の住民で心臓、腎臓、又は呼吸器及びヒト免疫不全ウイルスによる機能障害が身体障害者手帳1級に該当する者</p> <p>2. 実施期間 11月～12月</p> <p>3. 接種場所</p> <p>①下益城郡医師会北部医師団に委託し、所属する医師（医療機関）で接種</p> <p>②上記以外の医療機関で接種する場合は依頼状を発行（償還払い）</p> <p>4. 料金助成 ①委託式：個人負担2,500円 後日1人あたり2,200円を医療機関に委託料として支払う</p> <p>②償還払い：接種料金から2,500円を超えた額を償還払い</p> <p>平成16年度決算 1,500千円 706人 平成17年度決算 1,742千円 826人 平成18年度予算 1,980千円</p>	<p>合併時に熊本市の例により統合する。</p> <p>接種場所については、当分の間、下益城郡医師会に属している医療機関と個別委託契約を結ぶ。</p>

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：健康福祉部会

協議項目	30 保健衛生事業の取扱い	小項目名	10 個別予防接種
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調査	現況		調整の具体的内容																																
	熊本市	富合町																																	
市町別内容	<p>1. 種類</p> <table border="1"> <tr> <td>平成16年度</td> <td>平成17年度</td> </tr> <tr> <td>三種混合 25,770人</td> <td>26,784人</td> </tr> <tr> <td>二種混合 3,888人</td> <td>3,764人</td> </tr> <tr> <td>麻しん風しん(MR)混合 H18開始</td> <td></td> </tr> <tr> <td>麻しん 6,380人</td> <td>7,052人</td> </tr> <tr> <td>風しん 6,641人</td> <td>10,657人</td> </tr> <tr> <td>日本脳炎 21,343人</td> <td>1,577人</td> </tr> <tr> <td>平成18予算</td> <td>285,046千円</td> </tr> </table> <p>2. 対象年齢 90ヶ月未満 ただし、二混の2期は11歳以上13未満。(MR)混合は1期1歳代、2期年長児。日本脳炎2期は9歳以上13歳未満</p> <p>3. 接種医療機関 ①市医師会加入の指定医療機関 ②市民病院、中央、日赤、国立 ③市外の一部指定医療機関</p> <p>4. 依頼状 対象者に対し、保護者の申請により発行</p> <p>5. 料金助成 接種時に無料</p>	平成16年度	平成17年度	三種混合 25,770人	26,784人	二種混合 3,888人	3,764人	麻しん風しん(MR)混合 H18開始		麻しん 6,380人	7,052人	風しん 6,641人	10,657人	日本脳炎 21,343人	1,577人	平成18予算	285,046千円	<p>1. 種類</p> <table border="1"> <tr> <td>平成16年度</td> <td>平成17年度</td> </tr> <tr> <td>三種混合 120人</td> <td>172人</td> </tr> <tr> <td>二種混合 65人</td> <td>69人</td> </tr> <tr> <td>麻しん風しん(MR)混合 H18開始</td> <td></td> </tr> <tr> <td>麻しん 41人</td> <td>69人</td> </tr> <tr> <td>風しん 33人</td> <td>102人</td> </tr> <tr> <td>日本脳炎 280人</td> <td>141人</td> </tr> <tr> <td>平成18予算</td> <td>3,768千円</td> </tr> </table> <p>2. 対象年齢 90ヶ月 二混の2期は小6のみ、日本脳炎2期は小4のみ</p> <p>3. 接種医療機関 かかりつけの医療機関 (小児科)</p> <p>4. 依頼状 乳幼児：生後2カ月の育児学級で問診票と同時に発行 学童：2混、日脳、適宜発行 (保護者の申請による)</p> <p>5. 料金助成 接種後に申請 予防接種助成金交付申請をもとに、接種料金全額を助成。申請者指定の口座に振込。</p>	平成16年度	平成17年度	三種混合 120人	172人	二種混合 65人	69人	麻しん風しん(MR)混合 H18開始		麻しん 41人	69人	風しん 33人	102人	日本脳炎 280人	141人	平成18予算	3,768千円	<p>合併時に熊本市の例により統合する。</p> <p>富合町のかかりつけの小児科医は、熊本市内の他宇土市、宇城市、城南町の医療機関があり、当分の間、熊本市以外の医療機関との個別委託契約を継続する。</p>
平成16年度	平成17年度																																		
三種混合 25,770人	26,784人																																		
二種混合 3,888人	3,764人																																		
麻しん風しん(MR)混合 H18開始																																			
麻しん 6,380人	7,052人																																		
風しん 6,641人	10,657人																																		
日本脳炎 21,343人	1,577人																																		
平成18予算	285,046千円																																		
平成16年度	平成17年度																																		
三種混合 120人	172人																																		
二種混合 65人	69人																																		
麻しん風しん(MR)混合 H18開始																																			
麻しん 41人	69人																																		
風しん 33人	102人																																		
日本脳炎 280人	141人																																		
平成18予算	3,768千円																																		

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：健康福祉部会

協議項目	30 保健衛生事業の取扱い	小項目名	11 基本健康診査
調整方針	医療制度改革に伴い、基本健康診査は平成19年度で終了し、平成20年度から医療保険者が行う特定健診へ移行する 今後、その手法について検討していく		

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>基本健康診査（個別・集団）</p> <p>1. 検診内容：問診、身体測定、血液検査、診察等</p> <p>2. 対象者：40歳以上で健診を受ける機会のない者</p> <p>3. 実施期間：個別 → 4～3月 集団 → 6～8月</p> <p>4. 個人負担金：無料</p> <p>※肝炎ウイルス(C型+B型)： 800円(基本健康診査と同日) 1,200円(基本健康診査の後日) * 肝炎ウイルス検診(C型,B型)の対象者は、個別・集団とも富合町と同様</p> <p>5. 委託先 個別 熊本市医師会 熊本県総合保健センター 熊本県厚生農業協同組合連合会</p>	<p>基本健康診査（個別・集団）</p> <p>1. 検診内容：問診、身体測定、血液検査、診察等</p> <p>2. 対象者：40歳以上、特定高齢者疑いの者</p> <p>3. 実施期間：個別 → 6～8月 集団 → 9月 特定高齢者疑いの者は通年</p> <p>4. 個人負担金： 40歳～64歳（6～8月受診）2,000円 65歳～69歳（9～5月受診）2,700円 70歳以上 無料</p> <p>※肝炎ウイルス検査は40・45・50・55・60・65・70歳の希望者及び一定要件に該当する者が対象者で基本健康診査に追加して受診することができる。 個人負担金は上記金額に1,000円追加。</p> <p>5. 委託先： 個別 下益城郡医師会北部医師団 集団 熊本県総合保健センター</p>	<p>医療制度改革に伴い、基本健康診査は、平成19年度で終了し、平成20年度からは、医療保険者が行う特定健診へ移行する。 今後、その手法について、検討していく。</p>

協議第 3 1 号

各種福祉制度の取扱いについて（その 2）

各種福祉制度の取扱いについて承認を求める。

平成 19 年 6 月 1 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

各種福祉制度の取扱いについて

- 1 各種福祉制度のうち下記の事業については、合併時に熊本市の例により統合する。
 - ・ 敬老の集い
 - ・ 敬老祝品支給等
 - ・ 災害見舞金等
 - ・ ひとり親家庭等医療費助成事業
 - ・ 乳幼児医療費助成

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧 (各種福祉制度)

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
31		各種福祉制度の取扱い				
	1	熊本市優待証	健康福祉部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	2	住宅改造居宅介護支援員派遣事業	健康福祉部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	3	生きがい推進事業	健康福祉部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	4	無料寝具乾燥事業	健康福祉部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	5	夏休み障害児・家族支援事業	健康福祉部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	6	母子家庭等日常生活支援事業	健康福祉部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	7	敬老の集い	健康福祉部会	第4回		
	8	敬老祝品支給等	健康福祉部会	第4回		
	9	災害見舞金等	健康福祉部会	第4回		
	10	ひとり親家庭等医療費助成事業	健康福祉部会	第4回		
	11	乳幼児医療費助成	健康福祉部会	第4回		

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：健康福祉部会

協議項目	31 各種福祉制度の取扱い	小項目名	7 敬老の集い
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>1. 開催日 9月下旬</p> <p>2. 会場 熊本市市民会館（18年度は産業文化会館）</p> <p>3. 対象者 概ね60歳以上の高齢者</p> <p>4. 催物内容 一般高齢者体験発表 講演（講師：タレント） 婦人会アトラクション</p> <p>平成16年度決算 882千円 平成17年度決算 766千円</p>	<p>1. 開催日 9月第3月曜日（敬老の日）</p> <p>2. 会場 富合町公民館（アスバル富合）</p> <p>3. 対象者 70歳以上並びに金婚夫婦・ひとり金婚</p> <p>4. 催物内容 講演会 アトラクション 肥後にわか 等</p> <p>平成16年度決算 290千円 平成17年度決算 290千円</p>	合併時に熊本市の例により統合する。

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：健康福祉部会

協議項目	31 各種福祉制度の取扱い	小項目名	8 敬老祝品支給等
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>1. 敬老祝品</p> <p>①4月1日に本市の住民基本台帳に登録されている者で、本市に現に居住し当該年度に80歳、88歳及び101歳以上の年齢に達する者とする。</p> <p>②祝品の額</p> <p>80歳、88歳及び101歳以上 3,000円相当の祝品</p> <p>平成16年度 6,092人 平成17年度 5,781人</p> <p>2. 満百歳者表彰</p> <p>①満100歳の誕生日を迎える者</p> <p>②祝品の額 30,000円相当の祝品、熊本市名誉長寿証</p> <p>平成16年度 88人 平成17年度 85人</p> <p>3. 金婚夫婦祝品 支給制度なし</p>	<p>1. 敬老祝金</p> <p>①9月1日に住民基本台帳に登録されたもので、かつ、本市に1年以上在住したものの。</p> <p>②祝品の額</p> <p>88歳～ 一律 5,000円（毎年支給） 100歳到達者のみ 10,000円</p> <p>平成16年度 740人（80歳～） 平成17年度 765人（80歳～） 平成18年度 268人（88歳～） ※平成18年度から88歳以上支給</p> <p>2. 敬老祝品</p> <p>①100歳到達者</p> <p>②祝品の額 10,000円相当</p> <p>平成16年度 0人 平成17年度 2人</p> <p>3. 金婚夫婦祝品 5,000円相当</p> <p>平成16年度 14組 平成17年度 23組 平成18年度 18組</p>	<p>合併時に熊本市の例により統合する。</p>

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名:健康福祉部会

協議項目	31 各種福祉制度の取扱い	小項目名	9 災害見舞金等
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>災害見舞金等</p> <p>1. 弔慰金 ①災害による死亡 1人につき 50,000円</p> <p>2. 見舞金 ①全壊・全焼 1世帯につき 20,000円 ②半壊・半焼 1世帯につき 10,000円 ③床上浸水 1世帯につき 5,000円 ④重傷 1人につき 7,000円</p> <p>3. 支給件数 ・災害による死亡 平成16年度 3件 平成17年度 7件 ・全壊・全焼 33件 41件 ・半壊・半焼 70件 10件 ・床上浸水 3件 0件 ・重傷 0件 2件</p>	<p>災害見舞金</p> <p>1. 見舞金 ①災害による死亡 1人につき 300,000円</p> <p>2. 見舞金 ①全焼 1世帯につき 30,000円</p> <p>3. 支給件数 ・災害による死亡 平成16年度 0件 平成17年度 0件 ・全焼 6件 0件</p>	<p>合併時に熊本市の例により統合する。</p>

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名:健康福祉部会

協議項目	31 各種福祉制度の取扱い	小項目名	10 ひとり親家庭等医療費助成事業
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町名	<p>ひとり親家庭に医療費の一部を助成することによりひとり親家庭の生活の安定と福祉の向上を図る。</p> <p>1. 助成対象者 ひとり親家庭の親（養育する児童が20歳の誕生日まで） 児童（18歳以降の最初の3月31日までの間にある者）</p> <p>2. 助成額 1月に1つの医療機関に支払った医療費の一部負担金の3分の2を助成</p> <p>3. 助成方法 現物給付、償還払い</p>	<p>母子家庭の医療費の一部を助成することにより母子家庭の生活の安定と福祉の向上を図る。</p> <p>1. 助成対象者 母子家庭の母（養育する児童が20歳の誕生日まで） 児童（18歳以降の最初の3月31日までの間にある者）</p> <p>2. 助成額 熊本市に同じ</p> <p>3. 助成方法 償還払い</p>	<p>合併時に熊本市の例により統合する。</p>
市 町 別 内 容			

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：健康福祉部会

協議項目	31 各種福祉制度の取扱い	小項目名	1 1 乳幼児医療費助成 ①
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調査	現 況		調整の具体的内容																		
	熊 本 市	富 合 町																			
市町別内容	<p>1. 対象者 国民健康保険法又は社会保険各法による被保険者又は被扶養者であって熊本市に現に居住している乳幼児。</p> <p>2. 自己負担</p> <table border="1"> <tr> <td>保険診療内容</td> <td>無料</td> <td>500円負担</td> </tr> <tr> <td>医科(入院・通院)</td> <td>2歳まで</td> <td>3歳～就学前まで</td> </tr> <tr> <td>歯科</td> <td>4歳まで</td> <td>5歳～就学前まで</td> </tr> <tr> <td>保険薬局</td> <td>就学前まで</td> <td></td> </tr> </table> <p>※1 医療機関で1カ月の医療費を自己負担(入院・通院別、旧総合病院では科目ごと)</p> <p>3. 支給方法 現物・・・市内の医療機関で診療を受けた場合 償還・・・①1ヶ月に一つの医療機関で入院通院別で一部負担金が21,000円以上するとき。 ②市外で診療を受けたとき。 ③熊大病院(入院・通院)国立熊本病院(入院)で診療を受けたとき。 ④育成医療に係る一部負担金。 ⑤治療用器具に係る費用で保険者が保険給付を認めなかった場合の一部負担金。</p>	保険診療内容	無料	500円負担	医科(入院・通院)	2歳まで	3歳～就学前まで	歯科	4歳まで	5歳～就学前まで	保険薬局	就学前まで		<p>1. 対象者 国民健康保険法又は社会保険法による被保険者又は被扶養者であって富合町に住所を有する乳幼児。</p> <p>2. 自己負担</p> <table border="1"> <tr> <td>保険診療内容</td> <td>無料</td> <td>1,000円負担</td> </tr> <tr> <td>医科(入院・通院) 歯科、保険薬局</td> <td>2歳まで</td> <td>3歳～就学前まで</td> </tr> </table> <p>※1カ月の医療費を自己負担</p> <p>3. 支給方法 償還払い</p>	保険診療内容	無料	1,000円負担	医科(入院・通院) 歯科、保険薬局	2歳まで	3歳～就学前まで	<p>合併時に熊本市の例により統合する。</p>
保険診療内容	無料	500円負担																			
医科(入院・通院)	2歳まで	3歳～就学前まで																			
歯科	4歳まで	5歳～就学前まで																			
保険薬局	就学前まで																				
保険診療内容	無料	1,000円負担																			
医科(入院・通院) 歯科、保険薬局	2歳まで	3歳～就学前まで																			

次頁へ続く

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名:健康福祉部会

協議項目	31 各種福祉制度の取扱い	小項目名	1 1 乳幼児医療費助成 ②
調整方針			

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町名	<p>4. 償還払いの方法 乳幼児医療費助成申請書に病院から証明又は領収書添付。 レシートは不可。 診療日の翌日より1年間有効。 支払いは口座振込み。(郵便局以外の口座)</p> <p>5. 償還支払い日 毎月、月末締め翌月20日支払い。</p> <p>6. 所得制限 無し</p>	<p>4. 償還払いの方法 乳幼児医療費助成申請書に病院から証明又は領収書添付。 レシートは不可。 診療日の属する月の月末から起算して1年間有効 支払いは口座振込み。(郵便局以外の口座)</p> <p>5. 償還支払い日 毎月15日締め月末支払い。</p> <p>6. 所得制限 無し</p>	
市 町 別 内 容			

協議第 3 3 号

環境対策事業の取扱いについて（その 2）

環境対策事業の取扱いについて承認を求める。

平成 19 年 6 月 1 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

環境対策事業の取扱いについて

- 1 環境対策事業のうち下記の熊本市のみの事業については、新市の事業として継続する。
 - ・ 人工かん養促進事業
 - ・ 水資源有効活用促進事業

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧（環境対策事業）

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認／継続	備考
33		環境対策事業の取扱い				
	1	環境保全(エコライフ)に関すること	環境保全部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	2	水資源	環境保全部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	3	新世紀漱石の森づくり事業	環境保全部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	4	人工かん養促進事業	環境保全部会	第4回		熊本市のみ
	5	水資源有効活用促進事業	環境保全部会	第4回		熊本市のみ

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：環境保全部会

協議項目	33 環境対策事業の取扱い	小項目名	4 人工かん養促進事業
調整方針	新市の事業として継続する		

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>1. ビニールハウスかん養対策 雨水浸透による地下水かん養を図るため、連棟式のビニールハウスに降った雨水を浸透させる施設を設置する者に助成を行う。</p> <p>助成額 工事基準額の10分の9</p> <p>※熊本市ビニールハウス雨水浸透施設設置補助金交付要綱に基づく</p> <p>平成16年度決算 5,352千円 平成17年度決算 5,464千円 平成18年度予算 5,576千円</p>	<p>1. 該当なし</p>	<p>合併後は、富合町域を含む全市域を対象として事業を実施する。</p>

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：環境保全部会

協議項目	33 環境対策事業の取扱い	小項目名	5 水資源有効活用促進事業 ①
調整方針	新市の事業として継続する		

調査	現 況		調整の具体的内容																		
	熊 本 市	富 合 町																			
市町別内容	<p>1. 広報啓発活動 市民の共通の財産である地下水を将来にわたり保全していくために、地下水保全への意識高揚や保全活動への促進を図る。</p> <table border="1"> <tr> <td>平成 16 年度決算</td> <td>954 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 17 年度決算</td> <td>966 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 18 年度予算</td> <td>1,000 千円</td> </tr> </table> <p>2. 雨水貯留施設助成 下水道の整備により不利用となった浄化槽を、雨水貯留槽に転用する者、また、個人住宅の屋根に降った雨水を貯留する雨水貯留タンクを設置する者に助成することにより、雨水利用を促進し、水資源の有効利用を図る。</p> <table border="1"> <tr> <td>助成額</td> <td>雨水貯留槽 工事費用の 2/3 以内</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td>7 万円</td> </tr> <tr> <td>雨水貯留タンク 工事費用の 2/3 以内</td> <td>(対象：200 ㎡以上) 限度額 3.5 万円</td> </tr> </table> <p>※熊本市雨水貯留施設補助金交付要綱に基づく</p> <table border="1"> <tr> <td>平成 16 年度決算</td> <td>420 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 17 年度決算</td> <td>1,390 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 18 年度予算</td> <td>2,100 千円</td> </tr> </table>	平成 16 年度決算	954 千円	平成 17 年度決算	966 千円	平成 18 年度予算	1,000 千円	助成額	雨水貯留槽 工事費用の 2/3 以内	限度額	7 万円	雨水貯留タンク 工事費用の 2/3 以内	(対象：200 ㎡以上) 限度額 3.5 万円	平成 16 年度決算	420 千円	平成 17 年度決算	1,390 千円	平成 18 年度予算	2,100 千円	<p>該当なし</p>	<p>合併後は、富合町域を含む全市域を対象として事業を実施する。</p>
平成 16 年度決算	954 千円																				
平成 17 年度決算	966 千円																				
平成 18 年度予算	1,000 千円																				
助成額	雨水貯留槽 工事費用の 2/3 以内																				
限度額	7 万円																				
雨水貯留タンク 工事費用の 2/3 以内	(対象：200 ㎡以上) 限度額 3.5 万円																				
平成 16 年度決算	420 千円																				
平成 17 年度決算	1,390 千円																				
平成 18 年度予算	2,100 千円																				
			次頁へ続く																		

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：環境保全部会

協議項目	33 環境対策事業の取扱い	小項目名	5 水資源有効活用促進事業 ②
調整方針			

調査	現 況		調整の具体的内容																		
	熊 本 市	富 合 町																			
市町別内容	<p>3. 雨水利用推進 小学校に雨水貯留タンクを設置し、雨水利用の啓発を図る。</p> <table border="1"> <tr> <td>平成16年度決算</td> <td>1,296千円</td> </tr> <tr> <td>平成17年度決算</td> <td>1,296千円</td> </tr> <tr> <td>平成18年度予算</td> <td>3,120千円</td> </tr> </table> <p>4. 節水対策 節水型社会の形成に向けて、節水社会実験等市民全体の節水への取り組みの推進や地下水保全条例の見直しを行う。</p> <table border="1"> <tr> <td>平成16年度決算</td> <td>12,040千円</td> </tr> <tr> <td>平成17年度決算</td> <td>10,348千円</td> </tr> <tr> <td>平成18年度予算</td> <td>11,715千円</td> </tr> </table> <p>5. くまもと水ブランド推進 くまもと水ブランド創造プランを作成し、各種事業を展開しながら「水の都くまもと」をアピールし、水環境の保全とともに、市民意識の向上や地域経済の活性化等を図る。</p> <table border="1"> <tr> <td>平成16年度決算</td> <td>0千円</td> </tr> <tr> <td>平成17年度決算</td> <td>7,000千円</td> </tr> <tr> <td>平成18年度予算</td> <td>12,000千円</td> </tr> </table>	平成16年度決算	1,296千円	平成17年度決算	1,296千円	平成18年度予算	3,120千円	平成16年度決算	12,040千円	平成17年度決算	10,348千円	平成18年度予算	11,715千円	平成16年度決算	0千円	平成17年度決算	7,000千円	平成18年度予算	12,000千円		
平成16年度決算	1,296千円																				
平成17年度決算	1,296千円																				
平成18年度予算	3,120千円																				
平成16年度決算	12,040千円																				
平成17年度決算	10,348千円																				
平成18年度予算	11,715千円																				
平成16年度決算	0千円																				
平成17年度決算	7,000千円																				
平成18年度予算	12,000千円																				

協議第34号

農林水産関係事業の取扱いについて（その2）

農林水産関係事業の取扱いについて承認を求める。

平成19年6月1日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸山政史

農林水産関係事業の取扱いについて

- 1 農業振興地域整備計画変更については、合併後3年を目途に統合のための計画変更を行い、農業振興地域整備促進協議会は、農業振興地域整備計画の変更時期に併せ、熊本市の例により統合する。
- 2 農業構造改善事業補助金については、現行どおり存続する。
- 3 農業生活研究グループ連絡協議会補助金については、合併後、速やかに廃止する。
- 4 農産物新品種導入補助金及び酪農ヘルパー補助金については、3年間は現状のままとし、その後は廃止する。
- 5 農林水産関係事業のうち下記の事業については、熊本市の例により統合する。
 - ・生産体制強化対策事業
 - ・畜産振興事業
 - ・基盤整備事業
 - ・単県土地改良事業
 - ・農業用施設災害復旧工事
 - ・農業委員会あっせん基準
 - ・農業委員会諸証明手数料
- 6 農区長制度については、新市の制度として継続する。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認／継続	備考
34		農林水産関係事業の取扱い				
	1	農業地域交流促進事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	2	農業地域活性化支援事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	3	地産地消の推進事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	4	経営体育成支援事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	5	農業・農村男女共同参画経費	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	6	(特)農業金融支援事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	7	農用地有効利用促進助成経費	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	8	市民と農業のふれあい促進事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	9	生産体制強化施設整備事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	10	流通施設整備事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	11	畜産施設整備事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	12	流通対策事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	13	農業振興地域整備計画変更	経済振興部会	第4回		
	14	農業振興地域整備促進協議会	経済振興部会	第4回		
	15	農業構造改善事業補助金	経済振興部会	第4回		
	16	農業生活研究グループ連絡協議会補助金	経済振興部会	第4回		富合町のみ
	17	農産物新品種導入補助金	経済振興部会	第4回		富合町のみ
	18	酪農ヘルパー補助金	経済振興部会	第4回		富合町のみ
	19	生産体制強化対策事業	経済振興部会	第4回		
	20	畜産振興事業	経済振興部会	第4回		
	21	基盤整備事業	経済振興部会	第4回		
	22	単県土地改良事業	経済振興部会	第4回		
	23	農業用施設災害復旧工事	経済振興部会	第4回		
	24	農業委員会あっせん基準	経済振興部会	第4回		
	25	農業委員会諸証明手数料	経済振興部会	第4回		
	26	農区長制度	経済振興部会	第4回		熊本市のみ

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：経済振興部会

協議項目	3 4 農林水産関係事業の取扱い	小項目名	1 3 農業振興地域整備計画変更
調整方針	合併後3年をめぐりに、統合のための計画変更を行う		

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市 町 別 内 容	<p>1. 目的 自然的、社会的、経済的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図る必要があると認められる地域について、その地域の整備に関して必要な施策を計画的に推進するための措置を講じることにより、農業の健全な発展を図るとともに国土資源の有効活用を図る。</p> <p>2. 全体見直し（変更年度：平成18年度）</p> <p>3. 根拠法 農業振興地域の整備に関する法律</p>	<p>1. 目的 自然的、社会的、経済的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図る必要があると認められる地域について、その地域の整備に関して必要な施策を計画的に推進するための措置を講じることにより、農業の健全な発展を図るとともに国土資源の有効活用を図る。</p> <p>2. 全体見直し（変更年度：平成15年度）</p> <p>3. 根拠法 農業振興地域の整備に関する法律</p>	<p>合併後3年をめぐりに計画を変更し、それぞれの計画を一本化する。</p>

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：経済振興部会

協議項目	3 4 農林水産関係事業の取扱い	小項目名	1 4 農業振興地域整備促進協議会
調整方針	合併後、農業振興地域整備計画の変更時期に併せ、熊本市の例により統合する		

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
<p>1. 目的 農林行政の円滑な推進を図るため、次に掲げる事項について調査、協議する。</p> <p>① 農政推進計画の策定及び実施 ② 農業振興地域整備計画の策定及び変更 ③ 農業振興地域整備計画に基づく事業の実施 ④ その他、農政推進について特に市長が認めた事項</p> <p>2. 会長 第 1 3 農区長 益永増喜</p> <p>3. 人員 4 4 名</p> <p>4. 構成 農業委員会・農業協同組合 土地改良区・中央酪農農協 農区長</p> <p>※協議会名称 熊本市農政推進協議会</p>	<p>1. 目的 農業振興計画の策定変更及び農業の担い手の育成、確保並びに農用地等の有効利用及び流動化を促進する。</p> <p>2. 会長 富合町議会 議長</p> <p>3. 人員 1 1 名 うち議会 2 名</p> <p>4. 構成 町議会・農業委員会・農業協同組合 区長・土地改良区・学識経験</p>	<p>合併後、農業振興地域整備計画の変更時期に併せ、熊本市の例により統合する。</p>	
市 町 別 内 容			

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：経済振興部会

協議項目	3 4 農林水産関係事業の取扱い	小項目名	1 5 農業構造改善事業補助金
調整方針	現行どおり存続する		

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>平成11年度地域農業基盤確立農業構造改善事業費補助金</p> <p>1. 目的 平成11年度の台風18号による被害に対するハウスリース事業を推進するための補助金を交付する。</p> <p>2. 補助金額 国庫 284,500千円 県費 56,900千円 市費 56,900千円(1/10 一括支払)</p> <p>3. 事業主体：熊本市農業協同組合</p>	<p>農業構造改善事業町補助金</p> <p>1. 目的 平成11年度の台風18号による被害に対するハウスリース事業を推進するための補助金を交付する。</p> <p>2. 補助金額 ハウスリース事業 平成12年度 4,785千円(町費) ? ? 平成21年度 4,785千円(町費) (債務負担行為)</p> <p>3. 事業主体：熊本うき農業協同組合</p>	<p>現行どおり存続する。(平成21年度まで)</p>

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：経済振興部会

協議項目	3 4 農林水産関係事業の取扱い	小項目名	1 6 農業生活研究グループ連絡協議会補助金
調整方針	合併後、速やかに廃止する		

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>該当なし</p> <p>※参考</p> <ul style="list-style-type: none"> 熊本市営農業生活研究グループ 3部会 1 4グループが活動 	<p>富合町生活研究グループ連絡協議会補助金（町単独補助） 地域農業の振興と農業女性の地位向上を目的として活動</p> <p>平成 17 年度決算 41 千円 平成 18 年度予算 30 千円</p>	<p>合併後は、熊本市のグループに加わり活動することとし、補助金は合併後速やかに廃止する。</p>

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：経済振興部会

協議項目	3 4 農林水産関係事業の取扱い	小項目名	1 7 農産物新品種導入補助金
調整方針	3年間は現状のままとし、その後は廃止する		

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	該当なし	<p>新品種の農産物を町に定着させるため、試験的に導入を図る農家等に対し、補助金を支出する。</p> <p>実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度 フルーツたまねぎ (交付額) 200千円 (交付先) 熊本うき農協 ・平成16年度 小麦(ニシノカオリ) (交付額) 800千円 (交付先) 熊本うき農協(下北普通作部会) <p>・平成17年度 実績なし ・平成18年度 予算計上なし</p> <p>※要望に応じて補助</p>	3年間は現状のままとし、その後は廃止する。

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：経済振興部会

協議項目	34 農林水産関係事業の取扱い	小項目名	18 酪農ヘルパー補助金
調整方針	3年間は現状のままとし、その後は廃止する		

調査 市町名	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	該当なし	<p>酪農家の年中無休による労働の改善及び後継者対策として、ヘルパー事業の普及定着及び円滑化、ヘルパー利用者の負担軽減を図る。</p> <p>補助額 ヘルパー1日1人あたり5,000円 (※予算の範囲内で補助)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度 (交付額) 135千円 (利用実績) 37人 (利用農家数) 3件 (交付先) 富合町酪農部会 ・平成17年度 (交付額) 50千円 (利用実績) 63人 (利用農家数) 2件 (交付先) 富合町酪農部会 ・平成18年度予算額 50千円 	<p>3年間は現状のままとし、その後は廃止する。</p>

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：経済振興部会

協議項目	3 4 農林水産関係事業の取扱い	小項目名	1 9 生産体制強化対策事業
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>生産体制強化対策事業</p> <p>1. 目的 農産物の高品質化や低コストなど生産体制の強化を図り、収益性の高い営農形態を確立し、農業経営の安定化を図る。</p> <p>2. 事業内容 ①みかん実験農場、土壌病虫検査室の運営 ②各種団体への助成：生産体制強化のための組織活動に対する支援 ③農業生産総合対策の推進：農産物の品質向上、生産体制の確立のための支援 (国庫補助事業、熊本県補助事業の要綱・要領及び熊本市農林水産振興補助金事務取扱要綱に基づく支援)</p> <p>3. 内訳</p> <p>①施設管理経費 ②各種団体助成経費 ③輸入急増戦略的対応特別対策経費 ④トマト黄化葉巻対策経費 ⑤グローバル化対応果樹産地整備経費 ⑥農作物鳥獣被害対策経費 他</p> <p>平成16年度決算 27,333千円 平成17年度決算 27,932千円 平成18年度予算 29,574千円</p>	<p>富合町</p> <p>・各種団体助成経費 平成18年度予算 189千円 (内訳) 熊本県野菜振興協会負担金 100千円 熊本県治山林道協会負担金 10千円 熊本県花き協会負担金 70千円 熊本県農業農村振興対策協議会 9千円</p>	<p>合併時に熊本市の例により統合する。</p>

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：経済振興部会

協議項目	3 4 農林水産関係事業の取扱い	小項目名	2 0 畜産振興事業
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>畜産振興事業</p> <p>1. 目的 組織などに対して活動支援を行い、組織の育成強化を推進し、畜産経営の安定を図る。</p> <p>2. 事業内容 ①組織活動に対する支援 ②高品質生産能力を有する家畜の生産及び防疫に対する支援 (熊本市農林水産振興補助金事務取扱要綱に基づく支援)</p> <p>3. 内訳 ①畜産総合対策経費 3,874千円 ②団体助成(畜産)経費 3,338千円 平成16年度決算 3,874千円 平成17年度決算 3,338千円 平成18年度予算 4,147千円</p>	<p>団体助成(畜産)経費 平成18年度予算 44千円 (内訳) 熊本県中央地区家畜自衛防疫 促進協議会負担金 44千円</p>	合併時に熊本市の例により統合する。

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：経済振興部会

協議項目	3 4 農林水産関係事業の取扱い	小項目名	2 1 基盤整備事業
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市 町 別 内 容	<p>1. 基盤整備促進事業（団体営）</p> <p>事業内容・農業用排水施設 負担率 ・国 50% 県 15% 市 35% 地元 0%</p> <p>事業内容・農業用水施設 負担率 ・国 50% 県 15% 市 21% 地元 14%</p> <p>事業内容・暗渠排水 負担率 ・国 50% 県 15% 市 21% 地元 14%</p> <p>事業内容・農道整備 負担率 ・国 50% 県 15% 市 35% 地元 0%</p> <p>2・経営体育成基盤整備事業（県営）</p> <p>事業内容・圃場整備 負担率・国 50% 県 27.5% 市 11.25% 地元 11.25%</p> <p>（地元負担 11.25%の内 6 割を補助するため最終的な地元負担は 4.5%）</p> <p>平成 18 年度予算額 30,120 千円</p>	<p>1. 基盤整備事業</p> <p>事業内容・農業用排水施設 負担率 ・国 50% 県 15% 町 25% 地元 10%</p> <p>・木原地区 L=600m 総事業費 ・ 22,700 千円 事業期間 ・ H25 以降</p> <p>・南田尻地区 L=1,000m 総事業費 ・ 35,000 千円 事業期間 ・ H22～H23</p> <p>・志々水地区 L=1,200m 総事業費 ・ 35,000 千円 事業期間 ・ H23～</p> <p>平成 18 年度 実績なし</p>	<p>合併時に熊本市の例により統合する。</p>

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：経済振興部会

協議項目	3 4 農林水産関係事業の取扱い	小項目名	2 2 単県土地改良事業
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>1. 単県土地改良事業</p> <p>①事業主体・熊本市 事業内容・用排水施設、農道整備 負担率・・・県 40% 市 60% 地元 0%</p> <p>②事業主体・土地改良区 事業内容・用排水施設 負担率・・・県 40% 市（補助金） 36% 地元 24%</p>	<p>1. 単県土地改良事業</p> <p>事業主体・富合町 事業内容・用排水路の改修及び道路改良舗装 負担率・・・県 40% 町 40% 地元 20%</p>	合併時に熊本市の例により統合する。

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：経済振興部会

協議項目	3 4 農林水産関係事業の取扱い	小項目名	2 3 農業用施設災害復旧工事
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市 町 別 内 容	<p>1. 農業用施設災害復旧工事（補助） 事業内容・異常な自然現象によって災害を被った農地・農業用施設の復旧工事 採択要件・1ヶ所の事業費が40万円以上 関係耕作者（受益者）は 農地1名以上・施設2名以上 負担率・・農地 国 50%（残）市 60% 地元 40%</p> <p>施設 国 65%（残）市 100% 地元 0%</p> <p>* 用水施設は（残）市 60% 地元 40%</p> <p>2. 農業用施設災害復旧工事（市単独事業） 事業内容・異常な自然現象によって災害を被った農地・農業用施設の復旧工事 採択要件・1ヶ所の事業費が6万円以上40万未満 関係耕作者（受益者）は 農地1名以上・施設2名以上 負担率・・農地（事業主体は地元） 市 50%（補助金） 地元 50%</p> <p>施設（事業主体は市） 市 100% 地元 0%</p>	<p>1. 農業用施設災害復旧工事（補助） 事業内容・異常な自然現象によって災害を被った農地・農業用施設の復旧工事 採択要件・1ヶ所の事業費が40万円以上 関係耕作者（受益者）は 農地1名以上・施設2名以上 負担率・・農地 国 50%（残）町 50% 地元 50%</p> <p>施設 国 65%（残）町 50% 地元 50%</p>	<p>合併時に熊本市の例により統合する。</p>

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：経済振興部会

協議項目	3 4 農林水産関係事業の取扱い	小項目名	2 4 農業委員会あっせん基準
調整方針	合併後は熊本市の例により統合する		

市町別内容	現 況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
農地移動適正化あっせん基準 基準面積 水稲、野菜、果樹、花き、畜産等専門的経営及び複合経営	1 2 2 a	農地移動適正化あっせん基準 基準面積 水稲+麦+大豆 1 3 5 a	合併後は熊本市の例により統合する。
施設園芸（花き専業） 新規就農者（農業後継者を除く）	5 0 a 5 0 a	水稲+施設園芸（内施設面積 30a 以上） 水稲+花き（内施設面積 30a 以上） 酪農専業 新規就農者（農業後継者を除く） 6 0 a 6 0 a 4 5 頭 5 0 a	
目標面積 水稲・麦・大豆 温州みかん 冬春なす 秋冬メロン+春メロン 周年アールスメロン 春夏すいか+春冬メロン 冬春トマト 秋冬メロン+春夏レイシ 温州みかん+不知火 温州みかん+落葉果樹 キク（電照） バラ カーネーション 酪農 経産牛	1 0 0 0 a 3 8 5 a 5 5 a 1 8 0 a 1 8 0 a 1 9 0 a 3 5 a 1 5 0 a 3 1 0 a 3 9 5 a 1 2 0 a 3 5 a 4 5 a 1 0 0 頭	目標面積 水稲+麦+大豆 水稲+施設園芸 水稲+花き 酪農専業 1 0 0 0 a 1 5 0 a 1 5 0 a 5 6 頭	

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：経済振興部会

協議項目	3 4 農林水産関係事業の取扱い	小項目名	2 5 農業委員会諸証明手数料
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>農地に関する証明 1件につき300円 (ただし、農地法、都市計画法、農業経営基盤強化促進法等における許認可等の事務の一環として地方公共団体に提出する農地基本台帳記載事項証明書は無料)</p>	<p>農地に関する証明 無料 (ただし、軽油取引税免税に関する耕作証明については税務課で発行(1件300円)) 参考：無料分：年50件程度 有料分：年10件程度</p>	<p>合併時に熊本市の例により統合する。</p>

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：経済振興部会

協議項目	3 4 農林水産関係事業の取扱い	小項目名	2 6 農区長制度
調整方針	新市の制度として継続する		
市町別内容	<p>熊本市</p> <ol style="list-style-type: none"> 農区、農区長 本市内の農耕地域を34農区に分け、各農区に農区長を置いている。 農区長の職務 農区長は、市長の指揮を受け、その農区内の農業協同組合及び農家組合その他農業各種団体との連絡を図り、農林畜産の改良及び農政活動の推進を図る。 農区長の委嘱 農区長は、本市の農業協同組合の理事で各農区内に居住する者の中から市長が委嘱。 農区長の任期 農区長は、その農区に属する集落農区長と協議して推薦する者があるときは、市長はその者を農区長に委嘱することができる。ただし、農業協同組合のない農区にあっては、当該農区に属する集落農区長が推薦した者を委嘱することができる。 農区長の任期 3年 根拠 熊本市農区長設置規則 	<p>富合町</p> <p>該当なし</p>	<p>調整の具体的内容</p> <p>合併後は富合町域を含む全市域を対象として制度を実施する。</p>

協議第35号

商工・観光関係事業の取扱いについて（その2）

商工・観光関係事業の取扱いについて承認を求める。

平成19年6月1日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸山政史

商工・観光関係事業の取扱いについて

- 1 企業立地促進事業については、熊本市の例により統合する。ただし、合併時に富合町の条例に基づき指定を受けている企業等については現行どおりとする。
- 2 商工会補助金については、現行どおり存続する。
- 3 商工・観光関係事業のうち、下記の熊本市のみの事業については、新市の事業として継続する。
 - ・ 中小企業団体等支援事業
 - ・ 中小企業金融対策事業
 - ・ 経営相談事業
 - ・ 労働環境・福祉向上事業

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧 (商工・観光関係事業)

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認／継続	備考
35		商工・観光関係事業の取扱い				
	1	新規創業支援事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	2	新産業分支援事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	3	雇用対策事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	4	職業技能向上支援事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	5	商店街振興事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	6	工業活性化支援事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	7	中小企業人材育成支援事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	8	観光イベント関連事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	9	物産振興事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	10	工芸振興事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	11	企業立地促進事業	経済振興部会	第4回		
	12	商工会補助金	経済振興部会	第4回		
	13	中小企業団体等支援事業	経済振興部会	第4回		熊本市のみ
	14	中小企業金融対策事業	経済振興部会	第4回		熊本市のみ
	15	経営相談事業	経済振興部会	第4回		熊本市のみ
	16	労働環境・福祉向上事業	経済振興部会	第4回		熊本市のみ

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：経済振興部会

協議項目	3 5 商工・観光関係事業の取扱い	小項目名	1 1 企業立地促進事業
調整方針	熊本市の例により統合する。ただし、合併時に富合町の条例に基づき指定を受けている企業等については現行どおりとする		

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市 町 別 内 容	<p>企業立地促進事業</p> <p>【事業目的】 環境・情報通信等の新規成長分野をはじめ、雇用吸収力が高く波及効果が大い製造業を軸に本市への立地を促進することにより、雇用の場の拡大・市民所得の向上など経済の活性化を図る。</p> <p>【事業内容】 ○企業立地促進条例等に基づく立地促進 ・ 条例に基づく立地促進は補助金で対応</p> <p style="text-align: right;">平成 16 年度決算 11,633 千円 平成 17 年度決算 133,941 千円 平成 18 年度予算 143,407 千円</p>	<p>企業立地促進事業</p> <p>【事業目的】 富合町における工業等の開発を促進するため、本町内に工場等新設し、又は増設する者に対し、町税の不均一課税又は便宜の供与を行い、もって本町産業の振興を図ることを目的とする。</p> <p>【事業内容】 ○富合町工場等設置奨励条例に基づく立地促進 ・ 条例に基づく立地促進は固定資産税の不均一課税で対応</p>	<p>熊本市の例により統合する。 ただし、合併時に富合町の条例に基づき指定を受けている企業等については現行どおりとする。</p>

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：経済振興部会

協議項目	3 5 商工・観光関係事業の取扱い	小項目名	1 2 商工会補助金 ①
調整方針	現行どおり存続する		

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>熊本商工会議所</p> <p>(1) 会員数 6,599</p> <p>(2) 年会費 個人 月 500 円 法人 月 1,000 円</p> <p>(3) 補助金額 平成 17 年度決算 12,150 千円 平成 18 年度予算 12,150 千円</p> <p>託麻商工会</p> <p>(1) 会員数 1,174</p> <p>(2) 年会費 個人 月 800 円 法人 月 1,000 円</p> <p>(3) 補助金額 平成 17 年度決算 4,050 千円 平成 18 年度予算 4,050 千円</p> <p>北部商工会</p> <p>(1) 会員数 309</p> <p>(2) 年会費 個人 月 1,000 円 法人 月 1,500 円</p> <p>(3) 補助金額 平成 17 年度決算 4,050 千円 平成 18 年度予算 4,050 千円</p>	<p>富合町商工会</p> <p>(1) 会員数 199</p> <p>(2) 年会費 個人 月 1,000 円 法人 月 1,500 円</p> <p>(3) 補助金額 平成 17 年度決算 3,592 千円 平成 18 年度予算 3,500 千円</p> <p>(4) 委員会 8 委員会 ・ 正副会長、指導員会 ・ 金融審査会 ・ 商業部委員会 ・ 工業部委員会 ・ 広報委員会 ・ 研修事業委員会 ・ 福祉活動委員会 ・ 地域振興委員会</p>	<p>現行どおり存続する。</p>
			次頁へ続く

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：経済振興部会

協議項目	3 5 商工・観光関係事業の取扱い	小項目名	1 2 商工会補助金 ②
調整方針			

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市 町 別 内 容	河内商工会		
	(1) 会員数 204		
	(2) 年会費 個人 月 1,000 円		
	法人 月 1,500 円		
	(3) 補助金額		
	平成 17 年度決算 3,645 千円		
	平成 18 年度予算 3,645 千円		
	飽田商工会		
	(1) 会員数 169		
	(2) 年会費 個人 月 900 円		
	法人 月 1,100 円		
	(3) 補助金額		
平成 17 年度決算 2,835 千円			
平成 18 年度予算 2,835 千円			
天明商工会			
(1) 会員数 223			
(2) 年会費 個人 月 1,250 円			
法人 月 1,250 円			
(3) 補助金額			
平成 17 年度決算 3,969 千円			
平成 18 年度予算 3,969 千円			

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：経済振興部会

協議項目	35 商工・観光関係事業の取扱い	小項目名	13 中小企業団体支援事業
調整方針	新市の事業として継続する		

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>1. 中小企業団体への助成</p> <p>熊本県中小企業団体中央会 補助金額</p> <p>(1) 会員数 655 組合 平成17年度決算 1,800千円</p> <p>(2) 年会費 19,200円 平成18年度予算 1,800千円</p> <p>熊本市商店街連合会 補助金額</p> <p>(1) 会員数 36 商店街 平成17年度決算 900千円</p> <p>(2) 年会費 84,000円 平成18年度予算 900千円</p> <p>～18,000円</p> <p>熊本県商店街振興組合連合会 補助金額</p> <p>(1) 会員数 24 組合 平成17年度決算 225千円</p> <p>(2) 年会費 240,000円 平成18年度予算 225千円</p> <p>2. 中小企業振興助成条例に基づく助成</p> <p>中小企業の経営基盤の強化や中小企業の高度化に関する事業に助成する。</p> <p>平成17年度決算 28,761千円</p> <p>平成18年度予算 30,000千円</p>	<p>該当なし</p>	<p>合併後は、富合町域を含む全市域を対象として事業を実施する。</p>

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：経済振興部会

協議項目	3 5 商工・観光関係事業の取扱い	小項目名	1 4 中小企業金融対策事業 ①
調整方針	新市の事業として継続する		

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市 町 別 内 容	<p>(1) (特)商工振興資金貸付事業 融資枠を確保するとともに肥後銀行他7金融機関へ貸付原資を預託する。 【融資制度】</p> <p>①小口資金 ②無担保無保証人資金 ③経営安定資金 ④起業化支援資金 ⑤特別短期資金 ⑥中元年末資金 ⑦経営安定特例資金 ⑧経済環境変動対策資金 ⑨公害防止施設資金 ⑩地下水使用合理化設備資金 ⑪高度化資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度決算 3,343,000千円 ・平成17年度決算 3,343,000千円 ・平成18年度予算 3,343,000千円 <p>(2) 利子補給金 公衆浴場営業者、伝統工芸営業者、倒産関連中小企業者、アスベスト飛散防止と上記④、⑦、⑨、⑩の制度利用者に利子を補給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度決算 1,905千円(補給件数：41件) ・平成17年度決算 2,283千円(補給件数：41件) ・平成18年度予算 5,000千円 	<p>該当なし</p>	<p>合併後は、富合町域を含む全市域を対象として事業を実施する。</p>
			次頁へ続く

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：経済振興部会

協議項目	3 5 商工・観光関係事業の取扱い	小項目名	1 4 中小企業金融対策事業 ②
調整方針			

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市 町 別 内 容	<p>(3) 信用保証料補給金 上記①、②、④、⑦、⑨、⑩の制度利用者に信用保証料を補給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度決算 65,971千円(補給件数：1,219件) ・平成17年度決算 70,146千円(補給件数：1,222件) ・平成18年度予算 69,800千円 <p>(4) 中小企業対策融資保証料補助 上記③、④、⑤、⑦、⑧、⑨、⑩の制度について、信用保証料が一般分より低減されている分を信用保証協会へ補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度決算 13,200千円 ・平成17年度決算 11,323千円 ・平成18年度予算 11,900千円 		

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：経済振興部会

協議項目	35 商工・観光関係事業の取扱い	小項目名	15 経営相談事業 ①
調整方針	新市の事業として継続する		
調査	現 況		調整の具体的内容
市町名	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>(1) 中小企業経営サポートプラザ運営経費 経営革新、経営改善、創業等の多岐にわたるニーズに的確に対応し、中小企業の経営基盤の強化を図る。(開館時間：火～土 9：00～20：00)</p> <p>【内容】(平成16年10月開所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業診断士による無料経営(創業)相談、金融専門相談員による相談(アドバイス)、交流スペースの設置、経営支援ホームページやメールアドレスによる情報提供、資料等の貸し出し ・ 平成16年度決算 4,032千円(相談件数：129件) ・ 平成17年度決算 14,060千円(相談件数：391件) ・ 平成18年度予算 15,600千円 <p>(2) 経営相談事業</p> <p>中小企業診断士や弁護士等の専門家が中小企業の診断や問題解決のための相談、社内研修等の講師派遣等を実施し、専門的かつ高度な問題解決の助言等を行うスラップアップ事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成16年度決算 2,988千円(診断件数：11件) ・ 平成17年度決算 2,029千円(診断件数：23件) ・ 平成18年度予算 3,105千円 		<p>該当なし</p> <p>合併後は、富合町域を含む全市域を対象として事業を実施する。</p>
			次頁へ続く

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：経済振興部会

協議項目	3 5 商工・観光関係事業の取扱い	小項目名	1 5 経営相談事業 ②
調整方針			
調査	現	況	
市町名	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>(3) 起業家育成塾開催経費 大学生や創業を志す市民を対象に、起業に必要なノウハウを学ぶセミナーを熊本学園大学と共催で開催する。(10～12月の毎週土曜日、計9回開催)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度決算 500千円(受講者数：47名) ・平成17年度決算 500千円(受講者数：33名) ・平成18年度予算 500千円 <p>(4) チャレンジフロア運営経費 創業を志す市民や創業間もない事業者の円滑な成長を支援するため、商売の実践の場を提供するチャレンジフロアを管理運営する。</p> <p>(産文会館地階に平成18年1月開所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度決算 12,419千円 ・平成18年度予算 10,500千円 	調整の具体的内容	

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名:経済振興部会

協議項目	35 商工・観光関係事業の取扱い	小項目名	16 労働環境・福祉向上事業 ①
調整方針	新市の事業として継続する		

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>(1) 労働者福祉向上事業 労働者の福祉の推進や、労働環境の改善等について活動している団体に対し支援を行う。 16年度決算 1,400千円 17年度決算 1,110千円 18年度予算 1,400千円</p> <p>(2) 中退金共済助成（生活基盤の安定）事業 中小企業退職金共済制度に加入した事業所に対して掛け金の一部を助成することにより、中小企業退職金共済制度への加入促進を図る。 16年度決算 8,322千円 17年度決算 9,359千円 18年度予算 12,000千円</p> <p>(3) 勤労者福祉センター管理運営事業 職業相談室を設置し、中高年齢者の就労促進を図るとともに、健康相談及びスポーツ・教養・趣味等の講座を通じて、勤労者の福利厚生の実現を図る。財団法人熊本市勤労者福祉センターに委託している。 16年度決算 48,621千円 17年度決算 44,087千円 18年度予算 48,148千円</p>	<p>該当なし</p>	<p>合併後は、富合町域を含む全市域を対象として事業を実施する。</p>

[次頁へ続く](#)

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：経済振興部会

協議項目	35 商工・観光関係事業の取扱い	小項目名	16 労働環境・福祉向上事業 ②
調整方針			

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>(4) 中小勤福祉共済補助事業 会員制の共済制度を実施することにより、中小企業勤労者の福利厚生の充実を図る。財団法人熊本市勤労者福祉センターが実施している。 16年度決算 32,400千円 17年度決算 32,400千円 18年度予算 32,400千円</p> <p>(5) 技能者表彰事業 本市産業の発展に尽くした技能者を表彰することにより、技能者の地位及び技能水準の向上を図る。 16年度決算 2,649千円 17年度決算 2,148千円 18年度予算 2,623千円</p>		

協議第36号

建設関係事業の取扱いについて

建設関係事業の取扱いについて承認を求める。

平成19年6月1日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸山政史

建設関係事業の取扱いについて

- 1 建設関係事業のうち下記の事業については、合併時に熊本市の例により統合する。
 - ・道路法による新規道路の認定基準
 - ・里道の整備（補助金・交付金）
 - ・道路占用料
 - ・河川の維持管理

- 2 市（町）営住宅使用料の算定については、合併時に熊本市の例により統合する。ただし、富合地域においては、既存施設の建替え等が行われるまでの間は、利便性係数の調整等により合併前の水準とする。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧（建設関係事業）

協議番号	枝番号	協 議 項 目	部会名	提案	承認／継続	備考
36		建設関係事業の取扱い				
	1	道路法による新規道路の認定基準	建設部会	第4回		
	2	里道の整備(補助金・交付金)	建設部会	第4回		
	3	道路占用料	建設部会	第4回		
	4	河川の維持管理	建設部会	第4回		
	5	市(町)営住宅使用料の算定	建設部会	第4回		

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：建設部会

協議項目	3 6 建設関係事業の取扱い	小項目名	1 道法による新規道路の認定基準
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		
調査 市町名	現 熊本市	況 富合町	調整の具体的内容
市町別内容	<p>1. 熊本市道認定基準を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数の人及び車両の通行に供するもの。 ・有効幅員4 m以上。 ・縦断勾配9 %以下、地形上の特例12 %以下であること。 ・接続先が公道等であること。 ・利用戸数が通り抜け形状で2戸以上、袋路形状で5戸以上。 ・規定の隅切りが必要。 ・排水施設が有るか、設置が出来ること。 ・無償寄付であり、抵当権等の抹消が出来るもの。 ・市の基準に無い既設占用物件が無いこと。 <p>等がある。</p> <p>2. 市道認定は、議会の議決を要する。</p>	<p>1. 道路の寄付採納は次の各条件を満たすものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅員は4 m以上で舗装済、側溝300×300以上が布設してあること。 ・通りぬけができる道路であること。 ・将来的に町道に認定できる道路であること。 ・分筆登記済であること。 ・開発行為の道路は、その都度協議する。 <p>等がある。</p> <p>2. 町道認定は、議会の議決を要する。</p>	<p>合併時に熊本市の例により統合する。</p>

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：建設部会

協議項目	3 6 建設関係事業の取扱い	小項目名	2 里道の整備（補助金・交付金）
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市 町 別 内 容	<p>境界確定されている里道は市で整備を行う。 H17実績 10件 （※住民からの要望に対しては、全件市で対応する。）</p> <p>平成 17 年度決算 13,245 千円 平成 18 年度予算 49,576 千円 （工事：26 件）</p>	<p>地元行政区施工の里道整備 事業に対し、総事業費の 4 割を町より補助。 補助対象事業は総事業費 100 千円以上。</p> <p>平成 17 年度決算 1,428 千円（5 件） 平成 18 年度予算 850 千円（3 件）</p>	<p>合併時に熊本市の例により統合する。</p>

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：建設部会

協議項目	3 6 建設関係事業の取扱い	小項目名	3 道路占用料
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市 町 別 内 容	<p>1. 熊本市道路占用料徴収条例及び熊本市道路占用規則に基づき許認可事務を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 占用料 道路占用料徴収条例に明記 ・ 許可申請（申請書・添付書類） 道路占用規則に明記 ・ 平成16年度道路占用許可 申請件数 約4,400件 占用料調定額 約330,000千円 <p>2. 平成17年度から熊本市法外公共物管理条例及び熊本市法外公共物管理条例施行規則に基づき水路・里道の許認可事務についてもやっている。</p>	<p>1. 占用条例無し。熊本県土木部発行の道路維持管理事務の手引きを参考に指導している。</p> <p>2. 道路占用許可を受けるためには次に挙げる事項を記載した申請書を提出する。なお、占用料は徴収していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 占用の場所 ・ 占用の面積又は個所数 ・ 占用目的 ・ 占用期間 ・ 工事の施行方法、施行時期 ・ 占用物の構造 ・ 添付図面（位置図、字図、計画図、設計図） 	合併時に熊本市の例により統合する。

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：建設部会

協議項目	3 6 建設関係事業の取扱い	小項目名	4 河川の維持管理
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調査市町名	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>1. 都市基盤河川の維持管理については、県市で協定書を交わし維持管理を行っている。 都市基盤河川（健軍川、藻器堀川、麴川、鶯川）</p> <p>2. 準用河川の維持管理については市の単独費で浚渫等を行っている。 準用河川（谷尾崎川、天明新川、前川）</p> <p>3. 2級河川の坪井川については、県市の協定により、一部区間について、清掃業務のみを行っている。 協定区間・永康橋～上代橋まで(約8km)・千金甲橋～河口まで(約3km)</p> <p>4. 砂防指定地 市内51箇所</p>	<p>1. 都市基盤河川は、該当なし。</p> <p>2. 準用河川の維持管理については、町の単独費で行っている。 準用河川（安永川、五双川）</p> <p>3. 2級河川については、県と町の協定等による業務はない。</p> <p>4. 砂防指定地 町内4箇所 なお、行政区で実施する砂防指定地の浚渫に対して6割以内の補助を行っている。 (平成16～18年度において実績なし)</p>	<p>合併時に熊本市の例により統合する。</p>

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：建設部会

協議項目	3 6 建設関係事業の取扱い	小項目名	5 市（町）営住宅使用料の算定
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する。ただし、富合地域の公営住宅については、既存施設の建替え等が行われるまでの間は、利便性係数の調整等により合併前の水準とする		

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市 町 別 内 容	<p>1. 使用料（家賃）の算定 使用料＝家賃算定基礎額 × 市町村立地係数 × 規模係数 × 経過年数係数 × 利便性係数</p> <p>2. 家賃算定基礎額：公営住宅法で定める額</p> <p>3. 市町村立地係数：国土交通大臣が定める値 0.95</p> <p>4. 規模係数：公営住宅施行令で定める値</p> <p>5. 経過年数係数：公営住宅施行令で定める値</p> <p>6. 利便性係数：事業主体が定める値 熊本市における利便性係数設定は次のとおり 利便性係数＝1－（地域要因+設備要因） 地域要因＝0.2*(1-Log10Ln/Log10Lh) Ln 当該住宅の固定資産税評価額（㎡/円） Lh 固定資産税評価額（㎡/円）の最高額 設備要因 風呂設備 0.05 給湯設備 0.05</p>	<p>1. 使用料（家賃）の算定 使用料＝家賃算定基礎額 × 市町村立地係数 × 規模係数 × 経過年数係数 × 利便性係数</p> <p>2. 家賃算定基礎額：公営住宅法で定める額</p> <p>3. 市町村立地係数：国土交通大臣が定める値 0.70</p> <p>4. 規模係数：公営住宅施行令で定める値</p> <p>5. 経過年数係数：公営住宅施行令で定める値</p> <p>6. 利便性係数 廻江団地 0.75 国町団地 0.70</p>	<p>合併時に熊本市の例により統合する。ただし、富合地域の公営住宅については、既存施設の建替え等が行われるまでの間は、利便性係数の調整等により合併前の水準とする。</p>

協議第40号

教育関係事業の取扱いについて（その2）

教育関係事業の取扱いについて承認を求める。

平成19年6月1日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

教育関係事業の取扱いについて

- 1 合併後も新市（富合地域）の事業として現行のとおりとする。
 - ・ 小中一貫教育（教育特区）
- 2 市立高校の通学区域については、合併時に熊本市の例により統合する。
 - ・ 通学区域（高等学校）
- 3 合併時に熊本市の例により統合する。
 - ・ 地域公民館（社会教育施設）への補助金
 - ・ 学校図書館充実事業
- 4 育英奨学金（育英事業）については、合併時に熊本市の例により統合する。ただし、合併前の貸付継続者・返還者がいる場合はそれぞれの貸付・返還が完了するまでは従前の制度を適用する。
- 5 合併時に熊本市の例により統合する。
 - ・ 青少年育成会議
 - ・ 青少年健全育成事業

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧（教育関係事業）

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認／継続	備考
40		教育関係事業の取扱い				
	1	就学支援 (学級支援員配置・修学旅行特別支援)	教育部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	2	青少年国際・国内交流事業	教育部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	3	青少年活動支援事業	教育部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	4	生涯学習推進事業	教育部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	5	家庭教育推進事業	教育部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	6	スポーツ振興基金等	教育部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	7	総合型地域スポーツクラブの育成	教育部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	8	各種大会(開催)補助金	教育部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	9	小中一貫教育(教育特区)	教育部会	第4回		富合町のみ
	10	通学区域(高等学校)	教育部会	第4回		
	11	地域公民館(社会教育施設)への補助金	教育部会	第4回		
	12	学校図書館充実事業	教育部会	第4回		
	13	育英奨学金(育英事業)	教育部会	第4回		
	14	青少年育成会議	市民生活部会	第4回		
	15	青少年健全育成事業	市民生活部会	第4回		

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名: 教育部会

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	9 小中一貫教育(教育特区) ①
調整方針	合併後も新市(富合地域)の事業として継続する		

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	制度なし	<p>(1) 教育段階の工夫 小中学校9年間を前期(小1～小4)中期(小5～中1)後期(中2～中3)に区分し発達段階に応じた教育を行う</p> <p>(2) 基礎教科の充実発展 前期－基礎基本の確実な定着を図るため、国語、算数においては授業時数を増やし指導を行う 中期－一部教科担任制を導入し、少人数授業を行い、上位学年の学習も行う 後期－学習指導要領の確実な定着と課題学習を発展的に行う</p> <p>(3) 国際科の創設 英語教育分野－小1より英語活動を行い、小5より中学校の英語教科書を使う 国際交流分野－外国人との交流を行い、将来的にはホームステイを実施する 伝統文化活動分野－華道、茶道等の9コースから選択し習得したことを国際交流の中で活かして行く 情報教育分野－パソコンの技能を高めるとともに情報モラルを認識し国際交流に役立てる</p>	小中一貫教育については、富合町独自で特色ある教育がなされているので、モデル的な事業として継続する。(教育特区による固有事業)
			次頁へ続く

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名: 教育部会

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	9 小中一貫教育(教育特区)②
調整方針			

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容		<p>(4) 生き方創造科の創設 人、社会との関わりの中で、未来へ向けて自分の生きる力を身につけさせる 特区全体</p> <p>(5) 教職員数の増 英語、国語、算数(数学)については、授業時間を増やし、また通常2クラスの学級を習熟度別に3クラスに分け少人数学級により専科の教諭で授業を行っている。 県教育委員会より小中学校に合わせ10名の加配教員を配置。 町単独で2名講師(臨時)採用 【予算、決算】 特区全体 平成18年度予算 8,706千円 (補助教員を小中学校に各1名配置) 平成18年度予算額 3,983千円 (英検・漢検・数検を公費により受験) 平成18年度予算額 1,183千円 特区全体 平成17年度決算 8,492千円 特区全体 平成16年度決算 19,479千円</p>	

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名: 教育部会

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	10 通学区域(高等学校)
調整方針	市立高校の通学区域については、合併時に熊本市の例により統合する		

調査	現 況		調整の具体的内容																						
	熊 本 市	富 合 町																							
市町別内容	<p>現在の公立高等学校の通学区域について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必由館高等学校 ・ 千原台高等学校 <p>通学区域は熊本市であるが、学区外の出願者に入学を許可し得る数を下表のとおり設定している。</p> <table border="1"> <tr> <td>学校・学科・コース</td> <td>学区外入学生 (募集定員に占める割合)</td> </tr> <tr> <td>必由館高等学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・普通科</td> <td>5%以内</td> </tr> <tr> <td>・普通科国際コース</td> <td>30%以内</td> </tr> <tr> <td>・普通科芸術コース</td> <td>40%以内</td> </tr> <tr> <td>・普通科服飾デザインコース</td> <td>40%以内</td> </tr> <tr> <td>千原台高等学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・普通科国際経済コース</td> <td>30%以内</td> </tr> <tr> <td>・普通科健康スポーツコース</td> <td>40%以内</td> </tr> <tr> <td>・情報科OA会計コース</td> <td>40%以内</td> </tr> <tr> <td>・情報科経営情報コース</td> <td>40%以内</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 済々覺高等学校 ・ 熊本高等学校 ・ 第一高等学校 ・ 第二高等学校 ・ 熊本西高等学校 ・ 熊本北高等学校 ・ 東稜高等学校 	学校・学科・コース	学区外入学生 (募集定員に占める割合)	必由館高等学校		・普通科	5%以内	・普通科国際コース	30%以内	・普通科芸術コース	40%以内	・普通科服飾デザインコース	40%以内	千原台高等学校		・普通科国際経済コース	30%以内	・普通科健康スポーツコース	40%以内	・情報科OA会計コース	40%以内	・情報科経営情報コース	40%以内	<p>現在の公立高等学校(普通科)の通学区域について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一高等学校 ・ 御船高等学校 ・ 甲佐高等学校 ・ 宇土高等学校 ・ 松橋高等学校 ・ 矢部高等学校 <p>* 県立高校の通学区域については、県教育委員会の取り扱いとなる。</p>	<p>市立高校については、富合町も通学区域内となる。</p>
学校・学科・コース	学区外入学生 (募集定員に占める割合)																								
必由館高等学校																									
・普通科	5%以内																								
・普通科国際コース	30%以内																								
・普通科芸術コース	40%以内																								
・普通科服飾デザインコース	40%以内																								
千原台高等学校																									
・普通科国際経済コース	30%以内																								
・普通科健康スポーツコース	40%以内																								
・情報科OA会計コース	40%以内																								
・情報科経営情報コース	40%以内																								

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名: 教育部会

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	11 地域公民館(社会教育施設)への補助金 ①
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>1. 地域公民館 438 館</p> <p>2. 地域公民館補助金 (1) 運営費 1 館につき 150 千円以内で支給(9 月末までに結成した場合は年額の 1/2 を補助) (2) 建設費 経費の 50%支給 最高 7,500 千円以内 (3) 営繕費 経費の 60%支給 最高 600 千円以内</p>	<p>1. 地区公民館 21 館 (22 地区中) ※地区で管理運営を行っている。</p> <p>2. 地区公民館補助金 (1) 運営費 補助なし (2) 建設費及び (3) 営繕費 ※行政区に対し、地区公民館建設補助金として交付する。 【補助金の交付対象及び交付額】 ① 新築及び改築工事 ・ 建築面積が 50 ㎡以上の場合は、50 ㎡を 200 万円とし、50 ㎡を超える 1 ㎡につき 1 万円加算 ・ 50 ㎡未満の場合は、工事価格の 4 割 (限度額 200 万円) ② 増築工事 (50 ㎡以下) ・ 工事価格の 4 割 (限度額 200 万円) ③ 補修及び附帯設備工事 (1 件 10 万円以上) ・ 工事価格の 4 割 (限度額 50 万円) ④ 敷地購入及び造成工事 ・ 敷地購入及び工事価格の 4 割</p>	<p>合併時に熊本市の制度に統一する。</p>
			次頁へ続く

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名: 教育部会

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	11 地域公民館(社会教育施設)への補助金 ②
調整方針			

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>(4) 借家料 年額に1/3 を乗じて150千円を超えない額(10月1日までに契約締結の場合は年額の1/2の額)</p> <p>(H16年度実績)</p> <p>運営費補助 34,037千円 (件数430)</p> <p>建設費補助 24,000千円 (件数3)</p> <p>営繕費補助 14,834千円 (件数53)</p> <p>借家料補助 722千円 (件数6)</p> <p>(H17年度実績)</p> <p>運営費補助 34,012千円 (件数430)</p> <p>建設費補助 20,881千円 (件数3)</p> <p>営繕費補助 14,200千円 (件数50)</p> <p>借家料補助 722千円 (件数6)</p> <p>(H18年度予算)</p> <p>運営費補助 34,400千円 (H18予算)</p> <p>建設費補助 22,500千円 (H18予算)</p> <p>営繕費補助 15,000千円 (H18予算)</p> <p>借家料補助 722千円 (H18予算)</p> <p>※市地域公民館連絡協議会に1,200千円の補助を実施している。(18年度から1,080千円)</p> <p>※学習講座開設事務委託1,200千円の補助を実施している。</p>	<p>(4) 借家料 補助なし</p> <p>(H17年度実績)</p> <p>地区公民館建設補助金 171千円</p> <p>建設費補助 119千円 (件数2)</p> <p>営繕費補助 52千円 (件数1)</p> <p>(H18年度予算)</p> <p>地区公民館建設補助金 465千円</p>	

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名: 教育部会

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	12 学校図書館充実事業 ①
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>司書業務補助員 学校図書館司書業務補助員の配置 ・全小中学校に補助員を配置し、図書の整理や修理、児童生徒の読書相談などを行っている。</p> <p>勤務日 一日5時間 賃金 3,850円(日額) 勤務日 1・2・3・学期(長期休業日を除く) (司書業務補助員配置経費) 平成16年度決算 87,095千円 平成17年度決算 88,012千円 平成18年度予算 90,615千円</p>	<p>司書業務補助員 学校図書館専任の職員(臨時等含む)の配置なし。 (事務補助が司書教諭の補助で図書館の整理の手伝いを行っている程度)</p>	<p>学校図書館司書業務補助員については、富合町小中学校については熊本市の基準により配置する。</p>
	<p>図書整備 図書購入予算(18年度予算ベース) 小学校 407,000円(1校平均) 中学校 810,000円(1校平均) 平成16年度決算 小学校 32,942千円 中学校 35,902千円 平成17年度決算 小学校 32,964千円 中学校 30,750千円 平成18年度予算 小学校 33,000千円 中学校 30,000千円 蔵書数(18年3月現在) 小学校 655,061冊 中学校 363,670冊</p>	<p>図書整備 図書購入予算(18年度予算ベース) 小学校 520,000円 中学校 550,000円 平成16年度決算 小学校 562千円 中学校 762千円 平成17年度決算 小学校 520千円 中学校 538千円 蔵書数(19年2月現在) 富合小学校 13,661冊 富合中学校 15,356冊</p>	<p>学校図書館の蔵書整備については、富合町小中学校も含めた全体的な計画により整備する。</p>

次頁へ続く

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	12 学校図書館充実事業 ②
調整方針			

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>図書流通</p> <ul style="list-style-type: none"> 図書管理・検索システム 学校図書館の蔵書情報の一元管理を行い、バーコードによる貸し出し、返却システムにより、効率的・効果的に図書管理を行っている。 (予算：地域教育情報ネットワークの管理経費内) 	<p>図書流通 なし</p>	<p>図書管理システム・検索システム等については、熊本市のシステムを導入する。</p> <p>図書館資源ネットワークについては、富合町も含めた形で実施する。</p>

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名: 教育部会

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	13 育英奨学金(育英事業)
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する。 ただし、合併前の貸付継続者・返還者がいる場合は、それぞれ貸付・返還が完了するまでは従前の制度を適用する		

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>熊本市奨学金貸付制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採用定数 高校等 280人 大学等 100人 ・貸付額〔月額〕 高校等(国公立) 18,000円 " (私立) 30,000円 大学等(国公立) 42,000円 " (私立) 51,000円 ・貸付実績 平成16年度決算 127,322千円 平成17年度決算 138,378千円 平成18年度予算 168,750千円 ・貸付期間 在学する学校等の正規の修学年限 ・返還方法 最終貸付月の6ヶ月後から9年～15年以内 ・選考基準 (1) 熊本市内に居住する者の被扶養者であること。 (2) 学校教育法による高等学校等、大学又は専修学校等に在学していること。 (3) 経済的理由により修学が困難であると認められること。 (4) 他の奨学金等や授業料の減免等を受けていないこと。 	<p>富合町奨学金貸付制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当者数・・・1名 ・貸付額・・・月額10,000円以内 ・貸付実績 平成16年度決算 0千円 平成17年度決算 0千円 平成18年度予算 120千円 ・貸付期間 高校在学3年間 ・返還方法 最終貸付月の1年後から6年以内 ・選考基準 富合中学校卒業者であること 学資の支弁が困難であること 他の奨学金を受けていないこと 	<p>奨学金貸付制度については、熊本市の制度へ統一する。 ただし、統一時に富合町の制度による貸付継続者、返還者がいる場合は、それぞれ貸付、返還が完了するまで従前の制度を適用する。</p>

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：市民生活部会

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	1 4 青少年育成会議
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>1. 名称 熊本市青少年健全育成連絡協議会</p> <p>2. 目的 校区青少協相互の連絡協調のもと、地域における青少年の社会参加や非行防止などの実践活動を促進するとともに、関係機関及び諸団体との連携を密にし、市民の青少年健全育成に対する理解と自覚を高め、青少年の健全育成を図ることを目的とする。</p> <p>3. 組織 会長 1人 副会長 2人 理事 23人 評議員 78人 会計 1人 監事 2人</p> <p>4. 任期 2年（再任を妨げない）</p> <p>5. 役員選出 会長、副会長は理事の互選。理事は地域の評議員が選出。評議員は校区青少協会長をもってあてる。会計は理事の中から会長が委嘱。監事は評議員の中から会長が委嘱し、総会の承認を得る。</p> <p>6. 会議 評議員会（総会） 年1回または必要があるとき 理事会 運営上必要があるとき</p> <p>7. 市補助金 500千円 ※ほかに校区青少協78団体へ各65千円を補助</p>	<p>1. 名称 富合町青少年育成町民会議</p> <p>2. 任務 青少年の健全な育成をはかることを目的に、青少年育成啓発事業（青少年補導活動、子ども会活動への後援等）</p> <p>3. 組織 会長 1人（町長） 副会長 2人 常任委員 26人 監事 2人</p> <p>4. 任期 2年（再任は妨げない）</p> <p>5. 役員選出 会長は町長をもって充てる。会議の副会長、監事は会長が任命する。</p> <p>6. 会議 毎年1回招集し、この会議が最高決議機関</p> <p>7. 町補助金 450千円</p>	<p>合併時に熊本市の例により統合する。</p>

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：市民生活部会

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	15 青少年健全育成事業 ①
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>【青少年健全育成協議会の活動支援】</p> <p>全小学校区(78校区)毎に、地域内青少年育成団体や関係機関が結集して、校区青少年健全育成協議会が結成されている。また、これらの校区協議会は、更に熊本市青少年健全育成連絡協議会を結成している。このような青少年健全育成組織の自主性を尊重しながら、協力連携して「地域ぐるみ」「市民ぐるみ」の青少年健全育成活動を展開する。</p> <p>補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校区青少年健全育成協議会運営費補助金 65,000円/年×78校区=5,070千円 平成16年度決算 5,070千円 (78校区) 平成17年度決算 5,070千円 (78校区) 平成18年度予算 5,070千円 (78校区) <p>・熊本市青少年健全育成連絡協議会運営費補助金 500,000円/年</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成16年度決算 500千円 平成17年度決算 500千円 平成18年度予算 500千円 	<p>青少年育成町民会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補導部会(地区補導員22名) ・防犯部会(地域安全推進連絡会16名) ・青少年活動補助 など <p>上記を中心に活動している。事務局は、教育委員会生涯学習班で行っている。</p> <p>補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> 防犯活動、不審者対策啓発活動、子ども会スポーツ大会 平成16年度決算 510千円 平成17年度決算 480千円 平成18年度予算 450千円 	<p>合併時に熊本市の例により統合する。</p> <p>富合町青少年育成町民会議の補導部会が行っている街頭補導については、熊本市青少年指導員委嘱形態となる。また、町民会議の防犯部会が行っている防犯活動等については、熊本市校区防犯協会の制度・補助金に統合する。</p> <p>子ども会スポーツ大会の実施は、子ども会主催事業とし、子ども会予算で実施するか、中学生も含めた大会に変更し、熊本市中学生地域交流推進事業として実施する。</p>
			次頁に続く

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：市民生活部会

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	1 5 青少年健全育成事業 ②
調整方針			

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>【中学生地域交流推進事業】 中学生と地域住民とのふれあい活動を通し、中学生に地域社会の一員としての誇りや地域への親しみを育むため中学校区（37校区）を単位とした地域活動を支援する。（助成内容）1校区につき15万円を上限とし、事業費の3/4を助成する。</p> <p>平成16年度決算 4,862千円（35校区） 平成17年度決算 4,650千円（33校区） 平成18年度予算 5,550千円（37校区）</p> <p>【冒険遊び場（プレイパーク）支援事業】 地域が主体となり開設する「地域プレイパーク」に遊び材料・工作道具代やプレイヤー養成・派遣などの支援を行うとともに、広報・啓発を行いプレイパークの普及を図る。 （支援内容） 1. 必要な遊び材料、工作道具の購入費 ・1回目 100,000円以内 ・2回目以降 30,000円以内 年間5回まで支援 2. プレイリーダーの派遣費 1団体あたり・・・1回3人程度 謝礼金・・・1日3,500円</p> <p>平成16年度決算 2,042千円（8団体） 平成17年度決算 2,122千円（10団体） 平成18年度予算 2,330千円（10団体）</p>		

協議第 4 1 号

選挙管理事務の取扱いについて

選挙管理事務の取扱いについて承認を求める。

平成 19 年 6 月 1 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

選挙管理事務の取扱いについて

選挙管理事務の取扱いについては、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 富合地域の投票区の区割りについては、合併時までには有権者数及び地理的条件を考慮し、見直しを検討するものとする。
- (2) 農業委員会委員の選挙管理事務の取扱いについては、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いの項目において別途協議を行う。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧（選挙管理事務）

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認／継続	備考
41		選挙管理事務の取扱い				
	1	投票区	総務部会	第4回		

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：総務部会

協議項目	41 選挙管理事務の取扱い	小項目名	1 投票区
調整方針	富合地域の投票区の区割りについては、合併時までに有権者数及び地理的条件を考慮し、見直しを検討するものとする		

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>126投票区</p> <p>別紙「投票区面積一覧表」参照のこと。</p>	<p>第1投票区（木原、平原、新、南田尻、清藤） 2.99 k㎡ 有権者数 1,126人 富合中学校武道場</p> <p>第2投票区（榎津） 2.02 k㎡ 有権者数 643人 榎津地域公民館</p> <p>第3投票区（木原） 3.62 k㎡ 有権者数 702人 木原地域公民館</p> <p>第4投票区（田尻、古閑、清藤、西田尻、志々水） 2.07 k㎡ 有権者数 816人 田尻地域公民館</p> <p>第5投票区（廻江、釈迦堂、大町、上杉） 3.47 k㎡ 有権者数 960人 大町地域公民館</p> <p>第6投票区（清藤、国町、小岩瀬） 2.05 k㎡ 有権者数 955人 国町地域公民館</p> <p>第7投票区（菰江、碓江） 2.42 k㎡ 有権者数 644人 碓江地域公民館</p> <p>第8投票区（杉島、御船手、鳥場） 0.95 k㎡ 有権者数 811人 杉島地域公民館</p>	<p>富合地域の投票区の区割りについては、合併時までに有権者数及び地理的条件を考慮し、見直しを検討するものとする。</p>

投票区面積一覧表

投票区	地区名（投票所）	面積	選挙人名簿登録者数	投票区	地区名（投票所）	面積	選挙人名簿登録者数
101	熊本市役所	0.91	1,999	164	山ノ内小学校	1.59	8,927
102	慶徳小学校	0.49	2,265	165	長嶺小学校	2.93	8,647
103	五福地域開発センター	0.32	2,561	166	さくら幼稚園	1.04	5,114
104	一新小学校	0.54	5,006	167	託麻南小学校	1.01	6,262
105	一新幼稚園	0.74	1,970	168	託麻東小学校	12.48	9,601
106	上熊本老人憩の家	0.31	1,679	169	託麻北小学校	6.15	6,284
107	池田地域コミュニティセンター	1.10	3,480	170	託麻市民センター	1.32	4,582
108	池田小学校	1.00	3,296	171	託麻西小学校	1.12	7,018
109	京町台保育園	0.55	2,127	172	下南部公民館	0.62	2,442
110	京陵中学校	0.50	2,964	173	西原公民館	0.26	2,459
111	壺川小学校	0.80	4,148	174	西原小学校	1.70	8,180
112	藤園中学校	0.28	2,459	175	西里地域コミュニティセンター	8.01	2,360
113	碩台小学校	0.41	3,009	176	熊本保健科学大学	7.36	3,147
114	必由館高校	0.73	3,903	177	明德体育館	3.83	2,186
115	黒髪小学校	0.69	2,667	178	北部総合支所	5.08	6,055
116	桜山中学校	2.26	4,804	179	北部東小学校	5.09	7,196
117	清水小学校	1.98	5,404	201	花園小学校	3.72	6,724
118	亀井公民館	0.62	3,150	202	花園（牧崎）公民館	2.10	3,772
119	高平台小学校	2.20	7,703	203	岳林寺	3.33	3,754
120	化学及血清療法研究所	1.30	3,816	204	城西小学校	1.55	6,709
121	八景水谷公民館	0.76	3,200	205	横手保育園	0.48	1,072
122	城北小学校	1.22	5,161	206	春日小学校	1.17	4,005
123	清水北老人憩の家	0.58	2,675	207	春日保育園	0.30	1,540
124	麻生田小学校	1.16	6,734	208	向山小学校	0.84	5,370
125	楡木小学校	1.12	5,343	209	世安町公民館	0.80	3,253
126	楠小学校	0.80	5,497	210	本荘小学校	0.52	3,003
127	武蔵小学校	0.88	5,104	211	春竹小学校	1.01	6,806
128	弓削小学校	1.23	4,045	212	建設技術専門学院	0.83	4,441
129	龍田小学校	2.15	7,512	213	託麻中学校	2.25	9,708
130	宝積寺公民館	2.58	4,654	214	田迎南小学校	1.27	4,989
131	白川小学校	0.57	3,684	215	御幸小学校	5.33	7,816
132	鎮西学園	0.40	2,654	216	川尻小学校	1.58	3,731
133	九州学院	0.55	3,452	217	城南中学校	2.73	5,211
134	大江小学校	0.79	3,270	218	城南小学校	1.53	2,092
135	渡鹿団地集会所（鹿乃家）	0.70	3,776	219	森下保育園	0.70	3,373
136	託麻原小学校	1.05	7,143	220	日吉小学校	1.12	3,673
137	白山保育園	0.20	2,261	221	日吉東小学校	2.20	4,809
138	白山小学校	0.80	5,488	222	力合小学校	2.22	7,821
139	出水小学校	0.55	4,738	223	薄場団地集会所	1.13	2,814
140	出水校区戸井の外集会所	0.39	3,730	224	古町小学校	0.54	2,828
141	東水前寺公民館	0.57	5,174	225	花陵中学校	0.76	4,679
142	熊本県庁	0.53	1,559	226	白坪小学校	1.48	5,211
143	砂取小学校	1.33	5,877	227	城山小学校	4.27	7,803
144	出水中学校	0.82	6,402	228	池上小学校	7.27	5,214
145	出水南中学校	0.82	3,519	229	高橋小学校	0.53	1,814
146	江津湖団地第2集会所	0.70	3,714	230	中島地域コミュニティセンター	2.45	1,656
147	画図地域コミュニティセンター	4.66	5,730	231	二番公民館	5.32	1,679
148	湖東中学校	1.15	4,100	232	小島地域コミュニティセンター	2.59	2,278
149	泉ヶ丘小学校	0.82	3,127	233	有明保育園	2.38	572
150	泉ヶ丘校区公民館	0.32	2,897	234	松尾東小学校	4.41	679
151	若葉小学校	0.98	4,468	235	松尾西小学校	5.98	1,079
152	東野中学校	1.90	5,911	236	松尾北地域コミュニティセンター	2.32	199
153	秋津第2公民館	2.20	4,278	237	河内小学校	8.00	2,468
154	桜木小学校	2.01	8,958	238	みかんの里振興センター	4.20	1,667
155	東町小学校	1.41	4,852	239	椎亀公民館	8.00	865
156	健軍東小学校	0.53	5,478	240	芳野小学校	14.10	1,067
157	健軍小学校	0.92	5,828	241	飽田東小学校	3.54	5,290
158	尾ノ上小学校	1.18	8,554	242	飽田南小学校	3.32	1,831
159	京塚公民館	0.53	2,266	243	飽田西小学校	4.78	2,258
160	帯山中学校	0.69	4,430	244	中緑小学校	3.00	981
161	帯山小学校	0.88	6,616	245	銭塘小学校	4.45	1,996
162	帯山校区第6町内公民館	0.52	4,644	246	奥古閑小学校	8.10	3,103
163	月出小学校	0.75	6,289	247	川口小学校	3.68	1,985

協議第 4 2 号

その他の事業の取扱いについて（その 1）

その他の事業の取扱いについて承認を求める。

平成 19 年 6 月 1 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

その他の事業の取扱いについて

- 1 その他の事業のうち下記の事業については、熊本市の例により統合する。
 - ・ 防犯協会
 - ・ 防犯灯設置補助金

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧 (その他)

協議番号	枝番号	協 議 項 目	部会名	提案	承認／継続	備考
42		その他の事業の取扱い				
	1	防犯協会	市民生活部会	第4回		
	2	防犯灯設置補助金	市民生活部会	第4回		

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：市民生活部会

協議項目	42 その他の事業の取扱い	小項目名	1 防犯協会
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>事業内容は、防犯パトロール、防犯灯設置、少年非行防止活動等多岐にわたる。</p> <p>1. 防犯に関する協会及び協議会への役員について</p> <p>(1) 熊本市防犯協会の役員 (2) 熊本市校区防犯協会連絡協議会の役員 (3) (財)熊本県暴力追放協議会の役員 (4) 熊本北地区防犯協会の役員 (5) 熊本南地区防犯協会の役員 (6) 熊本東地区防犯協会の役員 (7) 熊本南警察署沿岸警備協力会の役員</p> <p>2. 熊本市防犯協会事務局 熊本北・南・東3地区の防犯協会より分担金として年額50,000円を徴収</p> <p>3. 熊本市校区防犯協会連絡協議会 各校区より会費として年額20,000円を徴収</p> <p>4. 校区防犯協会(78校区) 各世帯より会費を徴収</p> <p>熊本市防犯協会に対する補助金 平成16年度決算 25,888千円 平成17年度決算 25,800千円 平成18年度予算 25,954千円</p>	<p>1. 防犯に関する協会及び協議会への役員について</p> <p>(1) 富合町駐在所連絡協議会の役員 (2) (財)熊本県暴力追放協議会の賛助会員 (3) 宇城地区防犯協会連合会の役員</p> <p>2. 富合町防犯協会事務局 全世帯より会費を徴収</p> <p>宇城地区防犯協会連合会負担金 平成16年度決算 448千円 平成17年度決算 448千円 平成18年度予算 448千円</p>	<p>合併時に熊本市の例により統合する。</p> <p>富合町の警察署管轄区域(宇城警察署)が現状のままであった場合は、関係機関と検討を行う。</p>

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：市民生活部会

協議項目	42 その他の事業の取扱い	小項目名	2 防犯灯設置補助金
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>防犯灯の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地区防犯協会から、各自治会に補助金交付 工事代等・・・5割補助 ・工事施工者 防犯灯を設置し、かつ維持管理をする町内自治会 <p>※熊本北・南・東防犯協会の内規による。</p> <p>平成16年度決算 1,465千円 (155件) 平成17年度決算 1,143千円 (130件) 平成18年度予算 1,400千円</p> <p>防犯灯の維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市(地域づくり推進課)から、各町内自治会へ維持管理費・・・年額2,000円/灯 <p>※防犯灯補助金交付規則による。</p> <p>平成16年度決算 45,199千円 (22,641灯) 平成17年度決算 45,492千円 (22,756灯) 平成18年度予算 45,552千円 (22,776灯)</p>	<p>防犯灯の設置及び維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯協会から、各地区に補助金交付 工事代等・・・4割補助 電気料・・・4割補助 電球等・・・全額補助 ・工事施工者 防犯灯を設置し、かつ維持管理をする行政区 <p>※防犯灯は約400灯設置 ※富合町防犯協会会則による。</p> <p>平成16年度決算 1,460千円 平成17年度決算 1,242千円 平成18年度予算 1,350千円</p> <p>地区と地区の間は、町で施行 ※ただし、主な通学路(地区間)については整備済</p>	<p>合併時に熊本市の例により統合する。</p>

(今回提案分)

協議第 8 号

地域自治組織等の取扱いについて（その 1）

地域自治組織等の取扱いについて承認を求める。

平成 19 年 7 月 3 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

地域自治組織等の取扱いについて

合併時に富合町の区域に「富合町合併特例区」を設置する。

- 1 名称は、富合町とする。
- 2 設置期間は、合併の日から 5 年間とする。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧 (地域自治組織等)

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認／継続	備考
8		地域自治組織等の取扱い				
	1	地域自治組織等の取扱い	総務部会	第5回		

協議第8号 地域自治組織等の取扱い

地域審議会、地域自治区（地方自治法による一般制度、合併新法による特例制度）、合併特例区の制度を活用するかどうかは、旧市町における住民の不安感の解消や新市行政への住民参加の促進等の観点を踏まえ、これらの制度を活用するか、また活用するとすれば、そのいずれを適応するか協議を行います。

【地域自治組織等の比較】

項目 \ 名称	地域審議会	地域自治区 (地方自治法)	地域自治区 (合併特例法)	合併特例区
法人格の有無	—	無し	無し	有り
設置期間	一定期間 (合併協議で定める)	制限なし	一定期間 (合併協議で定める)	5年以内
設置区域	市域の一部でも可	全市域	市域の一部でも可	市域の一部でも可
区域の単位	旧市町村単位	制限なし (小・中学校区でも可)	旧市町村単位	旧市町村単位
区長(特別職)	—	無し	任意設置	必置
予算編成権	無し	無し	無し	有り
人事権	無し	無し	無し	有り
地域協議会等の構成 員への報酬	有り	支給しないことと することができる	支給しないことと することができる	支給しないことと することができる
地域自治組織名称の 住居表示での使用	無し	無し	有り	有り

【地域自治組織等の比較】

	地域審議会	地 域 自 治 組 織		
		地域自治区	合併による 地域自治区	合併特例区
根拠法	合併特例法	地方自治法	合併特例法	合併特例法
法人格	なし（長の付属機関）	なし	なし	あり（特別地方公共団体）
審議会及び区（以下「区等」という）の権能	合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し、合併市町村の長の諮問に応じ審議し又は必要と認める事項につき長に意見を述べる。	市町村長の権限に属する事務を分掌させ、地域の住民の意見を反映させつつこれを処理する。	市町村長の権限に属する事務を分掌させ、地域の住民の意見を反映させつつこれを処理する。	合併後一定期間、旧市町村単位で処理することが事務の効果的な処理に資するもの及び地域の住民生活の利便性向上等のため合併特例区が処理することが特に必要と認められる事務のうち、 <u>規約で定めるものを処理する。</u>
区等の設置方法	合併関係市町村の協議により設置（議会の議決を経る必要がある）。	条例により設置。	合併関係市町村の協議により設置（議会の議決を経る必要がある）。	合併関係市町村の協議により設置（議会の議決を経る必要がある）。また、協議により規約を定め、知事の認可を受ける必要がある。
区等の設置期間	合併後の一定期間（上限無し） ／協議で定める	制限無し	合併後の一定期間（上限無し） ／協議で定める	合併後の一定期間（上限5年） ／協議による規約による
区等の事務所	—	事務所は必置	事務所は必置	事務所は必置
事務所長／ 区長	—	事務所長は市町村職員（事務吏員）	・事務所長は市町村職員（事務吏員） ・事務所長に代えて区長（特別職）を置くこと可。 ※市町村長が選任 ※任期は2年以内（協議による）	・ <u>区長（特別職）を置く。</u> ・区長は助役や支所長との兼務は可。 ※市町村長が選任 ※任期は2年以内（協議による規約で定める）
事務所の職員	—	事務所の職員は市町村職員。	事務所の職員は市町村職員。	事務所の職員は市町村職員のうちから市町村長の同意を得て区長が命じる。 合併特例区職員は市町村職員と併任。
事務所の事務	—	市町村長の権限に属する事務を分掌するとともに、地域協議会の事務を処理。	市町村長の権限に属する事務を分掌するとともに、地域協議会の事務を処理。	規約で定められた合併特例区の手務を処理。

	地域審議会	地 域 自 治 組 織		
		地域自治区	合併による 地域自治区	合併特例区
審議機関	地域審議会 (期間を定めて設置)	地域協議会 (期限無し)	地域協議会 (期間を定めて設置)	合併特例区協議会 (合併特例区の期間に連動して設置)
審議機関の役割 や権限	合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し、 ①合併市町村の長の諮問に応じ審議し、又は ②必要と認める事項につき長に意見を述べる。	①地域協議会は、市町村長等からの諮問事項又は必要な事項を審議し、長に意見を述べる。 ②市町村長は、 <u>条例</u> で定める地域自治区の区域に係る重要事項について地域協議会の意見を聴かなければならない。	①地域協議会は、市町村長等からの諮問事項又は必要な事項を審議し、長に意見を述べる。 ②市町村長は、合併関係市町村の <u>協議</u> により定める地域自治区の区域に係る重要事項について地域協議会の意見を聴かなければならない。	①合併特例区協議会は、市町村長等からの諮問事項又は必要な事項を審議し、長に意見を述べる。 ②合併市町村の長は、 <u>規約</u> で定める合併特例区の区域に係る重要事項について合併特例区協議会の意見を聴かなければならない。 ※合併特例区の <u>予算や規約の変更等</u> について、 <u>合併特例区協議会の同意が必要</u> 。
審議機関の委員 の選任方法等	合併関係市町村の <u>協議</u> による。 ※報酬は支給しなければならない。	当該区域に住所を有する者のうちから市町村長が選任。 ※任期は <u>4年以内</u> (<u>条例</u> で定める) ※報酬は支給しないことができる。	当該区域に住所を有する者のうちから市町村長が選任。 ※任期は <u>4年以内</u> (<u>協議</u> による) ※報酬は支給しないことができる。	当該区域に住所を有する者で <u>合併市町村の議会の議員の被選挙権を有する者のうちから規約で定める方法</u> により市町村長が選任。 ※任期は <u>2年以内</u> (<u>規約</u> による) ※報酬は支給しないことができる。
住居表示	—	地域自治区(旧市町名)の名称を表示しない。	地域自治区(旧市町名)の名称を表示する。	合併特例区(旧市町名)の名称を表示する。
予算編成権	—	なし (市町村において地域自治区に係る予算を措置)	なし (市町村において地域自治区に係る予算を措置)	あり (市町村により <u>措置された財源を基に独自の予算を編成</u> 。ただし、 <u>合併特例区協議会の同意及び市町村長の承認が必要</u>) ※課税、起債権限はなし。

〔参考〕

合併特例法上の合併特例区の設置期間が満了した後に、地方自治法上の地域自治区を設置することができる。

協議第19号

町名・字名の取扱いについて

町名・字名の取扱いについて承認を求める。

平成19年7月3日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

町名・字名の取扱いについて

- 1 熊本市の区域内の町名については、現行どおりとする。
- 2 富合町の区域については、「下益城郡富合町」を「熊本市富合町」に置き換え、現行の大字名から「大字」の文字を削除する。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧 (町名・字名)

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認／継続	備考
19		町名・字名の取扱い				
	1	町名・字名の取扱い	市民生活部会	第5回		

協議項目	19 町名・字名の取扱い	小項目名	1 町名・字名の取扱い
調整方針	熊本市の区域内の町名については、現行どおりとする 富合町の区域については、「下益城郡富合町」を「熊本市富合町」に置き換え、現行の大字名から「大字」の文字を削除する		

調査	現況		調整の具体的内容																																												
	熊本市	富合町																																													
市町名	熊本市（町名） 別添のとおり	富合町（大字） <table border="1"> <thead> <tr> <th>大字名</th> <th>フリガナ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>榎津</td><td>エノキヅ</td></tr> <tr><td>大町</td><td>オオマチ</td></tr> <tr><td>御船手</td><td>オフナテ</td></tr> <tr><td>碓江</td><td>カキノエ</td></tr> <tr><td>上杉</td><td>カミスギ</td></tr> <tr><td>清藤</td><td>キヨフジ</td></tr> <tr><td>木原</td><td>キワラ</td></tr> <tr><td>小岩瀬</td><td>コイワセ</td></tr> <tr><td>莎崎</td><td>コウザキ</td></tr> <tr><td>古閑</td><td>コガ</td></tr> <tr><td>国町</td><td>コクチヨウ</td></tr> <tr><td>菰江</td><td>コモノエ</td></tr> <tr><td>志々水</td><td>シジミズ</td></tr> <tr><td>釈迦堂</td><td>シヤカドウ</td></tr> <tr><td>新</td><td>シン</td></tr> <tr><td>杉島</td><td>スギジマ</td></tr> <tr><td>田尻</td><td>タノシリ</td></tr> <tr><td>西田尻</td><td>ニシタノシリ</td></tr> <tr><td>平原</td><td>ヒラバル</td></tr> <tr><td>廻江</td><td>マイノエ</td></tr> <tr><td>南田尻</td><td>ミナミタノシリ</td></tr> </tbody> </table>	大字名	フリガナ	榎津	エノキヅ	大町	オオマチ	御船手	オフナテ	碓江	カキノエ	上杉	カミスギ	清藤	キヨフジ	木原	キワラ	小岩瀬	コイワセ	莎崎	コウザキ	古閑	コガ	国町	コクチヨウ	菰江	コモノエ	志々水	シジミズ	釈迦堂	シヤカドウ	新	シン	杉島	スギジマ	田尻	タノシリ	西田尻	ニシタノシリ	平原	ヒラバル	廻江	マイノエ	南田尻	ミナミタノシリ	熊本市の区域内の町名については、現行どおりとする。 富合町の区域については、「熊本市富合町」に置き換え、現行の大字名から「大字」の文字を削除する。 例： 下益城郡富合町大字榎津〇〇番地△ ↓ 熊本市富合町榎津〇〇番地△
大字名	フリガナ																																														
榎津	エノキヅ																																														
大町	オオマチ																																														
御船手	オフナテ																																														
碓江	カキノエ																																														
上杉	カミスギ																																														
清藤	キヨフジ																																														
木原	キワラ																																														
小岩瀬	コイワセ																																														
莎崎	コウザキ																																														
古閑	コガ																																														
国町	コクチヨウ																																														
菰江	コモノエ																																														
志々水	シジミズ																																														
釈迦堂	シヤカドウ																																														
新	シン																																														
杉島	スギジマ																																														
田尻	タノシリ																																														
西田尻	ニシタノシリ																																														
平原	ヒラバル																																														
廻江	マイノエ																																														
南田尻	ミナミタノシリ																																														
市町別内容																																															

熊本市町名一覧

	町名	フリガナ	
ア	会富町	アイドミマチ	
	秋津一丁目	アキツ 一チョウメ	
	秋津二丁目	アキツ ニチョウメ	
	秋津三丁目	アキツ ミチョウメ	
	秋津新町	アキツシンマチ	
	秋津町秋田	アキツマチアキタ	
	秋津町沼山津	アキツマチヌヤマヅ	
	麻生田一丁目	アソウダ 一チョウメ	
	麻生田二丁目	アソウダ ニチョウメ	
	麻生田三丁目	アソウダ ミチョウメ	
	麻生田四丁目	アソウダ ヨウチョウメ	
	麻生田五丁目	アソウダ ゴウチョウメ	
	荒尾町	アラオマチ	
	荒尾一丁目	アラオ 一チョウメ	
	荒尾二丁目	アラオ ニチョウメ	
	荒尾三丁目	アラオ ミチョウメ	
	改寄町	アラキマチ	
安政町	アンセイマチ		
イ	井川淵町	イガワブチマチ	
	池亀町	イケガメマチ	
	池田一丁目	イケダ 一チョウメ	
	池田二丁目	イケダ ニチョウメ	
	池田三丁目	イケダ ミチョウメ	
	池田四丁目	イケダ ヨウチョウメ	
	池上町	イケノウエマチ	
	石原一丁目	イシワラ 一チョウメ	
	石原二丁目	イシワラ ニチョウメ	
	石原三丁目	イシワラ ミチョウメ	
	石原町	イシワラマチ	
	和泉町	イズミマチ	
	出水一丁目	イズミ 一チョウメ	
	出水二丁目	イズミ ニチョウメ	
	出水三丁目	イズミ ミチョウメ	
	出水四丁目	イズミ ヨウチョウメ	
	出水五丁目	イズミ ゴウチョウメ	
	出水六丁目	イズミ ヨウチョウメ	
	出水七丁目	イズミ シチチョウメ	
	出水八丁目	イズミ ハチチョウメ	
	板屋町	イタヤマチ	
	出仲間一丁目	イデナカマ 一チョウメ	
	出仲間二丁目	イデナカマ ニチョウメ	
	出仲間三丁目	イデナカマ ミチョウメ	
	出仲間四丁目	イデナカマ ヨウチョウメ	
	出仲間五丁目	イデナカマ ゴウチョウメ	
	出仲間六丁目	イデナカマ ヨウチョウメ	
	出仲間七丁目	イデナカマ シチチョウメ	
	出仲間八丁目	イデナカマ ハチチョウメ	
	出仲間九丁目	イデナカマ クウチョウメ	
	今町	イママチ	
	ウ	魚屋町一丁目	ウオヤマチ 一チョウメ
		魚屋町二丁目	ウオヤマチ ニチョウメ
魚屋町三丁目		ウオヤマチ ミチョウメ	
兎谷一丁目		ウサギダニ 一チョウメ	
兎谷二丁目		ウサギダニ ニチョウメ	
兎谷三丁目		ウサギダニ ミチョウメ	
海路口町		ウジグチマチ	
薄場町		ウスバマチ	

	町名	フリガナ
ウ	薄場一丁目	ウスバ 一チョウメ
	薄場二丁目	ウスバ ニチョウメ
	薄場三丁目	ウスバ ミチョウメ
	打越町	ウチゴシマチ
	内田町	ウチダマチ
	内坪井町	ウチツボイマチ
	エ	江越一丁目
江越二丁目		エゴエ ニチョウメ
画図東一丁目		エズヒガシ 一チョウメ
画図東二丁目		エズヒガシ ニチョウメ
画図町大字上無田		エズマチオオアザカミムタ
画図町大字重富		エズマチオオアザシゲドミ
画図町大字下無田		エズマチオオアザシモムタ
画図町大字下江津		エズマチオオアザシモエヅ
画図町大字所島		エズマチオオアザトコロジマ
江津一丁目		エヅ 一チョウメ
江津二丁目		エヅ ニチョウメ
江津三丁目		エヅ ミチョウメ
江津四丁目		エヅ ヨウチョウメ
榎町	エノキマチ	
オ	大江本町	オオエホンマチ
	大江一丁目	オオエ 一チョウメ
	大江二丁目	オオエ ニチョウメ
	大江三丁目	オオエ ミチョウメ
	大江四丁目	オオエ ヨウチョウメ
	大江五丁目	オオエ ゴウチョウメ
	大江六丁目	オオエ ヨウチョウメ
	大窪一丁目	オオクボ 一チョウメ
	大窪二丁目	オオクボ ニチョウメ
	大窪三丁目	オオクボ ミチョウメ
	大窪四丁目	オオクボ ヨウチョウメ
	大窪五丁目	オオクボ ゴウチョウメ
	大鳥居町	オオトリイマチ
	岡田町	オカダマチ
	沖新町	オキシマチ
	奥古閑町	オクコガマチ
	小島上町	オシマカミマチ
	小島下町	オシマシモマチ
	小島中町	オシマナカマチ
	尾ノ上一丁目	オノウエ 一チョウメ
	尾ノ上二丁目	オノウエ ニチョウメ
	尾ノ上三丁目	オノウエ ミチョウメ
	尾ノ上四丁目	オノウエ ヨウチョウメ
	帯山一丁目	オビヤマ 一チョウメ
	帯山二丁目	オビヤマ ニチョウメ
	帯山三丁目	オビヤマ ミチョウメ
	帯山四丁目	オビヤマ ヨウチョウメ
	帯山五丁目	オビヤマ ゴウチョウメ
	帯山六丁目	オビヤマ ヨウチョウメ
	帯山七丁目	オビヤマ シチチョウメ
	帯山八丁目	オビヤマ ハチチョウメ
	帯山九丁目	オビヤマ クウチョウメ
小峯一丁目	オミネ 一チョウメ	
小峯二丁目	オミネ ニチョウメ	
小峯三丁目	オミネ ミチョウメ	
小峯四丁目	オミネ ヨウチョウメ	
小山一丁目	オヤマ一チョウメ	

熊本市町名一覧

	町名	フリガナ
オ	小山二丁目	オヤマニチョウメ
	小山三丁目	オヤマ三チョウメ
	小山四丁目	オヤマ四チョウメ
	小山五丁目	オヤマ五チョウメ
	小山六丁目	オヤマ六チョウメ
	小山七丁目	オヤマ七チョウメ
	小山町	オヤママチ
カ	鹿埴瀬町	カキゼマチ
	梶尾町	カジオマチ
	鍛冶屋町	カジヤマチ
	春日一丁目	カスガ 一チョウメ
	春日二丁目	カスガ 二チョウメ
	春日三丁目	カスガ 三チョウメ
	春日四丁目	カスガ 四チョウメ
	春日五丁目	カスガ 五チョウメ
	春日六丁目	カスガ 六チョウメ
	春日七丁目	カスガ 七チョウメ
	春日八丁目	カスガ 八チョウメ
	鹿子木町	カノコギマチ
	釜尾町	カマオマチ
	上鍛冶屋町	カミカジヤマチ
	上京塚町	カミキョウヅカマチ
	上熊本一丁目	カミクマモト 一チョウメ
	上熊本二丁目	カミクマモト 二チョウメ
	上熊本三丁目	カミクマモト 三チョウメ
	上水前寺一丁目	カミスイゼンジ 一チョウメ
	上水前寺二丁目	カミスイゼンジ 二チョウメ
	上高橋一丁目	カミタカハシ 一チョウメ
	上高橋二丁目	カミタカハシ 二チョウメ
	上代一丁目	カミダイ 一チョウメ
	上代二丁目	カミダイ 二チョウメ
	上代三丁目	カミダイ 三チョウメ
	上代四丁目	カミダイ 四チョウメ
	上代五丁目	カミダイ 五チョウメ
	上代六丁目	カミダイ 六チョウメ
	上代七丁目	カミダイ 七チョウメ
	上代八丁目	カミダイ 八チョウメ
	上代九丁目	カミダイ 九チョウメ
	上代十丁目	カミダイ 十チョウメ
	上通町	カミトオリチョウ
	上南部一丁目	カミナベ 一チョウメ
	上南部二丁目	カミナベ 二チョウメ
	上南部三丁目	カミナベ 三チョウメ
	上南部四丁目	カミナベ 四チョウメ
	上南部町	カミナベマチ
	上ノ郷一丁目	カミノゴウ 一チョウメ
	上ノ郷二丁目	カミノゴウ 二チョウメ
	上林町	カミバヤシマチ
	辛島町	カラシマチョウ
	刈草一丁目	カリクサ 一チョウメ
	刈草二丁目	カリクサ 二チョウメ
	刈草三丁目	カリクサ 三チョウメ
	川口町	カワグチマチ
	川尻一丁目	カワシリ 一チョウメ
	川尻二丁目	カワシリ 二チョウメ
	川尻三丁目	カワシリ 三チョウメ
	川尻四丁目	カワシリ 四チョウメ
	川尻五丁目	カワシリ 五チョウメ

	町名	フリガナ	
カ	川尻六丁目	カワシリ 六チョウメ	
	河内町大多尾	カワチマチオオタオ	
	河内町面木	カワチマチオモノギ	
	河内町河内	カワチマチカワチ	
	河内町白浜	カワチマチシラハマ	
	河内町岳	カワチマチタケ	
	河内町東門寺	カワチマチトウモンジ	
	河内町野出	カワチマチノイデ	
	河内町船津	カワチマチフナツ	
	川端町	カワバタマチ	
	河原町	カワラマチ	
	キ	北迫町	キタザコマチ
北千反畑町		キタセンダンバタマチ	
京塚本町		キョウヅカホンマチ	
京町一丁目		キョウマチ 一チョウメ	
京町二丁目		キョウマチ 二チョウメ	
京町本丁		キョウマチホンチョウ	
ク	草葉町	クサバチョウ	
	楠一丁目	クスノキ 一チョウメ	
	楠二丁目	クスノキ 二チョウメ	
	楠三丁目	クスノキ 三チョウメ	
	楠四丁目	クスノキ 四チョウメ	
	楠五丁目	クスノキ 五チョウメ	
	楠六丁目	クスノキ 六チョウメ	
	楠七丁目	クスノキ 七チョウメ	
	楠八丁目	クスノキ 八チョウメ	
	楠野町	クスノマチ	
	九品寺一丁目	クホンジ 一チョウメ	
	九品寺二丁目	クホンジ 二チョウメ	
	九品寺三丁目	クホンジ 三チョウメ	
	九品寺四丁目	クホンジ 四チョウメ	
	九品寺五丁目	クホンジ 五チョウメ	
	九品寺六丁目	クホンジ 六チョウメ	
	黒髪一丁目	クロカミ 一チョウメ	
	黒髪二丁目	クロカミ 二チョウメ	
	黒髪三丁目	クロカミ 三チョウメ	
	黒髪四丁目	クロカミ 四チョウメ	
	黒髪五丁目	クロカミ 五チョウメ	
	黒髪六丁目	クロカミ 六チョウメ	
	黒髪七丁目	クロカミ 七チョウメ	
	黒髪八丁目	クロカミ 八チョウメ	
	黒髪町大字坪井	クロカミマチオオアザツボイ	
	神水本町	クワミズホンマチ	
神水一丁目	クワミズ 一チョウメ		
神水二丁目	クワミズ 二チョウメ		
ケ	慶徳堀町	ケイトクボリマチ	
	健軍本町	ケンGunホンマチ	
	健軍一丁目	ケンGun 一チョウメ	
	健軍二丁目	ケンGun 二チョウメ	
	健軍三丁目	ケンGun 三チョウメ	
	健軍四丁目	ケンGun 四チョウメ	
	健軍五丁目	ケンGun 五チョウメ	
コ	小糸山町	コイトヤママチ	
	神園一丁目	コウヅノ 一チョウメ	
	神園二丁目	コウヅノ 二チョウメ	

熊本市町名一覧

	町名	フリガナ	
コ	幸田一丁目	コウダ 一丁目	
	幸田二丁目	コウダ 二丁目	
	紺屋阿弥陀寺町	コウヤアマミダジマチ	
	紺屋今町	コウヤイママチ	
	紺屋町一丁目	コウヤマチ 一丁目	
	紺屋町二丁目	コウヤマチ 二丁目	
	紺屋町三丁目	コウヤマチ 三丁目	
	子飼本町	コカイホンマチ	
	国府本町	コクブホンマチ	
	国府一丁目	コクブ 一丁目	
	国府二丁目	コクブ 二丁目	
	国府三丁目	コクブ 三丁目	
	国府四丁目	コクブ 四丁目	
	小沢町	コザワマチ	
	古城町	コジョウマチ	
	壺川一丁目	コセン 一丁目	
	壺川二丁目	コセン 二丁目	
	湖東一丁目	コトウ 一丁目	
	湖東二丁目	コトウ 二丁目	
	湖東三丁目	コトウ 三丁目	
	琴平本町	コトヒラホンマチ	
	琴平一丁目	コトヒラ 一丁目	
	琴平二丁目	コトヒラ 二丁目	
	米屋町一丁目	コメヤマチ 一丁目	
	米屋町二丁目	コメヤマチ 二丁目	
米屋町三丁目	コメヤマチ 三丁目		
ゴ	合志一丁目	ゴウシ 一丁目	
	合志二丁目	ゴウシ 二丁目	
	合志三丁目	ゴウシ 三丁目	
	合志四丁目	ゴウシ 四丁目	
	呉服町一丁目	ゴフクマチ 一丁目	
	呉服町二丁目	ゴフクマチ 二丁目	
	呉服町三丁目	ゴフクマチ 三丁目	
	御領一丁目	ゴリョウ 一丁目	
	御領二丁目	ゴリョウ 二丁目	
	御領三丁目	ゴリョウ 三丁目	
	御領四丁目	ゴリョウ 四丁目	
	御領五丁目	ゴリョウ 五丁目	
	御領六丁目	ゴリョウ 六丁目	
	御領七丁目	ゴリョウ 七丁目	
	御領八丁目	ゴリョウ 八丁目	
	護藤町	ゴンドウマチ	
	サ	細工町一丁目	サイクマチ 一丁目
		細工町二丁目	サイクマチ 二丁目
		細工町三丁目	サイクマチ 三丁目
細工町四丁目		サイクマチ 四丁目	
細工町五丁目		サイクマチ 五丁目	
栄町		サカエマチ	
桜町		サクラマチ	
桜木一丁目		サクラギ 一丁目	
桜木二丁目		サクラギ 二丁目	
桜木三丁目		サクラギ 三丁目	
桜木四丁目		サクラギ 四丁目	
桜木五丁目		サクラギ 五丁目	
桜木六丁目		サクラギ 六丁目	
佐土原一丁目		サドワラ 一丁目	
佐土原二丁目		サドワラ 二丁目	

	町名	フリガナ
サ	佐土原三丁目	サドワラ 三丁目
	三郎一丁目	サブロウ 一丁目
	三郎二丁目	サブロウ 二丁目
シ	島崎一丁目	シマサキ 一丁目
	島崎二丁目	シマサキ 二丁目
	島崎三丁目	シマサキ 三丁目
	島崎四丁目	シマサキ 四丁目
	島崎五丁目	シマサキ 五丁目
	島崎六丁目	シマサキ 六丁目
	島崎七丁目	シマサキ 七丁目
	島町一丁目	シママチ 一丁目
	島町二丁目	シママチ 二丁目
	島町三丁目	シママチ 三丁目
	島町四丁目	シママチ 四丁目
	島町五丁目	シママチ 五丁目
	清水岩倉一丁目	シミズイワクラ 一丁目
	清水岩倉二丁目	シミズイワクラ 二丁目
	清水岩倉三丁目	シミズイワクラ 三丁目
	清水亀井町	シミズカメイマチ
	清水東町	シミズヒガシマチ
	清水本町	シミズホンマチ
	清水町大字打越	シミズマチオオアザウチゴシ
	清水町大字松崎	シミズマチオオアザマツザキ
	清水町大字室園	シミズマチオオアザムロゾノ
	清水新地一丁目	シミズシンチ 一丁目
	清水新地二丁目	シミズシンチ 二丁目
	清水新地三丁目	シミズシンチ 三丁目
	清水新地四丁目	シミズシンチ 四丁目
	清水新地五丁目	シミズシンチ 五丁目
	清水新地六丁目	シミズシンチ 六丁目
	清水新地七丁目	シミズシンチ 七丁目
	清水万石一丁目	シミズマンゴク 一丁目
	清水万石二丁目	シミズマンゴク 二丁目
	清水万石三丁目	シミズマンゴク 三丁目
	清水万石四丁目	シミズマンゴク 四丁目
清水万石五丁目	シミズマンゴク 五丁目	
下江津一丁目	シモエツ 一丁目	
下江津二丁目	シモエツ 二丁目	
下江津三丁目	シモエツ 三丁目	
下江津四丁目	シモエツ 四丁目	
下江津五丁目	シモエツ 五丁目	
下江津六丁目	シモエツ 六丁目	
下江津七丁目	シモエツ 七丁目	
下江津八丁目	シモエツ 八丁目	
下硯川町	シモスズリカワマチ	
下通一丁目	シモトオリ 一丁目	
下通二丁目	シモトオリ 二丁目	
下南部一丁目	シモナベ 一丁目	
下南部二丁目	シモナベ 二丁目	
下南部三丁目	シモナベ 三丁目	
昭和町	ショウワマチ	
白藤一丁目	シラフジ 一丁目	
白藤二丁目	シラフジ 二丁目	
白藤三丁目	シラフジ 三丁目	
白藤四丁目	シラフジ 四丁目	
白藤五丁目	シラフジ 五丁目	
白石町	シロイシマチ	
新大江一丁目	シンオオエ 一丁目	

熊本市町名一覧

	町名	フリガナ	
シ	新大江二丁目	シンオオエ ニチョウメ	
	新大江三丁目	シンオオエ ミチョウメ	
	新鍛冶屋町	シンカジヤマチ	
	新市街	シンシガイ	
	新生一丁目	シンセイ 一チョウメ	
	新生二丁目	シンセイ ニチョウメ	
	新土河原一丁目	シントガワラ 一チョウメ	
	新土河原二丁目	シントガワラ ニチョウメ	
	新南部一丁目	シンナベ 一チョウメ	
	新南部二丁目	シンナベ ニチョウメ	
	新南部三丁目	シンナベ ミチョウメ	
	新南部四丁目	シンナベ ヨチョウメ	
	新南部五丁目	シンナベ ゴチョウメ	
	新南部六丁目	シンナベ ロウチョウメ	
	新外一丁目	シンホカ 一チョウメ	
	新外二丁目	シンホカ ニチョウメ	
	新外三丁目	シンホカ ミチョウメ	
	新外四丁目	シンホカ ヨチョウメ	
	新町一丁目	シンマチ 一チョウメ	
	新町二丁目	シンマチ ニチョウメ	
	新町三丁目	シンマチ ミチョウメ	
	新町四丁目	シンマチ ヨチョウメ	
	新港一丁目	シンミナト 一チョウメ	
	新港二丁目	シンミナト ニチョウメ	
	新屋敷一丁目	シンヤシキ 一チョウメ	
	新屋敷二丁目	シンヤシキ ニチョウメ	
新屋敷三丁目	シンヤシキ ミチョウメ		
ジ	十禅寺町	ジュウゼンジマチ	
	十禅寺一丁目	ジュウゼンジ 一チョウメ	
	十禅寺二丁目	ジュウゼンジ ニチョウメ	
	十禅寺三丁目	ジュウゼンジ ミチョウメ	
	城山上代町	ジョウザンカミダイマチ	
	城山大塘一丁目	ジョウザンオオドモ 一チョウメ	
	城山大塘二丁目	ジョウザンオオドモ ニチョウメ	
	城山大塘三丁目	ジョウザンオオドモ ミチョウメ	
	城山大塘四丁目	ジョウザンオオドモ ヨチョウメ	
	城山大塘五丁目	ジョウザンオオドモ ゴチョウメ	
	城山大塘六丁目	ジョウザンオオドモ ロウチョウメ	
	城山大塘七丁目	ジョウザンオオドモ シチョウメ	
	城山下代一丁目	ジョウザンシモダイ 一チョウメ	
	城山下代二丁目	ジョウザンシモダイ ニチョウメ	
	城山下代三丁目	ジョウザンシモダイ ミチョウメ	
	城山下代四丁目	ジョウザンシモダイ ヨチョウメ	
	城山下代五丁目	ジョウザンシモダイ ゴチョウメ	
	城山半田一丁目	ジョウザンハンタ 一チョウメ	
	城山半田二丁目	ジョウザンハンタ ニチョウメ	
	城山半田三丁目	ジョウザンハンタ ミチョウメ	
	城山半田四丁目	ジョウザンハンタ ヨチョウメ	
	城山薬師一丁目	ジョウザンヤクシ 一チョウメ	
	城山薬師二丁目	ジョウザンヤクシ ニチョウメ	
	城東町	ジョウトウマチ	
	ス	水源一丁目	スイゲン 一チョウメ
		水源二丁目	スイゲン ニチョウメ
水前寺一丁目		スイゼンジ 一チョウメ	
水前寺二丁目		スイゼンジ ニチョウメ	
水前寺三丁目		スイゼンジ ミチョウメ	
水前寺四丁目		スイゼンジ ヨチョウメ	

	町名	フリガナ
ス	水前寺五丁目	スイゼンジ ゴチョウメ
	水前寺六丁目	スイゼンジ ロウチョウメ
	水前寺公園	スイゼンジコウエン
	水道町	スイドウチョウ
	菅原町	スガワラマチ
	硯川町	スズリカワマチ
	砂原町	スナハラマチ
セ	船場町下一丁目	センバマチシモ 一チョウメ
	船場町二丁目	センバマチ ニチョウメ
	船場町三丁目	センバマチ ミチョウメ
	銭塘町	ゼンドモマチ
タ	高橋町一丁目	タカハシマチ 一チョウメ
	高橋町二丁目	タカハシマチ ニチョウメ
	高平一丁目	タカヒラ 一チョウメ
	高平二丁目	タカヒラ ニチョウメ
	高平三丁目	タカヒラ ミチョウメ
	田崎町	タサキマチ
	田崎本町	タサキホンマチ
	田崎一丁目	タサキ 一チョウメ
	田崎二丁目	タサキ ニチョウメ
	田崎三丁目	タサキ ミチョウメ
	龍田一丁目	タツダ 一チョウメ
	龍田二丁目	タツダ ニチョウメ
	龍田三丁目	タツダ ミチョウメ
	龍田四丁目	タツダ ヨチョウメ
	龍田五丁目	タツダ ゴチョウメ
	龍田六丁目	タツダ ロウチョウメ
	龍田七丁目	タツダ シチョウメ
	龍田八丁目	タツダ ヨチョウメ
	龍田九丁目	タツダ ゴチョウメ
	龍田陳内一丁目	タツダジンナイ 一チョウメ
	龍田陳内二丁目	タツダジンナイ ニチョウメ
	龍田陳内三丁目	タツダジンナイ ミチョウメ
	龍田陳内四丁目	タツダジンナイ ヨチョウメ
	龍田弓削一丁目	タツダユゲ 一チョウメ
	龍田弓削二丁目	タツダユゲ ニチョウメ
	龍田町弓削	タツダマチユゲ
谷尾崎町	タニオザキマチ	
田迎一丁目	タムカエ 一チョウメ	
田迎二丁目	タムカエ ニチョウメ	
田迎三丁目	タムカエ ミチョウメ	
田迎四丁目	タムカエ ヨチョウメ	
田迎五丁目	タムカエ ゴチョウメ	
田迎六丁目	タムカエ ロウチョウメ	
田井島一丁目	タイノシマ 一チョウメ	
田井島二丁目	タイノシマ ニチョウメ	
田井島三丁目	タイノシマ ミチョウメ	
田迎町大字田井島	タムカエマチオオアザタイノシマ	
田迎町大字良町	タムカエマチオオアザヤマチ	
太郎迫町	タロウザコマチ	
段山本町	ダニヤマホンマチ	
チ	近見一丁目	チカミ 一チョウメ
	近見二丁目	チカミ ニチョウメ
	近見三丁目	チカミ ミチョウメ
	近見四丁目	チカミ ヨチョウメ
	近見五丁目	チカミ ゴチョウメ

熊本市町名一覧

	町名	フリガナ
チ	近見六丁目	チカミ 六ちょうメ
	近見七丁目	チカミ 七ちょうメ
	近見八丁目	チカミ 八ちょうメ
	近見九丁目	チカミ 九ちょうメ
	近見町	チカミマチ
	千葉城町	チバジヨウマチ
	中央街	チュウオウガイ
ツ	月出一丁目	ツキデ 一ちょうメ
	月出二丁目	ツキデ 二ちょうメ
	月出三丁目	ツキデ 三ちょうメ
	月出四丁目	ツキデ 四ちょうメ
	月出五丁目	ツキデ 五ちょうメ
	月出六丁目	ツキデ 六ちょうメ
	月出七丁目	ツキデ 七ちょうメ
	月出八丁目	ツキデ 八ちょうメ
	津浦町	ツノウラマチ
	坪井一丁目	ツボイ 一ちょうメ
	坪井二丁目	ツボイ 二ちょうメ
	坪井三丁目	ツボイ 三ちょうメ
	坪井四丁目	ツボイ 四ちょうメ
	坪井五丁目	ツボイ 五ちょうメ
	坪井六丁目	ツボイ 六ちょうメ
	鶴羽田町	ツルハダマチ
	テ	手取本町
出町		デマチ
ト	通町	トオリちょう
	土河原町	トガワラマチ
	徳王町	トクオウマチ
	戸坂町	トサカマチ
	戸島西一丁目	トシマニシ 一ちょうメ
	戸島西二丁目	トシマニシ 二ちょうメ
	戸島西三丁目	トシマニシ 三ちょうメ
	戸島西四丁目	トシマニシ 四ちょうメ
	戸島西五丁目	トシマニシ 五ちょうメ
	戸島西六丁目	トシマニシ 六ちょうメ
	戸島西七丁目	トシマニシ 七ちょうメ
	戸島本町	トシマホンマチ
	戸島一丁目	トシマ 一ちょうメ
	戸島二丁目	トシマ 二ちょうメ
	戸島三丁目	トシマ 三ちょうメ
	戸島四丁目	トシマ 四ちょうメ
	戸島五丁目	トシマ 五ちょうメ
	戸島六丁目	トシマ 六ちょうメ
	戸島七丁目	トシマ 七ちょうメ
	戸島町	トシママチ
	鳶町一丁目	トビマチ 一ちょうメ
	鳶町二丁目	トビマチ 二ちょうメ
	渡鹿一丁目	トロク 一ちょうメ
	渡鹿二丁目	トロク 二ちょうメ
	渡鹿三丁目	トロク 三ちょうメ
	渡鹿四丁目	トロク 四ちょうメ
	渡鹿五丁目	トロク 五ちょうメ
	渡鹿六丁目	トロク 六ちょうメ
	渡鹿七丁目	トロク 七ちょうメ
	渡鹿八丁目	トロク 八ちょうメ
	渡鹿九丁目	トロク 九ちょうメ

	町名	フリガナ
ナ	中江町	ナカエマチ
	中島町	ナカシママチ
	中唐人町	ナカトウジンマチ
	中原町	ナカハラマチ
	中無田町	ナカムタマチ
	長嶺西一丁目	ナガミネニシ 一ちょうメ
	長嶺西二丁目	ナガミネニシ 二ちょうメ
	長嶺西三丁目	ナガミネニシ 三ちょうメ
	長嶺東一丁目	ナガミネヒガシ 一ちょうメ
	長嶺東二丁目	ナガミネヒガシ 二ちょうメ
	長嶺東三丁目	ナガミネヒガシ 三ちょうメ
	長嶺東四丁目	ナガミネヒガシ 四ちょうメ
	長嶺東五丁目	ナガミネヒガシ 五ちょうメ
	長嶺東六丁目	ナガミネヒガシ 六ちょうメ
	長嶺東七丁目	ナガミネヒガシ 七ちょうメ
	長嶺東八丁目	ナガミネヒガシ 八ちょうメ
	長嶺東九丁目	ナガミネヒガシ 九ちょうメ
	長嶺南一丁目	ナガミネミナミ 一ちょうメ
	長嶺南二丁目	ナガミネミナミ 二ちょうメ
	長嶺南三丁目	ナガミネミナミ 三ちょうメ
	長嶺南四丁目	ナガミネミナミ 四ちょうメ
	長嶺南五丁目	ナガミネミナミ 五ちょうメ
	長嶺南六丁目	ナガミネミナミ 六ちょうメ
長嶺南七丁目	ナガミネミナミ 七ちょうメ	
長嶺南八丁目	ナガミネミナミ 八ちょうメ	
並建町	ナミタテマチ	
ニ	西阿弥陀寺町	ニシアミダジマチ
	西梶尾町	ニシカジオマチ
	錦ヶ丘	ニシキガオカ
	西子飼町	ニシコカイマチ
	西唐人町	ニシトウジンマチ
	西原一丁目	ニシバル 一ちょうメ
	西原二丁目	ニシバル 二ちょうメ
	西原三丁目	ニシバル 三ちょうメ
	二の丸	ニノマル
	二本木一丁目	ニホンギ 一ちょうメ
	二本木二丁目	ニホンギ 二ちょうメ
	二本木三丁目	ニホンギ 三ちょうメ
	二本木四丁目	ニホンギ 四ちょうメ
	二本木五丁目	ニホンギ 五ちょうメ
	楡木一丁目	ニレノキ 一ちょうメ
楡木二丁目	ニレノキ 二ちょうメ	
楡木三丁目	ニレノキ 三ちょうメ	
楡木四丁目	ニレノキ 四ちょうメ	
楡木五丁目	ニレノキ 五ちょうメ	
楡木六丁目	ニレノキ 六ちょうメ	
ヌ	沼山津一丁目	ヌヤマヅ 一ちょうメ
	沼山津二丁目	ヌヤマヅ 二ちょうメ
	沼山津三丁目	ヌヤマヅ 三ちょうメ
	沼山津四丁目	ヌヤマヅ 四ちょうメ
ノ	野口町	ノグチマチ
	野口一丁目	ノグチ 一ちょうメ
	野口二丁目	ノグチ 二ちょうメ
	野口三丁目	ノグチ 三ちょうメ
	野口四丁目	ノグチ 四ちょうメ
	野田一丁目	ノダ 一ちょうメ
野田二丁目	ノダ 二ちょうメ	

熊本市町名一覧

	町名	フリガナ	
ノ	野田三丁目	ノダ 三ちょうメ	
	野中一丁目	ノナカ 一ちょうメ	
	野中二丁目	ノナカ 二ちょうメ	
	野中三丁目	ノナカ 三ちょうメ	
	乗越ヶ丘	ノリコシガオカ	
ハ	萩原町	ハギワラマチ	
	白山一丁目	ハクザン 一ちょうメ	
	白山二丁目	ハクザン 二ちょうメ	
	白山三丁目	ハクザン 三ちょうメ	
	八景水谷一丁目	ハケノミヤ 一ちょうメ	
	八景水谷二丁目	ハケノミヤ 二ちょうメ	
	八景水谷三丁目	ハケノミヤ 三ちょうメ	
	八景水谷四丁目	ハケノミヤ 四ちょうメ	
	畠口町	ハタグチマチ	
	八王寺町	ハチオウジマチ	
	八反田一丁目	ハツタンダ 一ちょうメ	
	八反田二丁目	ハツタンダ 二ちょうメ	
	八反田三丁目	ハツタンダ 三ちょうメ	
	花園一丁目	ハナゾノ 一ちょうメ	
	花園二丁目	ハナゾノ 二ちょうメ	
	花園三丁目	ハナゾノ 三ちょうメ	
	花園四丁目	ハナゾノ 四ちょうメ	
	花園五丁目	ハナゾノ 五ちょうメ	
	花園六丁目	ハナゾノ 六ちょうメ	
	花園七丁目	ハナゾノ 七ちょうメ	
	花立一丁目	ハナタテ 一ちょうメ	
	花立二丁目	ハナタテ 二ちょうメ	
	花立三丁目	ハナタテ 三ちょうメ	
	花立四丁目	ハナタテ 四ちょうメ	
	花立五丁目	ハナタテ 五ちょうメ	
	花立六丁目	ハナタテ 六ちょうメ	
	花畑町	ハナバタちょう	
	八分字町	ハフジマチ	
	浜口町	ハマグチマチ	
	春竹町大字春竹	ハルタケマチオオアザハルタケ	
	ヒ	稗田町	ヒエダマチ
		東町一丁目	ヒガシマチ 一ちょうメ
		東町二丁目	ヒガシマチ 二ちょうメ
		東町三丁目	ヒガシマチ 三ちょうメ
東町四丁目		ヒガシマチ 四ちょうメ	
東阿弥陀寺町		ヒガシアミダジマチ	
東京塚町		ヒガシキョウツカマチ	
東子飼町		ヒガシコカイマチ	
東本町		ヒガシホンマチ	
東野一丁目		ヒガシノ 一ちょうメ	
東野二丁目		ヒガシノ 二ちょうメ	
東野三丁目		ヒガシノ 三ちょうメ	
東野四丁目		ヒガシノ 四ちょうメ	
飛田一丁目		ヒダ 一ちょうメ	
飛田二丁目		ヒダ 二ちょうメ	
飛田三丁目		ヒダ 三ちょうメ	
飛田四丁目		ヒダ 四ちょうメ	
飛田町		ヒダマチ	
日吉一丁目		ヒヨシ 一ちょうメ	
日吉二丁目		ヒヨシ 二ちょうメ	
平田一丁目		ヒラタ 一ちょうメ	
平田二丁目		ヒラタ 二ちょうメ	
平山町		ヒラヤママチ	

	町名	フリガナ	
ヒ	広木町	ヒロギマチ	
	フ	古桶屋町	フルオケヤマチ
		古川町	フルカワマチ
古京町		フルキョウマチ	
古大工町		フルダイクマチ	
ヘ	平成一丁目	ヘイセイ 一ちょうメ	
	平成二丁目	ヘイセイ 二ちょうメ	
	平成三丁目	ヘイセイ 三ちょうメ	
ホ	保田窪本町	ホタクボホンマチ	
	保田窪一丁目	ホタクボ 一ちょうメ	
	保田窪二丁目	ホタクボ 二ちょうメ	
	保田窪三丁目	ホタクボ 三ちょうメ	
	保田窪四丁目	ホタクボ 四ちょうメ	
	保田窪五丁目	ホタクボ 五ちょうメ	
	本荘町	ホンジョウマチ	
	本荘一丁目	ホンジョウ 一ちょうメ	
	本荘二丁目	ホンジョウ 二ちょうメ	
	本荘三丁目	ホンジョウ 三ちょうメ	
	本荘四丁目	ホンジョウ 四ちょうメ	
	本荘五丁目	ホンジョウ 五ちょうメ	
	本荘六丁目	ホンジョウ 六ちょうメ	
	本丸	ホンマル	
マ	孫代町	マゴダイマチ	
	松尾町上松尾	マツオマチカミマツオ	
	松尾町近津	マツオマチチコウヅ	
	松尾町平山	マツオマチヒラヤマ	
	松原町	マツバラマチ	
	馬渡一丁目	マワタリ 一ちょうメ	
	馬渡二丁目	マワタリ 二ちょうメ	
万楽寺町	マンラクジマチ		
ミ	真町	ミツグマチ	
	美登里町	ミドリマチ	
	南町	ミナミマチ	
	南熊本一丁目	ミナミクマモト 一ちょうメ	
	南熊本二丁目	ミナミクマモト 二ちょうメ	
	南熊本三丁目	ミナミクマモト 三ちょうメ	
	南熊本四丁目	ミナミクマモト 四ちょうメ	
	南熊本五丁目	ミナミクマモト 五ちょうメ	
	南千反畑町	ミナミセンダンバタマチ	
	南高江一丁目	ミナミタカエ 一ちょうメ	
	南高江二丁目	ミナミタカエ 二ちょうメ	
	南高江三丁目	ミナミタカエ 三ちょうメ	
	南高江四丁目	ミナミタカエ 四ちょうメ	
	南高江五丁目	ミナミタカエ 五ちょうメ	
	南高江六丁目	ミナミタカエ 六ちょうメ	
	南高江七丁目	ミナミタカエ 七ちょうメ	
	南高江町	ミナミタカエマチ	
	南坪井町	ミナミツボイマチ	
	宮内	ミヤウチ	
	御幸木部一丁目	ミユキキベ 一ちょうメ	
	御幸木部二丁目	ミユキキベ 二ちょうメ	
	御幸木部三丁目	ミユキキベ 三ちょうメ	
	御幸木部町	ミユキキベマチ	
御幸西一丁目	ミユキニシ 一ちょうメ		

熊本市町名一覧

	町名	フリガナ
ミ	御幸西二丁目	ミユキニシ ニチョウメ
	御幸西三丁目	ミユキニシ 三チョウメ
	御幸西四丁目	ミユキニシ 四チョウメ
	御幸西無田町	ミユキニシムタマチ
	御幸笹田一丁目	ミユキフエダ 一チョウメ
	御幸笹田二丁目	ミユキフエダ 二チョウメ
	御幸笹田三丁目	ミユキフエダ 三チョウメ
	御幸笹田四丁目	ミユキフエダ 四チョウメ
	御幸笹田五丁目	ミユキフエダ 五チョウメ
	御幸笹田六丁目	ミユキフエダ 六チョウメ
	御幸笹田七丁目	ミユキフエダ 七チョウメ
	御幸笹田八丁目	ミユキフエダ 八チョウメ
	御幸笹田町	ミユキフエダマチ
	妙体寺町	ミョウタイジマチ
ム	迎町一丁目	ムカエマチ 一チョウメ
	迎町二丁目	ムカエマチ 二チョウメ
	武蔵ヶ丘一丁目	ムサシガオカ 一チョウメ
	武蔵ヶ丘二丁目	ムサシガオカ 二チョウメ
	武蔵ヶ丘三丁目	ムサシガオカ 三チョウメ
	武蔵ヶ丘四丁目	ムサシガオカ 四チョウメ
	武蔵ヶ丘五丁目	ムサシガオカ 五チョウメ
	武蔵ヶ丘六丁目	ムサシガオカ 六チョウメ
	武蔵ヶ丘七丁目	ムサシガオカ 七チョウメ
	武蔵ヶ丘八丁目	ムサシガオカ 八チョウメ
	武蔵ヶ丘九丁目	ムサシガオカ 九チョウメ
	無田口町	ムタグチマチ
	室園町	ムロゾノマチ
	メ	明德町
モ	元三町	モトミマチ
	元三町一丁目	モトミマチ 一チョウメ
	元三町二丁目	モトミマチ 二チョウメ
	元三町三丁目	モトミマチ 三チョウメ
	元三町四丁目	モトミマチ 四チョウメ
	元三町五丁目	モトミマチ 五チョウメ
	本山町	モトヤママチ
	本山一丁目	モトヤマ 一チョウメ
	本山二丁目	モトヤマ 二チョウメ
	本山三丁目	モトヤマ 三チョウメ
	本山四丁目	モトヤマ 四チョウメ
ヤ	薬園町	ヤクエンチヨウ
	八島町	ヤシママチ
	八島一丁目	ヤシマ 一チョウメ
	八島二丁目	ヤシマ 二チョウメ
	八幡一丁目	ヤハタ 一チョウメ
	八幡二丁目	ヤハタ 二チョウメ
	八幡三丁目	ヤハタ 三チョウメ
	八幡四丁目	ヤハタ 四チョウメ
	八幡五丁目	ヤハタ 五チョウメ
	八幡六丁目	ヤハタ 六チョウメ
	八幡七丁目	ヤハタ 七チョウメ
	八幡八丁目	ヤハタ 八チョウメ
	八幡九丁目	ヤハタ 九チョウメ
	八幡十丁目	ヤハタ 十チョウメ
	八幡十一丁目	ヤハタ 十一チョウメ
	山崎町	ヤマサキマチ

	町名	フリガナ
ヤ	山ノ内一丁目	ヤマノウチ 一チョウメ
	山ノ内二丁目	ヤマノウチ 二チョウメ
	山ノ内三丁目	ヤマノウチ 三チョウメ
	山ノ内四丁目	ヤマノウチ 四チョウメ
	山ノ神一丁目	ヤマノカミ 一チョウメ
	山ノ神二丁目	ヤマノカミ 二チョウメ
	山室一丁目	ヤマムロ 一チョウメ
	山室二丁目	ヤマムロ 二チョウメ
	山室三丁目	ヤマムロ 三チョウメ
	山室四丁目	ヤマムロ 四チョウメ
	山室五丁目	ヤマムロ 五チョウメ
	山室六丁目	ヤマムロ 六チョウメ
	良町一丁目	ヤヤマチ 一チョウメ
	良町二丁目	ヤヤマチ 二チョウメ
良町三丁目	ヤヤマチ 三チョウメ	
良町四丁目	ヤヤマチ 四チョウメ	
良町五丁目	ヤヤマチ 五チョウメ	
弥生町	ヤヨイチヨウ	
ユ	弓削町	ユゲマチ
ヨ	横紺屋町	ヨココウヤマチ
	横手一丁目	ヨコテ 一チョウメ
	横手二丁目	ヨコテ 二チョウメ
	横手三丁目	ヨコテ 三チョウメ
	横手四丁目	ヨコテ 四チョウメ
	横手五丁目	ヨコテ 五チョウメ
	吉原町	ヨシワラマチ
	四方寄町	ヨモギマチ
	世安町	ヨヤスマチ
	万町一丁目	ヨロズマチ 一チョウメ
	万町二丁目	ヨロズマチ 二チョウメ
リ	流通団地一丁目	リュウツウダンチ 一チョウメ
	流通団地二丁目	リュウツウダンチ 二チョウメ
	立福寺町	リュウフクジマチ
レ	蓮台寺一丁目	レンダイジ 一チョウメ
	蓮台寺二丁目	レンダイジ 二チョウメ
	蓮台寺三丁目	レンダイジ 三チョウメ
	蓮台寺四丁目	レンダイジ 四チョウメ
	蓮台寺五丁目	レンダイジ 五チョウメ
	練兵町	レンペイチヨウ
ワ	若葉一丁目	ワカバ 一チョウメ
	若葉二丁目	ワカバ 二チョウメ
	若葉三丁目	ワカバ 三チョウメ
	若葉四丁目	ワカバ 四チョウメ
	若葉五丁目	ワカバ 五チョウメ
	若葉六丁目	ワカバ 六チョウメ

協議第 2 1 号

国民健康保険事業の取扱いについて（その 2）

国民健康保険事業の取扱いについて承認を求める。

平成 19 年 7 月 3 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

国民健康保険事業の取扱いについて

- 1 療養給付支払等基金の取扱いについては、合併特例区設置期間に、ふるさと総合健診、腹部超音波検診等の保健事業の経費に充てるものとする。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧 (国民健康保険事業)

協議番号	枝番号	協 議 項 目	部会名	提案	承認／継続	備考
21		国民健康保険事業の取扱い				
	1	国保料(税)率等	健康福祉部会	第4回		
	2	国保健康づくり事業	健康福祉部会	第4回		
	3	療養給付支払等基金	健康福祉部会	第5回		富合町のみ

作業部会名：健康福祉部会

協議項目	21 国民健康保険事業の取扱い	小項目名	3 療養給付支払等基金
調整方針	合併特例区設置期間にふるさと総合健診、腹部超音波検診等の保健事業の経費に充てるものとする		

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町名	該当なし	基金保有高（17年度末） 74,446,181円 1人当たり基金保有高（17年度末） 19,815円	合併特例区設置期間にふるさと総合健診、腹部超音波検診等の保健事業の経費に充てるものとする。
市町別内容			

協議第 23 号

行政連絡機構の取扱いについて

行政連絡機構の取扱いについて承認を求める。

平成 19 年 7 月 3 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

行政連絡機構の取扱いについて

行政連絡機構の取扱いについては、富合町の合併特例区設置期間の年度内を限度とし、その後、熊本市の例により統合する。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧（行政連絡機構）

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認／継続	備考
23		行政連絡機構の取扱い				
	1	行政区・区長組織等(行政連絡員制度)	市民生活部会	第5回		

協議項目	2 3 行政連絡機構の取扱い	小項目名	1 行政区・区長組織等（行政連絡員制度）
調整方針	富合町の合併特例区設置期間の年度内を限度として現行を維持するものとし、その後、熊本市の例により統合する		

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>行政事務の一部を取り扱う嘱託員は設置していないが、町内自治会等として届出により市長が認めた団体として、行政事務への協力をお願いしている。</p> <p>名称 町内自治会（727人） 根拠 町内自治振興補助金交付規則に基づく届出制 区域 小学校区の一部 （80校区・727町内自治会） 任期 各自治会の規約による 職務内容 自治会による地域づくり活動の推進 報酬等 無（別途支援制度有） 行政文書の配布については別途委託契約締結</p> <p>依頼している事務 ・行政文書等（広報紙含む）の配布 ほか</p> <p>詳細については、別紙比較表参照</p>	<p>行政事務の一部（行政文書の配布、掲示、及び各種周知事項等の周知伝達など）を委嘱している。</p> <p>名称 嘱託員（22人） 根拠 富合町嘱託員設置規則 区域 行政区単位（22地区） 任期 自治組織代表者の期間区長が嘱託員を兼務 職務内容 行政事務の一部を取り扱う 報酬等 均等割：315,900円（年額） 世帯割：2,200円×世帯数 （算定基準日4月1日）</p> <p>平成16年度決算 13,259千円 平成17年度決算 12,295千円 平成18年度予算 11,988千円</p> <p>依頼している事務 ・行政文書等（広報紙含む）の配布、掲示及び各種通達事項の周知伝達 ほか</p> <p>詳細については、別紙比較表参照</p>	<p>富合町の合併特例区設置期間の年度内を限度として現行制度を維持しながら、その後、熊本市の例により統合する。</p> <p>※広報紙の配布方法についても、同上の取り扱いとする。</p>

行政区・区長組織等の比較

	熊 本 市	富 合 町
名 称	町内自治会 (町内自治会長)	囑託員 (区長が囑託員を兼ねる)
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・生活安全に関する活動 (交通安全、防犯防火等) ・社会福祉に関する活動 (独居老人訪問、給食サービス) ・生活環境の整備に関する活動 (町内清掃、害虫駆除、廃品回収等) ・親睦活動 (スポーツ大会、あいさつ運動、夏祭り等) ・文化活動 (文化祭、バザー、広報誌作成) ・各種団体の活動への協力等 (社会福祉協議会、体育協会、 交通安全協会等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活安全に関する活動 (交通安全、防犯防火等) ・生活環境の整備に関する活動 (町内清掃、廃品回収等) ・親睦活動 (スポーツ大会、夏祭り等) ・各種団体の活動への協力等 (社会福祉協議会、体育協会、 交通安全協会等)
組織の長又は囑託員に依頼する事務	<p>1. 契約により委託している業務</p> <p>①行政文書等(広報紙含む)の配布 (町内自治会長と委託契約を締結)</p> <p>2. 協力を依頼している業務 (手当等なし)</p> <p>①市の各種行事、事業への参加</p> <p>②各種委員推薦 (民生委員、国勢調査委員等)</p> <p>③公共行事への協力(境界立会い等)</p> <p>④ごみ置き場管理、ごみ減量化の推進</p> <p>⑤交通安全運動、防犯運動協力等</p>	<p>1. 囑託員に依頼している業務</p> <p>①行政文書等(広報紙含む)の配布、 掲示及び各種通知事項の周知伝達</p> <p>②行政区域内の情報の把握</p> <p>③災害情報の収集、報告及び資料提供</p> <p>2. 区長に協力を依頼している業務</p> <p>①町の各種行事、事業への参加</p> <p>②各種委員推薦(民生委員等)</p> <p>③公共行事への協力 (境界立会い、転作確認等)</p> <p>④ごみ置き場管理、ごみ減量化の推進</p> <p>⑤交通安全運動、防犯運動協力等</p> <p>⑥里道、水路の管理</p>

	熊 本 市	富 合 町
根 拠	町内自治振興補助金交付規則に基づく届出制	富合町嘱託員設置規則
区 域	7 2 7 町内自治会	2 2 行政区
報 酬	無 (各世帯からの町費の中から会長手当を支給している町内自治会が大部分)	(年額) 均等割 315,900 円 世帯割 2,200 円×世帯数
財政的支援等	<p>自治振興補助金 (自治会運営費の一部として助成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 200 世帯以下 年額 60,000 円 ・ 201～400 世帯 年額 65,000 円 ・ 401～800 世帯 年額 70,000 円 ・ 801 世帯以上 年額 75,000 円 <p>文書配布事務委託料 (町内自治会等と委託契約を締結) 1 世帯 月額 60 円</p> <p>熊本市防犯灯補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4/1 までに設置 2,000 円/1 灯 ・ 4/2～6/30 までに設置 1,500 円 ・ 7/1～9/30 までに設置 1,000 円 ・ 10/1～12/31 までに設置 500 円 	<p>行政区補助金 無</p> <p>文書配布事務委託料 無 (報酬に含む)</p> <p>防犯灯補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電球の交換 10 割補助 ・ 新設及び修繕 4 割補助 ・ 電気代 4 割補助 <p>(実施主体：富合町防犯協会)</p>

協議第24号

電算システムの取扱いについて

電算システムの取扱いについて承認を求める。

平成19年7月3日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸山政史

電算システムの取扱いについて

- 1 電算システムの取扱いについては、熊本市のシステムに統合するものとする。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧 (電算システム)

協議番号	枝番号	協 議 項 目	部会名	提案	承認／継続	備考
24		電算システムの取扱い				
	1	基幹系システム	電算部会	第5回		
	2	情報ネットワークシステム	電算部会	第5回		
	3	個別システム	電算部会	第5回		

協議項目	24 電算システムの取扱い	小項目名	1 基幹システム
調整方針	熊本市電算システムに統合する。		

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>基幹システム・・・住民基本台帳システム等の住民登録情報を基とした、戸籍、税、福祉、健康福祉等の基本的な住民サービスシステム。業務ごとに独立しているが、氏名、生年月日、住所等の住民情報を基に各事業に則したシステムを構築しているため住民生活に関連性が大きい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 業務名 総合行政情報システム 2 開発業者 富士通(株) 3 稼働年月 業務別に昭和61年3月～ 4 業務内容 H18.4現在 44業務稼働中(別紙稼働業務一覧参照)、汎用コンピュータを中心に業務サーバを組み合わせている 5 利用端末数 600台 6 接続出先数 33カ所 7 斤外ネット ビジネスイサー・タイプⅡ 8 導入形態 JEC(株)レンタル(基幹系機器及びP.Pを一括賃借契約)、単年度契約(H18年度より一部リースに移行中) 9 処理方式 独自処理 10 保守 ハード: レンタル・リース契約に含む、ソフト: 富士通(株)と一括維持管理契約 11 H18年度主な運用経費 <ul style="list-style-type: none"> ・委託料維持管理 136,752千円 オペレータ 23,522千円 パンチャー 20,553千円 <p>・使用料及び賃借料システムレンタル 675,453千円 CVCF 装置 12,228 千円</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務名 基幹電算システム 2 開発業者 (株)日立情報システムズ 3 稼働年月 平成17年4月～ 4 業務内容 H18.4現在 35業務稼働中(別紙稼働業務一覧参照)、クライアント・サーバ方式 5 利用端末数 12台 6 接続出先数 0カ所 7 斤外ネット なし 8 導入形態 機器類については、日立キャピタル(株)と5年リース契約 9 処理方式 独自処理 10 保守 ハード・ソフト等一括保守契約 11 H18年度主な運用経費 <ul style="list-style-type: none"> ・委託料ハードウェア保守 756千円 ソフトウェア保守 630千円 SEサポート 2,520千円 パッケージ使用 3,780千円 <p>・使用料及び賃借料機器類 13,012千円</p>	<p>熊本市のシステムに統合するものとする。</p> <p>住民サービスに影響を及ぼすことのないよう、合併時に統合しなればならないシステムを優先し、統合を進める。住民サービスに大きな影響がなく、改修に時間を要するシステムについては、既存システムを並行運用し合併後に随時統合を進めるものとする。</p> <p>熊本県又は、宇城広域等一部組合で取り扱われている事務(システム)については、各団体と調整するものとする。</p> <p>※基幹システム一覧(別紙1)</p>

基幹系システムの統合について(各種業務別)

熊本市		富台町		熊本県、宇城広域等 一部組合取扱いシステム
システム名	業務内容	システム名	業務内容	
住民記録	住民票異動、登録、発行業務	住民記録システム	住民票異動、登録、発行業務	
住基ネットワーク	国機関への情報提供、統計業務	住基ネットワーク	国機関への情報提供、統計業務	
印鑑登録	印鑑登録、証明発行	印鑑登録システム	印鑑登録証明発行	
外国人登録	外国人登録、異動	外国人登録システム	外国人登録、異動	
戸籍情報総合	戸籍登録、異動、発行	戸籍情報システム	戸籍登録、異動、発行	
住居表示証明	住居表示証明書の発行	未導入	-	
行政基本	宛名管理	住登外管理システム	宛名管理	
固定資産税 特別土地保有税 固定資産税家屋評価 固定資産税地図情報 固定資産税異動管理	固定資産税の賦課、異動処理及び証明書の発行。 賦課地の地図情報など賦課情報は収納システムと連携。	固定資産税システム	固定資産税の賦課、異動処理及び証明書の発行。 賦課情報は収納システムと連携。	
市・県民税 市民税課税支援	市・県民税の賦課、異動及び証明書の発行。課税資料のファイリング。賦課情報は収納システムと連携。	個人住民税 税申告受付システム	市・県民税の賦課、異動及び証明書の発行。申告書の受付、税計算システム。賦課情報は収納システムと連携。	
法人市民税	法人住民税の賦課、異動。賦課情報は収納システムと連携。	法人住民税	法人住民税の賦課、異動。賦課情報は収納システムと連携。	
軽自動車税	軽自動車税賦課、異動。賦課情報は収納システムと連携。	軽自動車税システム	軽自動車税賦課、異動。賦課情報は収納システムと連携。	
諸税管理(入湯税・事業所 税たばこ税)	入湯税、事業所税、たばこ税の賦課、異動。賦課情報は収納システムと連携。	未導入	-	
市税基本	税業務の宛名管理システム。	未導入	-	
税務ファイリング	税各業務の資料電子管理。	未導入	-	
税収納管理 市税収滞納支援 諸税収納	固定資産税、軽自動車税、市・県民税、法人市民税、諸税の収納管理、及び滞納管理。各種納税証明書の発行。	収納管理システム 滞納管理システム	固定資産税、軽自動車税、市・県民税、法人市民税、諸税、国民健康保険税、介護保険税の収納管理、及び滞納管理。各種納税証明書の発行。	

熊本市		富合町		熊本県、宇城広域等 一部組合取扱いシステム
システム名	業務内容	システム名	業務内容	
未導入	-	集合3税システム	10期に期割した住民税(普徴)固定資産税、国税を毎月に括り合わせて管理するシステム。各税の更正結果を随時反映する。収納状況については、収納管理システムで行う。	
国民健康保険 老人医療 保険料収納支援システム	国民健康保険、老人医療の資格異動、賦課異動、給付異動、収納異動、納付異動。	国民健康保険(資格)(税)システム 老人医療システム	国民健康保険、老人医療の資格、異動、給付異動、照会、報告・統計、被保険者証の発行、老人医療受給者証、年齢到達者一覧、受給者異動整理簿、保険加入別異動状況、月報、減額認定者一覧、特定疾病者一覧、負担区分別一覧	
介護保険	介護保険料の保険料算出、異動。収納管理は保険料収納支援システムで管理。	宇城広域連合 介護保険システム	被保険者の資格管理、介護保険の適用除外者管理、資格管理機能での登録内容全般照会、認定申請管理、受給者管理、保険料納付管理、給付実績管理	宇城広域連合
老人福祉事務	老人ホーム入所管理 敬老祝品 さくらカード	未導入	-	
貸付統台	住宅建設、高齢保健福祉課、地域保健福祉課、障害保健福祉課の貸付償還	未導入	-	
国民年金	異動処理、照会、拠出照会	国民年金システム	異動処理、照会、受給年金登録 照会	
児童手当	児童手当の認定申請・額改定認定請求、改定届、受給事由消滅、未支払請求、現況届に対する支給、受給者台帳を管理。	児童手当システム	児童手当の認定申請・額改定認定請求、改定届、受給事由消滅、未支払請求、現況届に対する支給、受給者台帳を管理。	
ひとり親医療事務	ひとり親家庭等医療助成の支給、証書の発行、現況届の発行	※未導入	-	熊本県少子化対策課
乳幼児医療	乳幼児医療費助成制度受給資格の取得・変更・喪失及び振込口座の登録。	健康管理システム 乳幼児医療システム	乳幼児医療費助成制度受給資格の取得・変更・喪失及び振込口座の登録。	
母子寡婦福祉資金貸付金	母子寡婦福祉資金の貸付償還管理	※未導入	-	熊本県少子化対策課
障害福祉	障害者手帳、さくらカードの交付等	※未導入	-	(障害者手帳) 熊本県身体障害福祉課
障害者支援費	施設入所、デイサービス等の給付等	未導入	-	
保育所管理	保育所の入所、退所・保育料・収納・運営費管理	保育料システム	保育所の入所、退所・保育料・収納・運営費管理	
生活保護	生活保護に関するケースの情報を登録・管理	※未導入	-	熊本県社会福祉課
下水道水洗化貸付金	下水道水洗化貸付金の貸付償還に関するシステム	未導入	-	
下水道使用料	下水道使用料の賦課、異動処理、収納管理	下水道使用料システム	下水道使用料の賦課、異動処理、収納管理	

熊本市		富合町		熊本県、宇城広域等 一部組合取扱いシステム
システム名	業務内容	システム名	業務内容	
下水道受益者負担金	下水道受益者負担金の賦課、異動処理、収納管理	下水道受益者負担金システム	下水道受益者負担金の賦課、異動処理、収納管理	
市営住宅管理	異動処理、照会、駐車場、異動処理、駐車場照会、新家賃管理	住宅使用料システム	異動処理、照会、家賃管理	
土木積算	工事発注を行う際の工事金額の積算及び設計書の作成	下水道積算システム 農業土木積算システム	下水道・農業土木の工事発注を行う際の工事金額の積算及び設計書の作成	
選挙事務	一般選挙事務に関する管理(選挙人名簿の管理等) 農業委員会、有明漁業調整員選挙事務に関する管理 検察審査員を選考する処理	選挙システム 農業選挙システム	一般選挙事務及び農業委員選挙事務に関する管理 (選挙人名簿の管理等)	
学校教育	住民基本台帳、学区テーブルを基に、小中学校の修学に関する諸業務	学校教育システム	小中学校の修学に関連する諸業務	
※保健福祉総合連携	福祉事務システムの総合窓口 (平成20年4月より稼動予定、一部稼動) 別紙2	※健康管理システム	別紙2	

保健福祉関係システムについて

保健福祉情報システム				健康管理システム等	
熊本市				富合町	
システム名	事業名	総合行政情報システム	新規	事業の有無	システム化の有無
01 総合相談	総合相談窓口		○	無	-
	情報提供			無	-
02 保育	保育	○		有	基幹システム
03 貸付	母子寡婦福祉資金貸付	○		有	熊本県
04 医療費助成	母子家庭医療費助成	○		有	基幹システム
05 子育て医療給付	未熟児養育医療		○	無	熊本県
	自立支援医療費(育成医療)			無	熊本県
	小児慢性特定疾患治療研究			無	熊本県
	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付			無	熊本県
	特定不妊治療費助成			無	熊本県
06 (医療費助成)	乳幼児医療費助成	○		有	健康管理システム
07 (手当1)	児童手当	○		有	基幹システム
08 (手当2)	児童扶養手当		○	有	熊本県
09 子育て支援	子育て短期支援利用		○	有	台帳管理
	乳幼児健康支援一時預かり			無	-
	助産施設入所措置			無	-
	産後ホームヘルプサービス事業			無	-
10 (介護保険)	介護保険	○		有	宇城広域連合
11 高齢者福祉	在宅高齢者緊急通報システム		○	有	宇城広域消防本部
	ひとり暮らし高齢者訪問			無	-
	寝具乾燥サービス			無	-
	日常生活用具給付			有	台帳管理
	高齢者住宅改造費助成			有	台帳管理
	住宅改造居宅介護支援員派遣			無	-
	生活管理指導員派遣(ヘルパー)			有	台帳管理
	生活援助型デイサービス			無	-
	満百歳表彰			有	台帳管理
	敬老祝い品支給			有	台帳管理
	養護老人ホーム入所措置			有	台帳管理
	生活管理指導短期宿泊(ショートステイ)			有	台帳管理
	高齢者介護用品支給			有	台帳管理
	家族介護者リフレッシュ			無	-
介護予防事業		有	台帳管理		
12 手帳交付管理	身体障害者手帳交付		○	有	熊本県
	療育手帳交付			有	熊本県
	精神障害者保健福祉手帳交付			有	熊本県
13 障害者福祉	日常生活用具給付費		○	有	健康管理システム
	補装具給付費			有	健康管理システム
14 更生医療給付	自立支援医療費(更生医療)		○	有	台帳管理
15 障害者手当	特別障害者手当等給付事業		○	有	熊本県
	特別児童扶養手当等給付			有	熊本県
16 障害福祉サービス	障害福祉サービス		○	有	個別システム(NIC)
17 (医療費助成)	重度心身障害者医療	○		有	基幹システム
18 障害者支援	心身障害者福祉タクシー経費		○	無	-
	障害者住宅整備費助成			有	台帳管理
	身障者自動車改造費助成			有	台帳管理
	障害者運転免許取得費助成			有	台帳管理
	身障者福祉電話設置経費			無	-
	身障者緊急通報システム経費			無	-
	訪問入浴サービス事業経費			無	-
	有料道路割引			有	-
19 精神通院医療	自立支援医療費(精神通院)		○	有	熊本県
20 (生活保護)	生活保護	○		有	宇城福祉事務所

保健福祉情報システム				健康管理システム等			
熊本市				富合町			
システム名	事業名	総合行政情報システム	新規	事業の有無	システム化の有無		
21	貸付金	災害弔慰金及び災害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸		○	有	台帳管理	
22	さくらカード管理	さくらカード	○ 帳票出力のみ	○	無	-	
23	健康管理	<成人保健>					
		基本健康診査(20歳からの生活習慣病予防健診含む)			有	健康管理システム	
		女性健康診査			無	-	
		骨粗しょう症健診			無	-	
		人間ドック			無	-	
		がん検診(胃・子宮・乳・肺・大腸・肝臓)(精検含む)			有	健康管理システム	
		訪問指導(成人保健・障害者・難病・高齢者・認知症高齢者・精神保健福祉指導)			○	有	健康管理システム
		健康相談(成人保健・障害者・難病・高齢者・認知症高齢者・精神保健福祉・社会復帰)				有	健康管理システム
		健康教育(成人保健・高齢者健康づくり・精神障害者家族教室・薬物依存症家族教室)				有	健康管理システム
		<母子保健>					
		母子健康手帳交付				有	健康管理システム
		妊婦健康診査				有	健康管理システム
		3か月児健康診査				有	健康管理システム
		7か月児健康診査				有	健康管理システム
		1歳6か月児健康診査(精健含む)				有	健康管理システム
		3歳児健康診査(精健含む)				有	健康管理システム
		乳幼児経過観察健康診査				有	台帳管理
		2歳児フォロー				有	台帳管理
		心理相談				無	-
		心理フォロー教室				無	-
		訪問指導				有	健康管理システム
		健康相談				有	台帳管理
		健康教育				有	台帳管理
児童虐待防止対策				有	台帳管理		
5歳児相談※				有	台帳管理		
※熊本市では実施していない。							
<発達相談>							
こどもの発達相談				○	無	-	
<栄養>							
栄養改善				○	有	台帳管理	
<歯科>							
歯科保健					有	台帳管理	
BCG					有	健康管理システム	
ポリオ					有	健康管理システム	
二種混合					有	健康管理システム	
三種混合					有	健康管理システム	
麻しん					有	健康管理システム	
風しん					有	健康管理システム	
日本脳炎					有	健康管理システム	
麻しん風しん混合					有	健康管理システム	
24	予防接種管理			○			

※保健福祉情報システム

健康福祉サービスを一体的に提供するため、市民との接点である「窓口機能の充実」を図ること、根拠に基づく、市民のニーズに
適応し、かつ、QOL(生活の質)の向上につながる政策立案が出来るよう「政策マネジメント機能の強化」を図ることを重点的に取り
組むターゲットとして定め、これらを支える基盤として、システムの整備及びネットワーク化を行なうもの。平成20年4月より稼
動予定

協議項目	24 電算システムの取扱い	小項目名	2 情報ネットワークシステム
調整方針	熊本市電算システムに統合する。		
調査	現	況	
市町別 内容	熊本市 情報ネットワーク・・・インターネット(電子メールやホームページなど)を利用した市民等に情報の提供や収集、電子申請受付などの市民サービスの向上および行政事務の高度・効率化を目的とした情報基盤。	富合町	
	<p>1 システムの名称 熊本市情報ネットワークシステム (C ネット)</p> <p>2 運用開始時期 平成13年4月</p> <p>3 整備状況(施設数) H18 年度末現在265ヶ所 (内小・中学校、保育園、幼稚園、共同調理場161ヶ所)</p> <p>4 PC設置状況(C ネット接続分) 4,120台</p> <p>5 利用アプリケーション数 全庁:18 部門:29</p> <p>6 インターネット接続状況 有</p> <p>7 LGWANとの接続状況 有</p> <p>8 出先機関との通信回線種別 ビジネスイーサー・タイプⅡ 10/100Hbyte/s</p> <p>9 ネットワークアカウント付与対象者 職員・再任用職員・県費職員の一部・国、県からの派遣職員</p>	<p>1 システムの名称 情報系ネットワークシステム</p> <p>2 運用開始時期 平成15年4月</p> <p>3 整備状況(施設数) H18 年度末現在6ヶ所 小・中学校、体育館、図書館 (公民館)老人ホーム</p> <p>4 PC設置状況 100台</p> <p>5 利用アプリケーション数 全庁:6 部門:10</p> <p>6 インターネット接続状況 有</p> <p>7 LGWANとの接続状況 有</p> <p>8 出先機関との通信回線種別 自設光ファイバー一部 ISDN 回線(老人ホーム)</p> <p>9 ネットワークアカウント付与対象者 職員</p>	
	熊本市の情報ネットワークシステムを富合町の各施設に拡張する。		

協議項目	24 電算システムの取扱い	小項目名	3 個別システム
調整方針	熊本市システムへ統合する。		

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>個別システム・・・基幹系システム(住民生活に直接関わるもの)以外の各業務システム。 独自事業による外部委託で開発したシステム(一部、住民生活に関するものを含む)。 市内の内部業務で使用するシステム。</p> <p>別紙3</p>	<p>別紙3</p>	<p>熊本市のシステムに統合するものとする。 住民サービスに影響を及ぼすことのないよう、合併時に統合しなければならぬシステムを優先し、統合を進める。住民サービスに大きな影響がなく、改修に時間を要するシステムについては、既存システムを並行運用し合併後に随時統合を進めるものとする。 熊本県又は、宇城広域等一部組合で取り扱われている事務(システム)については、各団体と調整するものとする。</p>

個別システム一覧

熊本市		富合町		富合町以外の協議が必要な機関
システム名称	システム業務概要等	システム名称	システム業務概要等	
熊本市総合文書管理システム	文書の受付・收受から保管・保存までの文書のライフサイクルを管理。起草された文書を引継ぎ、電子的に決裁、重要文書を取り込みアクセス管理、版管理による文書の原本保証。	-	-	-
熊本市電子例規システム	熊本市例規の電子データベース化、各種検索・出力機能の作成、法令データベースとのリンクの作成、例規改正原義の管理。	自治体総合情報データベース	富合町例規の電子データベース化、各種検索、新旧対照表作成、現行法規の検索	-
熊本市電子入札システム 契約事務システム	電子入札・契約事務・入札情報公開サービスシステム 情報を電子化し、インターネットを利用することにより、受注者双方においても業務の効率化を図り適正な入札を実施するもの。また、入札条件、入札結果、有資格者情報等を受注者および市民へインターネット上で公開するもの。	-	-	-
職員健康管理システム	熊本市職員の労働安全衛生規則44条に基づき定期健康診断等の検診結果を個人ごとデータにより管理。	-	-	-
公民較差算出システム	各都道府県・政令市・特別区・熊本市及び和歌山市の人事委員会では毎年9月から10月にかけて、職員給与等に関する報告及び勧告（給与勧告）を実施している。当該給与勧告の際の基礎資料を得るため、職員給与と民間従業員給与との分析、比較を行なうためのシステム	-	-	-
緊急防災情報ネットワークシステム	熊本地方気象台から、警報、注意報などの気象情報取得			-
熊本市防災情報システム	災害時被害情報の一元管理			-
防災気象情報提供	気象衛星を利用した気象情報取得（台風、降水量、アメダス）			-
熊本市会議録検索システム	熊本市議会本会議録及び委員会会議録の検索・閲覧システムで行内LAN及びインターネットにて利用	-	-	-
開票集計システム	開票集計システム、選挙事務従事者管理システム、在外選挙人管理システム	-	-	-

熊本市		富合町		富合町以外の協議が必要な機関	
システム名称	システム業務概要等	システム名称	システム業務概要等		
熊本市職員情報システム	人事・給与・勤怠等の職員情報を管理する。職員自身を情報の発生源とし、情報の集約化を図り、ペーパーレスを基本とする。	人事管理システム 給与管理システム	職員基本更新、採用入力、休退職発令等の職員情報管理 給与台帳、給与支給明細書、支給項目集計表、控除項目集計表、期末勤勉支給調書、金種表、給与振込依頼書、個人別支出科目一覧表、支払先別控除明細書、個人別控除明細書、年末調整関連、共済帳票関連	-	-
地方公務員等共済組合連合会及び全国市町村職員共済組合連合会が開発したシステム	①年金の計算及び支給データ作成②年金相談③基礎年金番号を基礎とした情報交換④育児介護休業手当金の計算及び支給データ作成⑤貸付償還管理⑥共済組合経理事務⑦住基ネット、介護保険料特別徴収処理	地方公務員等共済組合連合会及び全国市町村職員共済組合連合会が開発したシステム	①年金の計算及び支給データ作成②年金相談③基礎年金番号を基礎とした情報交換④育児介護休業手当金の計算及び支給データ作成⑤貸付償還管理⑥共済組合経理事務⑦住基ネット、介護保険料特別徴収処理	-	-
公有財産管理システム	熊本市の公有財産(土地・建物)の台帳管理	-	-	-	-
熊本市財務情報システム	予算編成、予算管理、資金管理、基金管理、備品管理、公有財産管理、決算管理、決算統計、共通経費管理、起債管理、旅費管理等の熊本市の一般・特別会計の予算編成から執行に関する予算全般の業務を行うためのシステム。	起債管理システム	起債管理業務	-	-
統計業務支援システム 統計資料提供システム	総務省が開発した国勢調査の単位区等境界情報(CMS)に地図データを整合させ、統計調査印管理情報、調査区設定・調査区地図作成等データベース管理システム 行政資料の管理・検索、人口統計表の作成	-	-	-	-
熊本市市民の声データベースシステム	熊本市政に係る提案、要望、相談等(市長への手紙、私の提案、要望相談記録を含む)の情報を共有し、より迅速な対応や各種対策へ反映させるためのシステム	-	-	-	-
熊本市ホームページ 熊本市ホームページ各課入力システム	ホームページ用コンテンツ管理システム PC用・携帯用ホームページの作成・修正・句会機能を持つ。	富合町ホームページ	-	-	-
計量検査管理システム	計量器定期(集合・所在)検査の台帳管理、計量士による代検査・適性計量管理事業所等の検査の台帳管理 立入検査実施台帳管理 他	-	-	-	熊本県産業技術センター

熊本市		富合町	
システム名称	システム業務概要等	システム名称	システム業務概要等
①全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET) ②消費生活相談カード直接作成システム	①複雑化、多様化、広域化する消費者被害等に対処するため、国民生活センターをコンピュータネットワークで結び、消費生活相談のデータ送信及び情報の検索等を行う。 ②相談カード作成負担の軽減や情報共有の迅速化を図るため、消費生活相談の内容を直接パソコンに入力する。	-	-
放課後児童健全育成事業利用者負担金収納システム	放課後児童健全育成事業の児童や保護者情報などの管理及び負担金の収納管理 児童育成クラブ指導員の給与管理	-	-
ファミリー・サポート・センター会員管理	会員情報をデータベース化し、随時にデータの検索、集計等を行う一連の援助活動業務をパソコンで処理する。	-	-
総合女性センター図書管理システム	総合女性センターにおける図書資料の蔵書管理機能、貸出管理機能、利用状況統計処理機能を有するシステムにより、利用者が検索端末で容易に蔵書を見つけ、登録カードにより蔵書の貸出し、返却をスムーズに行うもの。	-	-
地籍管理システム	地籍調査の成果(地籍図相点及び筆界点の座標値等)を記録・保管することにより、地籍情報を有効活用する。	地籍調査の成果(地籍図相点及び筆界点の座標値等)を記録・保管することにより、地籍情報を有効に活用する。	-
公的個人認証システム	電子証明書の発行受付(受付業務、県へ申請、県から発行)	公的個人認証システム	電子証明書の発行受付(受付業務、県へ申請、県から発行)
感染症情報システム	厚生労働省の感染症発生動向調査システムによる全国の還元情報を解り易い(グラフ化等)情報に解析し、熊本市感染症情報センター(ホームページ)に掲載。また、市民、関係機関(医療機関、学校、保育園等)に感染症の疾患の詳細に情報を提供する。	-	宇城地域振興局 熊本県健康危機管理課
結核・感染症発生動向調査システム	医療機関からの感染症発生状況を、週報・月報により収集し、厚生労働省の感染症発生動向システムに入力し、その後、全国の感染症報告を医療機関等に還元する。	-	宇城地域振興局 熊本県健康危機管理課
高齢者基本情報システム	介護老人台帳表示、老人福祉サービス調査表入力、介護老人基本情報画面、ケアマネージメント	-	-

熊本市		富合町	
システム名称	システム業務概要等	システム名称	システム業務概要等
育成医療等事務システム未 熟児養育医療・小児慢性特 定	5ヶ所の保健福祉センターと本庁間を専用回線で結び、各保健福祉センターで申請内容を入力し本庁で決定・登録、受給者証の発行を行っている。また、本庁では、医療費請求のレセプトデータを取り込み、統計の出力を行っている。	-	宇城地域振興局保健福祉課 熊本県健康づくり推進課母子保健班
児童扶養手当システム	手当支給、証明書発行、現況届発行、各種通知書発行	-	宇城地域振興局 保健福祉課 熊本県少子化対策課
食肉衛生検査システム	熊本市食肉センターで“畜”された牛、馬及び豚等の検査結果を入力し、病気の種類を統計的に処理できる。検査の結果、不合格になった豚等の廃棄通知書などをプリントアウトできる。	-	-
熊本市生活衛生施設管理システム	生活衛生関係諸法に拠る営業許可に伴う施設情報を電算処理(電子台帳)するもの。相談・事前指導→申請等→電算入力→審査、調査等→変更・廃止等入力許可証等出力の一連の業務を処理。また、監視等業務のための台帳検索と各種統計処理を行う。	-	宇城地域振興局 衛生環境課 熊本県健康危機管理課
動物管理システム	熊本市における犬の所有者および飼犬の情報、転出転入、住所変更、死亡犬登録、狂犬病予防注射の履歴等を総合的に管理し、登録原簿の出力を行なう	蓄犬管理システム	富合町における犬の所有者および飼犬の情報、転出転入、住所変更、死亡犬登録、狂犬病予防注射の履歴等を総合的に管理し、登録原簿の出力を行なう
医療施設管理システム(薬務情報システム含む)	熊本市にある医療関連施設や薬事関連施設について、施設・人員・申請内容・監視結果等の情報が収められており、各種の申請受付・許可書発行・報告書作成等、医療・薬事関連施設に関する業務に利用。また、医療に関する市民からの問い合わせや医療機関の統計などにも利用。	-	宇城地域振興局 保健福祉課 熊本県医療政策室
公害法令対象事業所管理システム	公害関係法令(大気汚染防止法、水質汚濁防止法等7法令)に類程する特定施設及び特定事業場等に関する情報管理	-	熊本県環境保全課
大気汚染監視テレメータシステム	大気汚染測定局(7局)から電話回線を通じて測定データを収集し、中央監視局(市役所内)において編集・整理等及び県へのデータ送信を行なう	-	-

熊本市		富合町	
システム名称	システム業務概要等	システム名称	システム業務概要等
熊本市し尿・浄化槽管理システム	くみ取り便槽、浄化槽の設置届出情報、管理情報及び地理的情報管理、各種統計等を行なう。	-	-
造林補助金システム	森林整備(植付、下刈、間伐等)の実施に伴う補助金申請書の作成	-	-
地下水採取量統計システム	熊本市地下水保全条例に基づき、届けられた井戸の採取者、揚水設備、使用状況等の台帳管理。年間の井戸水採取量の統計処理	-	-
大型ごみ収集支援システム	大型ゴミの事前申込・戸別収集に対応するため、地図データを利用し、受付内容の登録・収集指示書の出力・収集結果の登録等を行なう。また、ステーション情報の管理、統計処理等。	-	宇土・富合清掃センター
廃棄物・リサイクル管理システム	「生ごみ堆肥化容器助成制度」「家庭用生ごみ処理機助成制度」の指定店、申請者管理。事業系ごみ減量化指導事業のデータ管理。一傍・産廃処理業許可業者管理、PCB保管事業者管理、多量排出事業者管理。	-	熊本市廃棄物対策課
観光案内標識管理システム	熊本市に広く点在している観光案内標識等のデータベース化を図ることで効率的な観光案内標識整備を行う。	-	-
農地等情報管理システム	農地台帳、農家台帳、転用台帳管理	農家基本台帳システム	農家台帳管理
中山間地域等直接支払管理システム	中山間地域振興事業対象となる、農用地団地の管理を行う。 ・農用地団地の作画や距離、面積、傾度等の測定 ・耕作者、耕作状況、地番、面積等の情報管理 ・情報出力(帳票、地図)	-	-
水田情報管理システム	農業者水田台帳の管理。集計、交付金及び帳票印字等	水田情報管理システム	農業者水田台帳のデータ移行が必要か、現課に尋ねる
熊本市制度融資電算システム	市内中小企業等が本市融資制度を利用した際のデータ(融資制度名や金額等)を正確に管理し、金融機関等かたの問い合わせに迅速に対応するとともに、事務の効率化を図る。	-	-

熊本市		富合町		富合町以外の協議が必要な機関
システム名称	システム業務概要等	システム名称	システム業務概要等	
営繕積算システム	営繕工事における単価作成・工事内訳書作成を行うよう積算システム	-	-	-
熊本市公共建築物施設管理台帳システム	市所有の施設の建設、維持管理に関する情報を標準化・電子化するなど、適正に管理して、建築物の長寿命化やライフサイクルコストの最小化、あるいは建物で使われるエネルギー消費や環境負担の最小化など、建物の最適な保全を支援する。	-	-	-
下水道施設台帳システム	浄化センターの機器設備を適切に管理し、施設の維持管理に不可欠な新設、改造・改築を適正に行うもの。	-	-	-
下水道台帳管理システム	下水道管渠情報を地図上で空間データとして管理する地理情報システム	-	-	-
熊本市下水道事業企業会計システム	地方公営企業法による企業会計システム	-	-	-
地図情報庁内閲覧システム	国土基本図、航空写真等を市役所内イントラネットワーク(C-ネット)を利用して閲覧するもの	-	-	-
都市計画データ管理システム	都市計画に関するデータ管理 用途照会・各種申請管理・開発許可位置管理・開発許可位置タッチパネル	-	-	-
都市計画図書デジタルファイリング	都市計画の図書(地域、地区及び都市施設)を図面読取装置により電子ファイル化することによって、老朽化した図書の適正な保存及び使用による破損を防止し、さらに電子ファイル化された図書を「都市計画図書デジタルファイリングシステム」に登録することにより、閲覧に迅速に対応する	-	-	-
道路台帳閲覧システム	・GIS上から市道・里道・水路の立会い記録の閲覧・交付 ・基準点及び境界点の測量成果、道路台帳調書、図面、認定原簿及び占用関係資料等の閲覧 ・交付・法定外公共物讓与特定図面の閲覧、法定外公共物用途廃止地番の閲覧(法定外公共物の管理)	法定外公共物讓与申請(特定)図面の閲覧 (法定外公共物の管理)	法定外公共物讓与申請(特定)図面の閲覧 (法定外公共物の管理)	-

熊本市		富合町		
システム名称	システム業務概要等	システム名称	システム業務概要等	富合町以外の協議が必要な機関
地権者管理システム 用地補償管理システム	用地事務に関する業務の一部をシステム化する事により、的確な処理を実施し、効率化を高めることを目的とする。システムについては、次の5本から構成される。 1.用地事務管理システム 2.土地評価システム 3.補償事例検索システム 4.建物調査委託設計積算システム 5.申請図面作成システム	-	-	-
管路情報システム	市内全土の水道施設情報や給水顧客情報の電子化を行い、地図情報と一体化することによって、最新情報を正確かつ迅速に提供し、市民サービスの向上を図る。	-	-	-
管路積算システム	水道事業に関する工事のうつつ管工事の積算業務のシステム化を図るとともに、関連する検査や資料等の情報を適正管理し、工事積算業務の効率化を図る。	-	-	-
熊本市地域教育情報ネットワークシステム	市教育センターをネットワークセンターとして、各学校と生涯学習施設を結んでいるシステム	-	-	-
熊本市立図書館ネットワーク	熊本市立図書館と15公民館図書室の蔵書管理、貸出・返却管理、利用者管理等の一元化とインターネットによる図書検索、貸出、予約の管理を行なう。	図書システム (ハイパーネットワーク)	とみあい図書館蔵書管理、貸出・返却管理、利用者管理等を行なう	-
熊本市体育施設案内・予約システム	インターネット・携帯インターネット・街頭端末(21台)・電話・FAXIにより体育施設の予約や抽選申し込みができる。料金は口座引落となる。	富合町体育施設案内システム	インターネット・ヘッド・街頭端末(3台)により予約状況検索	-
消防防災VPN端末	VPNを用いたインターネット接続により消防庁と各種情報を送信するもの。	-	-	宇城広域消防本部
携帯メール119番受信装置	聴覚障害者等から携帯メールにて119番を受信する装置	-	-	宇城広域消防本部
消防司令管制システム	119番着信から消防隊現場到着までのさまざまな処理をコンピュータにより処理するとともに、現場や関係関係への迅速確実な情報提供等の消防業務の効率的な運営を図るもの。	-	-	宇城広域消防本部

協議第 29 号

窓口業務の取扱いについて

窓口業務の取扱いについて承認を求める。

平成 19 年 7 月 3 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

窓口業務の取扱いについて

- 1 窓口業務のうち勤務時間外の対応の取扱いについては、合併時に熊本市の例により統合する（時間外及び土曜日、日曜日、祝日の戸籍届けの対応については、熊本市役所本庁舎のみの受付とする。）。
- 2 窓口業務のうち下記の事業については、合併時に熊本市の例により統合する。
 - ・ 印鑑登録事務
 - ・ 住民基本台帳カード交付事務

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧（窓口業務）

協議番号	枝番号	協 議 項 目	部会名	提案	承認／継続	備考
29		窓口業務の取扱い				
	1	勤務時間外の対応	総務部会	第5回		
	2	印鑑登録事務	市民生活部会	第5回		
	3	住民基本台帳カード交付事務	市民生活部会	第5回		

協議項目	29 窓口業務の取扱い	小項目名	1 勤務時間外の対応
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>1. 時間外及び土曜・日曜日・祝日 戸籍届けのみ 本庁舎のみ管財課守衛職員が時間外窓口で受付業務を行っている。</p> <p>2. 受付時間の延長 転入・転出・転居などが多くなる3月末から4月初めにかけて、引越などの住民異動に伴う業務について、市庁舎の受付時間を延長します。 期 日 平成19年3月29日(木)～4月2日(火) ※土曜・日曜日を除く 延長時間 午後7時まで 業務内容 転入・転出・転居に伴う諸手続き ※一部取り扱いができない業務あり</p>	<p>1. 時間外及び土曜・日曜日・祝日 戸籍届けのみ ・午前8時30分～午後5時30分まで日直(職員)が事務マニユアルに従って対応 ・午後5時30分～翌午前8時30分まで警備員が対応。不明な点があれば戸籍班に連絡がある。</p> <p>2. 該当なし</p>	<p>合併時に熊本市の例により統合する。</p> <p>時間外及び土曜・日曜日・祝日の戸籍届け対応については、熊本市役所本庁舎のみの受付とする。</p>

協議項目	29 窓口業務の取扱い	小項目名	2 印鑑登録事務
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例並びに施行規則に基づき処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録の方法 ①本人申請の場合 申請書を提出してもらい、次の何れかの方法で本人確認を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・公的機関発行の顔写真身分証明書により本人確認する。 ・他の印鑑登録者の保証により登録する。 (申請書に保証人の登録印の押印が必要) <p>※保証人は公的機関発行の顔写真身分証明書を持つ方に限定し、登録申請人と共に窓口に来庁する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人宛に照会書を送付し、その後回答書を持参させることで本人確認する。 <p>②代理人申請の場合 申請書と代理人選任届を提出してもらい、本人宛に照会書と代理人選任届(回答書提出用)を送付し、本人に登録意思の確認をする。その後、回答書と代理人選任届を持参すれば登録できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録原票 施錠可能なキャッシュネットに保管 ・印鑑登録システム 電算処理 	<p>富合町印鑑の登録及び証明に関する条例並びに施行規則に基づき処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録申請の確認 ①本人申請の場合 申請書を提出してもらい、次の何れかの方法で本人確認を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・公的機関発行の顔写真身分証明書により本人確認する。 ・他の印鑑登録者の保証により登録する。 (申請書に保証人の登録印の押印が必要) ・本人宛に照会書を送付し、その後回答書を持参させることで本人確認する <p>②代理人申請の場合 申請書と代理人選任届を提出してもらい、本人宛に照会書と代理人選任届(回答書提出用)を送付し、本人に登録意思の確認をする。その後、回答書と代理人選任届を持参すれば登録できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録原簿 カギ付耐火書庫に保管 ・印鑑登録システム 電算処理 	<p>熊本市の例により統合する。 合併前に富合町が発行した印鑑登録証は合併後も有効とする。 ただし、本人の申出があった場合は、旧登録証を返還のうえ、有料(300円)で新しい登録証を交付する。</p>

協議項目	29 窓口業務の取扱い	小項目名	3 住民基本台帳カード交付事務
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		
調査	現況	調整の具体的内容	
市町別内容	熊本市	富合町	
	<p>住民基本台帳法、同法施行令及び同法施行規則に基づき処理。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請の方法 <ul style="list-style-type: none"> ①本人申請の場合 <ul style="list-style-type: none"> 申請書を提出してもらい、次の何れかの方法で本人確認を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・官公署が発行した顔写真添付の証明書により本人確認を行う。 ・本人宛に照会書を送付し、その後回答書を持参させることで本人確認を行う。 ②代理人申請の場合 <ul style="list-style-type: none"> 申請書と代理人選任届を提出してもらい、本人宛に照会書と代理人選任届（回答書提出用）を送付し、本人に申請意思の確認をする。その後、回答書と代理人選任届を持参すれば交付できる。 ただし、申請及び交付共に代理人の場合は、顔写真付のカードは交付しない。 <p>現在のカード活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・写真付のカードの場合は、身分証明書としての利用。 ・住民票の広域交付、付記転出転入に利用。 ・公的個人認証サービスの電子証明書を格納することで電子申請に利用。 	同左	<p>熊本市の例により統合する。</p> <p>合併前に富合町が発行した住民基本台帳カードは合併後も有効とする。(カードの裏面への記載で対応)ただし、本人の申出があった場合は、旧カードを返還のうえ、有料(500円)で新しいカードを交付する。その場合、本庁のみでの交付となる。</p>
	交付件数 5,999件 (平成19年4月末)	交付件数 24件 (平成19年4月末)	

協議第30号

保健衛生事業の取扱いについて（その3）

保健衛生事業の取扱いについて承認を求める。

平成19年7月3日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸山政史

保健衛生事業の取扱いについて

- 1 乳幼児健診のうち、乳児健診は、当分の間現行どおり存続する。
幼児健診は、合併時に熊本市の例により統合する。
- 2 組織育成（母子保健）については、合併後3年間は現行のままとし、
その後の取扱いについては新市において検討する。
- 3 5歳児相談については、当分の間現行どおり存続する。
- 4 集団予防接種については、当分の間現行どおり存続する。
- 5 下記の事業については、合併特例区の事業として実施する。
 - ・ ふるさと総合健診
 - ・ 腹部超音波健診
 - ・ 健康まつり

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧（保健衛生事業）

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認／継続	備考
30		保健衛生事業の取扱い				
	1	女性健康診査	健康福祉部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	2	肺がん検診	健康福祉部会	第4回		
	3	胃がん検診	健康福祉部会	第4回		
	4	大腸がん検診	健康福祉部会	第4回		
	5	子宮がん検診	健康福祉部会	第4回		
	6	乳がん検診	健康福祉部会	第4回		
	7	妊婦健診	健康福祉部会	第4回		
	8	結核健診	健康福祉部会	第4回		
	9	インフルエンザ予防接種	健康福祉部会	第4回		
	10	個別予防接種	健康福祉部会	第4回		
	11	基本健康診査	健康福祉部会	第4回		
	12	乳幼児健診	健康福祉部会	第5回		
	13	組織育成(母子保健)	健康福祉部会	第5回		
	14	5歳児相談	健康福祉部会	第5回		富合町のみ
	15	集団予防接種	健康福祉部会	第5回		
	16	ふるさと総合健診	健康福祉部会	第5回		富合町のみ
	17	腹部超音波検診	健康福祉部会	第5回		富合町のみ
	18	健康まつり	健康福祉部会	第5回		

協議項目	30 保健衛生事業の取扱い	小項目名	12 乳幼児健診
調整方針	乳児健診は、当分の間現行どおり存続する 幼児健診は、合併時に熊本市の例により統合する		

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>1. 乳児健診 対象者：3カ月児・7カ月児 場所：委託医療機関 (熊本市医師会及び市近隣の小児科専門医療機関) 回数：通年(医療機関の診療時間内)</p> <p>委託料：乳児健診 5,350円 事務費(市医師会) 1,065,066円</p> <p>2. 幼児健診 対象者：1歳6カ月児・3歳児 場所：各保健福祉センター 回数：1歳6カ月児 毎週1回実施(東HCのみ週2回) 3歳児 月3回実施</p> <p>医師報酬費：20,010円/回 栄養士：8,600円/回 歯科衛生士：8,600円/回 心理相談員：8,600円/回 看護師：8,600円/回 歯科医師：20,010円/回(東HCのみ)</p>	<p>1. 乳児健診 対象者：3～4カ月児・7～8カ月児 場所：雁回館(保健センター) 回数：12回/年 月に1回3～4カ月児と7～8カ月児を合同で実施 (1回あたり5名+5名程度) ※育児相談、保健・栄養指導等の実施 委託料：小児科医師 23,000円/回 看護師賃金 2,220円/回</p> <p>2. 幼児健診 対象者：各健診1回あたり15名程度 場所：雁回館(保健センター) 回数：1歳6カ月児 4回/年 3歳児 4回/年</p> <p>小児科医師委託料：23,000円/回 歯科医師費用弁償：20,000円/回 歯科衛生士謝礼：5,000円/回 臨床検査技師賃金：2,220円/回 看護師賃金：2,220円/回</p>	<p>1. 乳児健診 富合町の集団健診は、当分の間現行どおり存続する。</p> <p>2. 幼児健診 合併時に熊本市の例により統合する。</p>

協議項目	30 保健衛生事業の取扱い	小項目名	13 組織育成(母子保健)
調整方針	合併後3年間は現行のままとし、その後の取扱いについては新市において検討する		

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>【子育て支援ネットワーク】 母子保健推進員による地域活動は実施していない。</p> <p>地域(校区)の特性に応じて「地域の子育て支援を地域で考え実践する」しくみを作るために、市内全小学校区内で子育て支援組織(子育て支援ネットワーク)を保健福祉センターの保健師が中心となり育成している。</p> <p>市民協働の取り組みの一つとして展開しており全校区(80校区)設置を目指している。</p> <p>設置状況：64校区(平成18年度末)</p> <p>○組織 各校区毎に、自治会、社会福祉協議会・民生児童委員協議会等の関係団体や保育園等の関係機関、子育て中の母親等で構成されている。</p> <p>○活動 ・子育てマップ・機関紙等の発行 ・子育てサークルの開催 ・声かけ運動 ・その他子育て支援に関すること</p>	<p>【母子保健推進員】 推進員：22地区を14名の推進員で担当 活動報酬費：1件あたり300円 (18年度は900件で予算計上)</p> <p>○組織 推進員は、お母さんたちと同世代の30~40代で、区長の推薦により選定している。</p> <p>○活動 役場より健診、教室等の個人通知を推進員宛に送付し、推進員が声かけしながら配布している。また、子育ての相談を受けたり、役場への情報を提供等、住民と役場のパイプ役となっている。</p>	<p>合併後3年間は現行のままとし、その後の取扱いについては新市において検討する。</p>

協議項目	30 保健衛生事業の取扱い	小項目名	14 5歳児相談
調整方針	当分の間、現行どおり存続する		

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	該当なし	<p>1. 目的 軽度発達障害児や身体異常、心の問題等を就学前に発見し、適切な対応をすること、就学後の問題を軽減、健康の保持増進をはかる。また、子育て相談への助言・指導を行ない、子育て支援につなげる。</p> <p>2. 対象者 年中児（4歳児）50名</p> <p>3. 場所 雁回館（保健センター）</p> <p>4. 内容 質問紙によるスクリーニング後、結果により臨床心理士による面接相談を行う。</p> <p>5. スタッフ 臨床心理士2名（県児童相談所） 保健師（県保健所1、町1） 管理栄養士</p> <p>平成18年9月より実施。現在4～5名をフォロー中。 平成19年度は、6回実施予定</p>	当分の間、現行どおり存続する。

協議項目	30 保健衛生事業の取扱い	小項目名	15 集団予防接種
調整方針	当分の間、現行どおり継続する		

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>1. ポリオ 回数：毎年4月、10月（延91回） 対象者：生後3～90カ月までの未接種者 場所：保健福祉センター（5カ所）総合支所等（6カ所） ただし、2回目を受けるときに、保健福祉センターでの実施では90月を越える場合、海外渡航、及び基礎疾患等で保健福祉センターでの接種が困難な者等には市民病院で対応可。</p> <p>平成16年度 12,994人 平成17年度 11,361人</p> <p>2. BCG 回数：毎月1回（延68回：一部のセンターでは月2回有り） 対象者：生後3～6カ月未満の未接種者 場所：保健福祉センター（5ヶ所） ただし、基礎疾患等で保健福祉センターでの接種が困難な者には市民病院で対応可。</p> <p>平成16年度 8,246人 平成17年度 6,393人</p> <p>平成18年度予算 ポリオ、BCG 計19,212千円</p>	<p>1. ポリオ 回数：4回／年 4、10月 対象者：生後3～90カ月までの未接種者 場所：雁回館（保健センター） 平成16年度 113人 平成17年度 122人</p> <p>2. BCG 回数：6回／年 対象者：生後3～6カ月未満の未接種者 場所：雁回館（保健センター） 平成16年度 92人 平成17年度 42人</p> <p>平成18年度予算 ポリオ、BCG計1,246千円</p>	<p>当分の間、現行どおり継続する。</p>

協議項目	30 保健衛生事業の取扱い	小項目名	16 ふるさと総合健診
調整方針	合併特例区の事業として実施する		

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>総合健診としては該当なし (基本健康診査とがん検診は各々実施)</p>	<p>ふるさと総合健診(りんどうコース) ・対象者：40歳～74歳 ・個人負担金： 男性(70歳未満) 5,600円 男性(70歳以上) 3,600円 女性(婦人がんなし70歳未満) 5,600円 女性(婦人がんあり70歳未満) 7,800円 女性(婦人がんマモ2方向70歳以上) 8,300円 女性(婦人がんなし70歳以上) 3,600円 女性(婦人がんあり70歳以上) 5,800円</p> <p>・内容：健診項目は選択不可 男性：胃がん、肺がん、基本検診、大腸がん(便潜血検査)、超音波検診 女性：胃がん、肺がん、基本検診、大腸がん(便潜血検査)、超音波検診、子宮がん、乳がん(視触診+マモグラフィ) * 40・45・50・55・60・65・70歳で希望者は肝炎ウイルス検査(C型B型)を追加受診できる。 個人負担金：1,000円 ・実施場所：雁回館</p> <p>・委託料：男性と偶数女性 18,921円 奇数女性 1方向 25,221円 2方向 26,796円</p>	<p>合併特例区の事業として実施する。 検診の種類については合併までに検討する。</p>

協議項目	30 保健衛生事業の取扱い	小項目名	17 腹部超音波検診
調整方針	合併特例区の事業として実施する		

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>該当なし</p>	<p>腹部超音波検診</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 : 19 歳以上 ・実施期間 : 9 月頃 5 日間 ・個人負担金 : 1,500 円 ・委託料 : 3,460 円 ・実施場所 : 雁回館 ・委託先 : 日赤健康管理センター ・受診者数 (18 年度) : 8 月 538 名 5 月 457 名 	<p>合併特例区の事業として実施する。</p>

協議項目	30 保健衛生事業の取扱い	小項目名	18 健康まつり
調整方針	合併特例区の事業として実施する		

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>1. 名 称 熊本市健康フェスティバル</p> <p>2. 月 日 10月 (第2土曜・日曜)</p> <p>3. 場 所 熊本市中心部 (熊本県民交流館パレア)</p> <p>4. 内 容 ①各種相談 健康(専門科別)、子育て、年金、健康保険、年金、健康保険、生活衛生 等 ②無料検査 血液、尿、心電図 等 ③体験・展示 アロマ、点字・手話、健康くまもと 21 活動 等 ④表彰・ステージ 8020 表彰、親子ふれあい遊び、エプロンシアター等 ⑤プレイベント 講演会、シンポジウム 等</p> <p>5. 実行委員会 熊本市、熊本県医師会、熊本市医師会、熊本市日新聞社 後 援 熊本県、熊本市教育委員会、NHK 他</p> <p>6. 予 算 約 14,500 千円 (うち熊本市 6,500 千円)</p>	<p>1. 名 称 健康の里フェスティバル</p> <p>2. 月 日 11月1日～11月23日</p> <p>3. 場 所 アスバル富合 他</p> <p>4. 内 容 ①文化祭 展示と発表会 ②健康祭 講演会(11/23)、健康相談、体脂肪測定、展示実技指導、お楽しみ抽選会など ③産業祭 農産物品評会(11/23)、物産販売、バザーなど ④その他 期間中にミニバレー大会、グラウンドゴルフ大会、ゲートボール大会 等</p> <p>5. 実行委員等 健康福祉課、産業振興課、生涯学習課、企画課、保険課、町民課、健康づくり協議会や農協、各種推進員が助言・協力</p> <p>6. 予 算 638 千円</p>	<p>合併特例区の事業として実施する。</p>

協議第34号

農林水産関係事業の取扱いについて（その3）

農林水産関係事業の取扱いについて承認を求める。

平成19年7月3日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

農林水産関係事業の取扱いについて

- 1 土地改良事業等補助金については、熊本市の例により統合する。
ただし、運営費補助は、平成25年度まで現状のままとする。
- 2 産業祭負担金については、合併特例区の事業として実施する。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認／継続	備考
34		農林水産関係事業の取扱い				
	1	農業地域交流促進事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	2	農業地域活性化支援事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	3	地産地消の推進事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	4	経営体育成支援事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	5	農業・農村男女共同参画経費	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	6	(特)農業金融支援事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	7	農用地有効利用促進助成経費	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	8	市民と農業のふれあい促進事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	9	生産体制強化施設整備事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	10	流通施設整備事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	11	畜産施設整備事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	12	流通対策事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	13	農業振興地域整備計画変更	経済振興部会	第4回		
	14	農業振興地域整備促進協議会	経済振興部会	第4回		
	15	農業構造改善事業補助金	経済振興部会	第4回		
	16	農業生活研究グループ連絡協議会補助金	経済振興部会	第4回		富合町のみ
	17	農産物新品種導入補助金	経済振興部会	第4回		富合町のみ
	18	酪農ヘルパー補助金	経済振興部会	第4回		富合町のみ
	19	生産体制強化対策事業	経済振興部会	第4回		
	20	畜産振興事業	経済振興部会	第4回		
	21	基盤整備事業	経済振興部会	第4回		
	22	単県土地改良事業	経済振興部会	第4回		
	23	農業用施設災害復旧工事	経済振興部会	第4回		
	24	農業委員会あっせん基準	経済振興部会	第4回		
	25	農業委員会諸証明手数料	経済振興部会	第4回		
	26	農区長制度	経済振興部会	第4回		熊本市のみ
	27	土地改良事業等補助金	経済振興部会	第5回		
	28	産業祭負担金	経済振興部会	第5回		

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：経済振興部会

協議項目	3 4 農林水産関係事業の取扱い	小項目名	2 7 土地改良事業等補助金 ①
調整方針	熊本市の例により統合する。ただし、運営費補助については、平成25年度まで現状のままとする		

市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市 町 別 内 容	<p>1. 一般土地改良事業補助金 市単独補助 各地区（農道 4 割・6 割、水路 2 割・3 割・6 割、樋門 4 割・6 割補助） 平成 17 年度決算 20,342 千円 平成 18 年度予算 16,761 千円</p> <p>2. 県営土地改良事業補助金 事業費のうち地元負担分の 6 割を補助 平成 17 年度決算 22,032 千円 平成 18 年度予算 41,772 千円</p>	<p>1. 産業振興共同事業補助金 町単独補助 各地区（道路 4 割、水路 4 割、樋門 5 割・8 割補助） 平成 17 年度決算 1,961 千円 平成 18 年度予算 5,142 千円（補正後予算） OH17 年度決算内訳 各地区 1,000 千円 宇土八水土地改良区 600 千円 緑川南部土地改良区 361 千円 OH18 年度予算内訳 各地区 4,142 千円 宇土八水土地改良区 500 千円 緑川南部土地改良区 500 千円</p> <p>2. 県営土地改良事業補助金 現在事業を行っていないため該当なし</p>	<p>熊本市の例により統合する。 ただし、運営費補助については、平成 25 年度まで現状のままとする。</p>
			次頁へ続く

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：経済振興部会

協議項目	3 4 農林水産関係事業の取扱い	小項目名	2 7 土地改良事業等助金 ②
調整方針			

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>3. 運営費補助 該当なし</p>	<p>3. 運営費補助 平成 17 年度決算 6,925 千円 平成 18 年度予算 6,233 千円 緑川南部土地改良区（土地改良施設維持管理） （揚水ポンプ 55 台の管理人人件費及び電気代等）</p> <p>※参考 県営ほ場整備事業特別賦課金補助金 平成 25 年度までの債務負担行為設定済み 補助対象 緑川南部土地改良区 補助金額 25,286 千円</p>	

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：経済振興部会

協議項目	小項目名		調整の具体的内容
	28	産業祭負担金	
34	農林水産関係事業の取扱い	28	産業祭負担金
調整方針	合併特例区の事業として実施する		
調査	現	況	
市町名	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>農産物フェア開催補助金</p> <p>1. 趣旨 農産物フェアを開催し、全国でも有数の生産地である本市農業を消費者にアピールし、農業の活性化を図るとともに市民の農業理解を促進する。</p> <p>2. 主催：農産物フェア実行委員会</p> <p>3. 構成：熊本市農協・県下3花市場 消費者団体・熊本市</p> <p>4. 交付額 平成17年度決算 7,760千円 平成18年度予算 7,760千円</p>	<p>富合町産業祭負担金</p> <p>1. 趣旨 町民相互の融和と郷土愛を育み、本町の更なる発展に寄与るとともに、産業振興を図るため行われている。</p> <p>2. 交付先 富合町産業祭実行委員会 事務局 富合町産業振興課</p> <p>3. 町負担金額 平成17年度決算 400千円 平成18年度予算 300千円</p> <p>※ 町負担金とJA負担金により実施している。</p>	<p>合併特例区の事業として実施する。</p>

協議第35号

商工・観光関係事業の取扱いについて（その3）

商工・観光関係事業の取扱いについて承認を求める。

平成19年7月3日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸山政史

商工・観光関係事業の取扱いについて

ふるさと祭事業補助金については、合併特例区の事業として実施する。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧 (商工・観光関係事業)

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認／継続	備考
35		商工・観光関係事業の取扱い				
	1	新規創業支援事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	2	新産業分支援事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	3	雇用対策事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	4	職業技能向上支援事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	5	商店街振興事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	6	工業活性化支援事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	7	中小企業人材育成支援事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	8	観光イベント関連事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	9	物産振興事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	10	工芸振興事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	11	企業立地促進事業	経済振興部会	第4回		
	12	商工会補助金	経済振興部会	第4回		
	13	中小企業団体等支援事業	経済振興部会	第4回		熊本市のみ
	14	中小企業金融対策事業	経済振興部会	第4回		熊本市のみ
	15	経営相談事業	経済振興部会	第4回		熊本市のみ
	16	労働環境・福祉向上事業	経済振興部会	第4回		熊本市のみ
	17	ふるさと祭事業補助金	経済振興部会	第5回		富合町のみ

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：経済振興部会

協議項目	35 商工・観光関係事業の取扱い	小項目名	17 ふるさと祭事業補助金
調整方針	合併特例区の事業として実施する		

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	該当なし	<p>富合ふるさと祭事業補助金</p> <p>1. 趣旨 町民相互の融和と郷土愛を育み、本町の更なる発展に寄与するとともに、産業振興を図るため行われている。</p> <p>2. 交付先 富合ふるさと祭り実行委員会 事務局 富合町商工会</p> <p>3. 交付額 平成17年度決算 2,500千円 平成18年度予算 2,300千円</p> <p>※参考 別途テナント、椅子、机のリース代を町予算で執行 平成17年度決算 200千円 平成18年度予算 200千円</p>	合併特例区の事業として実施する。

協議第 37 号

都市計画の取扱いについて

都市計画の取扱いについて承認を求める。

平成 19 年 7 月 3 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

都市計画の取扱いについて

都市計画区域及び都市計画区域区分については、現行のまま新市に引き継ぐ。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧（都市計画）

協議番号	枝番号	協 議 項 目	部会名	提案	承認／継続	備考
37		都市計画の取扱い				
	1	都市計画区域	建設部会	第5回		
	2	都市計画区域区分	建設部会	第5回		

作業部会名：建設部会

協議項目	3 7 都市計画の取扱い	小項目名	1 都市計画区域
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ		

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	熊本都市計画区域 植木都市計画区域	宇土都市計画区域	現行のまま新市に引き継ぐものとする。

協議項目	3 7 都市計画の取扱い	小項目名	2 都市計画区域区分
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ		

調査 市町名	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	1. 都市計画区域（区域区分有り） 市街化区域 10,095 ha 市街化調整区域 13,043 ha 計 23,138 ha	1. 都市計画区域（区域区分無し） 富合町全域 1,959 ha	現行のまま新市に引き継ぐものとする。
	2. 用途地域 10,095 ha	2. 用途地域 111.3 ha	

協議第 38 号

下水道事業の取扱いについて

下水道事業の取扱いについて承認を求める。

平成 19 年 7 月 3 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

下水道事業の取扱いについて

- 1 富合町の下水道整備については、普及率を早急に向上させるため、熊本市の下水道整備と最終年度を合わせるよう計画的に推進する。
- 2 下水道使用料については、合併時に熊本市の料金に統合する。
- 3 下水道受益者負担金については、合併時に熊本市の例により統合する。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧（下水道事業）

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認／継続	備考
38		下水道事業の取扱い				
	1	下水道計画	建設部会	第5回		
	2	下水道使用料	建設部会	第5回		
	3	受益者負担金	建設部会	第5回		

協議項目	3 8 下水道事業の取扱い	小項目名	1 下水道計画①
調整方針	富合町の下水道整備については、普及率を早急に向上させるため、熊本市の下水道整備と最終年度を合わせるよう計画的に推進する		

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>1. 事業名 単独公共下水道事業 流域関連公共下水道事業</p> <p>2. 会計名 熊本市公共下水道企業会計</p> <p>3. 汚水計画 計画面積 12,280 ha 計画人口 706,000 人 目標年次 平成 32 年 事業費 587,472 百万円 計画処理水量 517,600 m³/日 排除方式 分流式、一部合流式</p> <p>4. 認可計画 計画面積 11,136 ha 計画人口 639,160 人 目標年次 平成 23 年(流関は 20 年) 事業費 420,885 百万円</p>	<p>1. 事業名 公共下水道事業 (公共関連公共下水道)</p> <p>2. 会計名 富合町公共下水道特別会計</p> <p>3. 汚水計画 計画面積 420 ha 計画人口 15,000 人 目標年次 平成 30 年 事業費 18,015 百万円 計画処理水量 7,050 m³/日 排除方式 分流式</p> <p>4. 認可計画 計画面積 151 ha 計画人口 3,630 人 目標年次 平成 21 年 事業費 6,339 百万円</p>	<p>富合町の下水道整備については、普及率を早急に向上させるため、熊本市の下水道整備と最終年度を合わせるよう計画的に推進する。 なお、富合処理区に関する宇土市との協定については、新市との間で継続する。 また、雨水計画については、合併後検討する。</p>

次頁へつづく

協議項目	3 8 下水道事業の取扱い	小項目名	1 下水道計画②
調整方針			

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市 町 別 内 容	<p>5. 整備状況(平成17年度末) 処理人口 549,272人 普及率 83.4% 整備面積 9,119ha 面整備率 74.3%</p> <p>6. 公の施設の利用に関する協定 富合町との協定(杉島・御船手地区、32.2ha)は平成14年9月議会で議決</p> <p>7. 雨水計画 区域面積 8,970ha 目標年次 平成32年 事業費 40,939百万円</p>	<p>5. 整備状況(平成17年度末) 処理人口 1,774人 普及率 22.1% 整備面積 76ha 面整備率 18.1%</p> <p>6. 公の施設の利用に関する協定 熊本市との協定(杉島・御船手地区32.2ha)は平成14年9月議会で議決 宇土市との協定(区域面積387.8ha)は平成10年9月議会で議決</p> <p>7. 雨水計画 未策定</p>	

協議項目	3 8 下水道事業の取扱い	小項目名	2 下水道使用料①
調整方針	合併時に熊本市の使用料金に統合する		

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市 町 別 内 容	<p>1. 使用料金(消費税含む)</p> <p>(1) 水道水及び営業用井戸水</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本料金 10 m³まで 990 円 (従量料金 1 m³につき) ・ 11 m³~20 m³ 125 円 ・ 21 m³~50 m³ 165 円 ・ 51 m³~200 m³ 200 円 ・ 201 m³~500 m³ 240 円 ・ 501 m³~2,000 m³ 280 円 ・ 2,001 m³以上 325 円 (例) 20 m³使用の場合 2,240 円 <p>(2) 一般家庭用の井戸水又は温泉水 1 世帯につき 1,700 円</p> <p>(3) 一般公衆浴場 12 円/m³</p> <p>2. 使用料金の徴収及び納入方法</p> <p>(1) 水道料金と同時に水道局徴収 奇数・偶数月検針 → 毎月徴収 口座振替・納付書払い</p> <p>(2) 井戸水分 下水道総務課で徴収 一般家庭用 → 奇数月徴収 事業用 → 毎月徴収 口座振替・納付書払い</p>	<p>1. 使用料金(消費税含む)</p> <p>(1) 水道水及び自家井戸水</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本料金 10 m³まで 1,575 円 (従量料金 1 m³につき) ・ 11 m³~30 m³ 157 円 ・ 31 m³~50 m³ 178 円 ・ 51 m³~100 m³ 199 円 ・ 101 m³以上 220 円 (例) 20 m³使用の場合 3,150 円 <p>* 井戸水使用の場合町で水量計設置</p> <p>(2) 公衆浴場用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 m³につき 26 円 <p>2. 使用料金の徴収及び納入方法</p> <p>(1) 建設課下水道班徴収 毎月検針(委託) → 毎月徴収 口座振替・納付書払い</p>	合併時に熊本市の使用料金に統合する

次頁へつづく

協議項目	3 8 下水道事業の取扱い	小項目名	2 下水道使用料②
調整方針			

調査市町名	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富台町	
市町別内容	<p>3. メーター検針方法 (1) 水道水は水道局が検針 奇数・偶数月検針 (2) 事業用井戸水は下水道技術センターに検針委託 2ヶ月検針(奇数月・偶数月) 事業者報告(毎月・奇・偶月)</p> <p>4. 井戸水のメーター設置 (新規) 事業所の量水器の設置は基本的には、事業所、やむを得ない場合は市が設置 (取替) 量水器の有効期限(計量法により8年)の到来による)量水器の取替は、市が実施</p> <p>5. データ処理 市独自電算システム(富士通)</p>	<p>3. メーター検針方法 (1) 委託により毎月検針</p> <p>4. 井戸水のメーター設置 (新規) 事業所、一般家庭の量水器の設置は基本的には、町が設置 (取替) 量水器の有効期限(計量法により8年)の到来による)量水器の取替は、町が実施</p> <p>5. データ処理 日立情報システムズ</p>	

協議項目	3 8 下水道事業の取扱い	小項目名	3 受益者負担金
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		
調査	現 況		
市町名	熊 本 市	富 合 町	調整の具体的内容
市町別内容	<p>1. 受益者負担金額 200 円/㎡</p> <p>2. 施行年月日 S51 年 4 月 1 日</p> <p>3. 負担金の徴収猶予の有無 有り</p> <p>4. 負担金の減免制度の有無 有り</p> <p>5. 納入方法 ①最寄の金融機関(分割払いのみ口座振替は有り) ②一括納付及び3年間×年4回の分割均等払い有り ③一括納付の報奨金制度無し</p> <p>6. データ処理 市独自電算システム(富士通)</p>	<p>1. 受益者負担金額 200 円/㎡</p> <p>2. 施行年月日 H14 年 4 月 1 日</p> <p>3. 負担金の徴収猶予の有無 有り</p> <p>4. 負担金の減免制度の有無 有り</p> <p>5. 納入方法 ①最寄の金融機関(口座振替は無し) ②5年間、年4回の分割均等払い及び一括納付有り ③一括納付の報奨金制度有り 報奨金額：3,745,312 円 件数：159 件 (17 年度実績)</p> <p>6. データ処理 日立情報システムズ</p>	<p>合併時に熊本市の例により統合する。</p>

協議第39号

上水道事業の取扱いについて

上水道事業の取扱いについて承認を求める。

平成19年7月3日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸山政史

上水道事業の取扱いについて

- 1 地区営水道（簡易水道）については、合併までに未整備（給水）地区も含め町営化を図り、合併時に新市に引き継ぐ。なお、合併直後の水道料金については、今後設定される町営簡易水道料金を新市に引き継ぐ。
- 2 上水道事業化については、合併後速やかに現地調査を行い、上水道整備計画を策定したうえで計画的に整備を進める。
- 3 簡易水道組織への補助金（富合町環境衛生施設整備補助金）については、富合町の簡易水道組合を町営化するため、現行制度は廃止する。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧（上水道事業）

協議番号	枝番号	協 議 項 目	部会名	提案	承認／継続	備考
39		上水道事業の取扱い				
	1	地区営水道(簡易水道)	水道部会	第5回		
	2	上水道事業	水道部会	第5回		
	3	組織・補助金	水道部会	第5回		

作業部会名：上水道部会

協議項目	3 9 上水道事業の取扱い	小項目名	1 地区営水道（簡易水道）
調整方針	地区営水道（簡易水道）については、合併までに未整備（給水）地区も含め町営化を図り、合併時に新市に引き継ぐ。なお、合併直後の水道料金については、今後設定される町営簡易水道料金を新市に引き継ぐ		

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容	
	熊 本 市	富 合 町		
市 町 別 内 容	上水道事業	652,010 人	地区毎の組合が運営する17の簡易水道がある	
	給水人口	231,272 m ³	組合名	給水人口 (人)
	1日平均給水量	287,000 m ³	下園	176
	公称施設能力		平原	299
			榎津	798
			古閑・志々水	403
			碓江・西田尻	335
			木原	835
			廻江	262
			清藤	380
			南田尻	460
			杉島・御船手	545
			富合西	528
			小岩瀬	531
		富合町東部	940	
		国町	389	
		鳥場	250	
		前川原	105	
		新	290	
		合 計	7,526	
		1日給水量 (m ³)	1,925	
		1日井戸能力 (m ³)	6,104	

地区営水道（簡易水道）については、合併までに未整備（給水）地区も含め町営化を図り、合併時に新市に引き継ぐ。なお、合併直後の水道料金については、今後設定される町営簡易水道料金を新市に引き継ぐ。

作業部会名：上水道部会

協議項目	3 9 上水道事業の取扱い	小項目名	2 上水道事業
調整方針	上水道事業化については、合併後速やかに現地調査を行い、上水道整備計画を策定したうえで計画的に整備を進める		

調査 市町名	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	上水道事業 給水人口 652,010人 一日平均給水量 231,272 m ³ 公称施設能力 287,000 m ³ 普及率 97.5%	地区営水道（簡易水道） 給水人口 7,526人 一日平均給水量 1,925 m ³ 井戸能力 6,104 m ³ 普及率 98.5% 給水人口（計） 7,526人 一日給水量（計） 1,925 m ³ 一日井戸能力（計） 6,104 m ³	上水道事業化については、合併後速やかに現地調査を行い、上水道整備計画を策定したうえで計画的に整備を進める。

協議項目	3 9 上水道事業の取扱い	小項目名	3 簡易水道組織・補助金
調整方針	簡易水道組織への補助金（富合町環境衛生施設整備補助金）については、富合町の簡易水道組合を町営化するため、現行制度は廃止する		

調査 市町名	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>熊本市内の水道事業については、全て熊本市水道局が運営しており、組合方式の簡易水道事業は存在しない。</p> <p>水道法（抜粋） 第6条 水道事業を営む者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 水道事業は、原則として市町村が経営するものとし、市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を営むことができるものとする。</p>	<p>環境衛生施設の整備を図り、生活環境の保全に努めることを目的とし整備事業を実施する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。（富合町環境衛生施設整備補助金交付要綱）</p> <p>補助金の交付対象</p> <p>1 水道組合が実施する水道施設の改良及び新設等 ※事業費が10万円以内である場合は交付しない。</p> <p>補助金の交付額</p> <p>1 水道組合が実施する水道施設整備事業 当該事業費の10分の5以内</p> <p>2 1の事業で町長が特に必要と認める事業 当該事業費の10分の6以内 ※1,000円未満の端数は切り捨て</p>	<p>簡易水道組織への補助金（富合町環境衛生施設整備補助金）については、富合町の簡易水道組合を町営化するため、現行制度は廃止する。</p>

協議第40号

教育関係事業の取扱いについて（その3）

教育関係事業の取扱いについて承認を求める。

平成19年7月3日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸山政史

教育関係事業の取扱いについて

- 1 下記の事業は、合併特例区の事業として継続する。その後は富合地域の独自事業として検討する。
 - ・ 各種大会等
- 2 下記の事業は、合併特例区の管理施設として継続する。合併時に熊本市の施設料金を基に統一したうえで、富合地域の住民については合併特例区の間は減免・免除の取扱いとする。その後は熊本市の例により統合する。
 - ・ 各種体育施設
 - ・ 公民館の運営状況
 - ・ 公民館使用料
- 3 下記の事業は、合併特例区の事業として継続する。その後は熊本市の例により統合する。
 - ・ 公民館学級
 - ・ 成人式
- 4 下記の事業は合併特例区の管理施設として継続する。その後は熊本市の例により統合する。
 - ・ 図書館の施設管理運営
- 5 下記の事業は、合併特例区の事業として管理するが、その後は熊本市の例により統合する。システム及び複写サービスの使用料は合併時に熊本市の例により統合する。
 - ・ 図書の管理等

- 6 下記の事業は、合併時に熊本市の例により統合する。
 - ・ 図書館のサービス

- 7 下記の事業は、合併特例区の管理団体として継続する。その後は熊本市の例により統合する。
 - ・ 体育協会

- 8 下記の事業は、合併特例区の管理団体として、この期間は現行のとおり継続する。
 - ・ 文化協会

- 9 下記の事業は、合併時に熊本市の例により統合する。ただし、予約受付開始日を富合地域内の運動施設に限り、5年間の先行予約を認める。
 - ・ 運動施設予約・案内システム

- 10 下記の事業は、合併時に管理人を配置し、小・中学校体育館、中学校運動場及び武道場は熊本市の例により統合する。
 - ・ 学校施設一般開放管理業務

- 11 下記の事業は、合併後、5年間は現状のままとして継続する。ただし、一本化できる団体については、随時調整を図っていく。
 - ・ P T A 連合会他公共団体

- 12 下記の事業は、合併後、5年間は現状のままとして継続する。ただし、市の団体との統合が成立した年度で補助金は廃止する。
 - ・ P T A 連合会他公共団体への補助金

- 13 下記の事業は、新市の事業として継続する。
 - ・ 少人数学級

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧 (教育関係事業)

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
40		教育関係事業の取扱い				
	1	就学支援 (学級支援員配置・修学旅行特別支援)	教育部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	2	青少年国際・国内交流事業	教育部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	3	青少年活動支援事業	教育部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	4	生涯学習推進事業	教育部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	5	家庭教育推進事業	教育部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	6	スポーツ振興基金等	教育部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	7	総合型地域スポーツクラブの育成	教育部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	8	各種大会(開催)補助金	教育部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	9	小中一貫教育(教育特区)	教育部会	第4回		富合町のみ
	10	通学区域(高等学校)	教育部会	第4回		
	11	地域公民館(社会教育施設)への補助金	教育部会	第4回		
	12	学校図書館充実事業	教育部会	第4回		
	13	育英奨学金(育英事業)	教育部会	第4回		
	14	青少年育成会議	市民生活部会	第4回		
	15	青少年健全育成事業	市民生活部会	第4回		
	16	各種大会等	教育部会	第5回		
	17	各種体育施設	教育部会	第5回		
	18	公民館の運営状況	教育部会	第5回		
	19	公民館使用料	教育部会	第5回		
	20	公民館学級	教育部会	第5回		
	21	成人式	教育部会	第5回		
	22	図書館の施設管理運営	教育部会	第5回		
	23	図書の管理等	教育部会	第5回		
	24	図書館のサービス	教育部会	第5回		
	25	体育協会	教育部会	第5回		
	26	文化協会	教育部会	第5回		富合町のみ
	27	運動施設予約・案内システム	教育部会	第5回		
	28	学校施設一般開放管理業務	教育部会	第5回		
	29	PTA連合会他公共団体	教育部会	第5回		
	30	PTA連合会他公共団体への補助金	教育部会	第5回		
	31	少人数学級	教育部会	第5回		熊本市のみ

作業部会名: 教育部会

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	16 各種大会等 ①
調整方針	合併特例区の事業として継続する その後は富合地域の独自事業として検討する		

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>当該事務事業なし</p> <p>○子どもから高齢者まで、市民誰もが気軽に参加できる市民スポーツフェスタを年4回(春・夏・秋・冬)開催している。</p> <p>内容は別紙</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度決算 5,400千円 ・平成17年度決算 5,400千円 ・平成18年度予算 4,860千円 	<p>○富合町内駅伝大会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催 富合町、富合町教育委員会 ・期日 11月～12月 ・会場 富合町指定コース(18.0km) ・参加料 無料 ・参加対象 各地区代表男女、小学生、中学生、高校大学、一般男子2名、一般女子、40歳以上又は一般女子、フリー ・経費 312,000円(17年度決算) 50,000円(18年度予算) ・競技方法 各地区対抗 <p>※オープンで中学校部活等が参加</p> <p>○新春サッカーフェスティバル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催 富合町体育協会 ・共催 富合町教育委員会 ・期日 元日 ・会場 屋外運動場 ・参加料 1チーム1,000円 ・参加対象等 小学生から一般まで1チーム5人制 ・経費 60,000円(17年度決算) 0円(18年度予算) 	<p>将来的には熊本市全体で開催する市民スポーツフェスタ又は富合地域での単独事業としても検討する。</p>

次頁へ続く

作業部会名: 教育部会

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	16 各種大会等 ②
調整方針			

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町名	当該事務事業なし	<p>○富合町町民体育祭</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催 富合町体育協会 ・共催 富合町教育委員会他 ・期日 11月5日(18年度予定) ・会場 富合小学校グラウンド ・参加対象 全町民 ・経費 富合町体育協会への補助金 1,957,000円のうち540,000円を使用 (16年度実績) 2,792,000円のうち150,000円を予算立て 町民体育祭は台風のため中止 (17年度実績) 2,000,000円のうち350,000円を予算立て (18年度予算) ・競技方法 徒競争などを各地区代表で行う 	
市町別内容			

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	17 各種体育施設
調整方針	合併特例区の管理施設として継続する 合併時に熊本市の施設料金を基に統一したうえで、富合地域の住民については合併特例区の間は減免・免除の取扱いとする その後は熊本市の例により統合する		

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>○教育委員会では、熊本市総合体育館ほか26の運動施設を所管している。 熊本市体育施設条例 熊本市総合体育館・青年会館条例 熊本市総合屋内プール条例 熊本市都市公園条例 * 施設の種類の 体育館、陸上競技場、屋内プール、野球場、グラウンド、武道場、弓道場、テニスコートなど 使用料については別紙</p> <p>○ゲートボール場 ・ 南部総合スポーツセンター他5施設で21面 * 使用料は無料</p>	<p>○雁回公園運動広場 町内者は、無料 町外者は 全面 1時間 2,400円 野球 1面 1,200円 ソフトボール 1面 600円</p> <p>○屋外運動場（テニスコート） ・ 使用料 テニスコート1面1時間 550円 運動場 1時間 1,600円 ・ 中学校の隣接地となっており一般者の利用は午後8時から2時間となっている。</p> <p>○富合町健康づくり総合センター（雁回館） ・ 使用料 トレーニング室 1時間 500円 ステージ 1時間 200円 バドミントン 1面1時間 200円 バレーボール 1面1時間 400円 バスケットボール1面1時間 600円 全面 1時間1,200円 ※町外者は10割増</p>	<p>合併時に熊本市の施設料金を基に統一し、合併特例区の管理施設として継続する。ただし、富合地域の住民については合併特例区の間は減免・免除の取扱いとする。その後は熊本市の例により統合する。</p>

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	18 公民館の運営状況 ①
調整方針	合併特例区の管理施設として継続する 合併時に熊本市の施設料金を基に統一したうえで、富合地域の住民については合併特例区の間は減免・免除の取扱いとする その後は熊本市の例により統合する		

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>公民館管理運営</p> <p>1 開館時間</p> <p>公民館 午前9時～午後10時</p> <p>図書室 午前9時30分～午後5時</p> <p>児童館(室) 午前9時～午後5時</p> <p>2 休館日</p> <p>ア 月曜日</p> <p>イ 12月29日～翌年1月3日 (平成18年度より変更)</p> <p>なお、図書室は、上記のほか室内整理日及び特別整理日がある。</p> <p>祝日は、平成15年9月から開館している。</p> <p>3 夜間管理等</p> <p>平日(祝日含む)の午後5時以降及び土・日曜の午後3時以降は、管理業務嘱託員を雇用し、窓口業務等に従事させている。</p> <p>(管理業務嘱託員経費・報酬)</p> <p>H16年度決算 27,648千円</p> <p>H17年度決算 27,632千円</p> <p>H18年度予算 24,576千円</p> <p>(月額64,000円×32人×12ヵ月)</p>	<p>アスパル富合管理運営</p> <p>1 開館時間</p> <p>公民館 午前9時～午後10時</p> <p>図書館(平日) 午前10時～午後7時</p> <p>図書館(土日) 午前10時～午後5時</p> <p>2 休館日</p> <p>ア 月曜日と祭日</p> <p>イ 12月28日～翌年1月3日</p> <p>なお、図書館は毎月第4木曜日に室内整理日がある</p> <p>3 夜間管理等</p> <p>午後5時以降は管理人が管理している</p> <p>(管理人経費・報酬)</p> <p>H16年度決算 1,200千円</p> <p>H17年度決算 1,200千円</p> <p>H18年度予算 1,200千円</p> <p>(月額50,000円×2人×12ヵ月)</p>	<p>合併時に熊本市の施設料金を基に統一し、合併特例区の管理施設として継続する。ただし、富合地域の住民については合併特例区の間は減免・免除の取扱いとする。その後は熊本市の例により統合する。</p>

次頁へ続く

作業部会名: 教育部会

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	18 公民館の運営状況 ②
調整方針			

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>4 公民館ホール管理運営</p> <p>可動席 200席程度</p> <p>ピアノは部屋使用料に含まれている。</p>	<p>4 公民館ホール管理運営</p> <p>町唯一の公民館ホールとして文化ホール的な運営を行っている。 固定席数 406席</p> <p>ホール業務は委託業者が行っている。</p> <p>ピアノ使用料を部屋使用料と別に徴収している。民間企業との提携でピアノを借用し、音楽関係の催事を中心に共催で事業を実施している。</p> <p>(民間企業との共催で文化事業を実施) ピアノコンサート 年6回 アンサンブルコンサート 年2回</p> <p>管理運営費 平成16年度決算 7,000千円 平成17年度決算 6,000千円 平成18年度予算 5,000千円</p>	<p>公民館ホールとして現状のまま継続し、その後、熊本市の例により統合する。 (5年後、文化ホールとして条例制定し、管理運営は公民館が行う。)</p> <p>借用のピアノについては、合併時に買取とする。</p>

作業部会名: 教育部会

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	19 公民館使用料
調整方針	合併特例区の管理施設として継続する 合併時に熊本市の施設料金を基に統一し、富合地域の住民については合併特例区の間は減免・免除の取扱いとする その後は熊本市の例により統合する		

調査	現 況		調整の具体的内容																																																												
	熊 本 市	富 合 町																																																													
市町別内容	<p>熊本市公民館条例第5条（別表）に基づく。</p> <p>1 公民館使用料</p> <table border="0"> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> </tr> <tr> <td>大会議室 1,300円</td> <td>1,500円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>中会議室 900円</td> <td>1,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>小会議室 400円</td> <td>500円</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>料理実習室 1,500円</td> <td>1,700円</td> <td>1,700円</td> </tr> <tr> <td>ホール 2,000円</td> <td>2,500円</td> <td>2,500円</td> </tr> </table> <p>※①9:00～12:00 ②13:00～17:00 ③18:00～22:00</p> <p>2 冷暖房使用料</p> <table border="0"> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> </tr> <tr> <td>大会議室 200円</td> <td>200円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>中会議室 150円</td> <td>150円</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>小会議室 100円</td> <td>100円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>料理実習室 150円</td> <td>150円</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>ホール 700円</td> <td>700円</td> <td>700円</td> </tr> </table> <p>歳入 平成16年度決算 38,544千円 平成17年度決算 39,294千円 平成18年度予算 37,170千円</p>	①	②	③	大会議室 1,300円	1,500円	1,500円	中会議室 900円	1,000円	1,000円	小会議室 400円	500円	500円	料理実習室 1,500円	1,700円	1,700円	ホール 2,000円	2,500円	2,500円	①	②	③	大会議室 200円	200円	200円	中会議室 150円	150円	150円	小会議室 100円	100円	100円	料理実習室 150円	150円	150円	ホール 700円	700円	700円	<p>富合町公民館</p> <table border="0"> <tr> <td>ホール</td> <td>午前4,500円</td> <td>午後6,000円</td> <td>夜間8,000円</td> </tr> <tr> <td>平日</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>土日</td> <td>午前6,000円</td> <td>午後8,000円</td> <td>夜間10,000円</td> </tr> <tr> <td>冷暖房</td> <td>1時間3,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>附帯設備 使用に応じて</p> <table border="0"> <tr> <td>各部屋研修室2</td> <td>1時間200円</td> </tr> <tr> <td>その他の部屋</td> <td>1時間300円</td> </tr> <tr> <td>和室(雁回館内)</td> <td>1時間300円</td> </tr> <tr> <td>料理実習室(雁回館内)</td> <td>1時間500円</td> </tr> </table> <p>※ホール以外の施設の冷暖房費は使用料に含む。</p> <p>歳入 平成16年度決算 1,865千円 平成17年度決算 2,765千円 平成18年度予算 2,064千円</p>	ホール	午前4,500円	午後6,000円	夜間8,000円	平日				土日	午前6,000円	午後8,000円	夜間10,000円	冷暖房	1時間3,000円			各部屋研修室2	1時間200円	その他の部屋	1時間300円	和室(雁回館内)	1時間300円	料理実習室(雁回館内)	1時間500円	<p>公民館研修室の使用料は、合併時に熊本市の例により統合する。</p> <p>ホールを公民館が使用する場合は、熊本市公民館ホール使用料に合せて減免する。</p>
①	②	③																																																													
大会議室 1,300円	1,500円	1,500円																																																													
中会議室 900円	1,000円	1,000円																																																													
小会議室 400円	500円	500円																																																													
料理実習室 1,500円	1,700円	1,700円																																																													
ホール 2,000円	2,500円	2,500円																																																													
①	②	③																																																													
大会議室 200円	200円	200円																																																													
中会議室 150円	150円	150円																																																													
小会議室 100円	100円	100円																																																													
料理実習室 150円	150円	150円																																																													
ホール 700円	700円	700円																																																													
ホール	午前4,500円	午後6,000円	夜間8,000円																																																												
平日																																																															
土日	午前6,000円	午後8,000円	夜間10,000円																																																												
冷暖房	1時間3,000円																																																														
各部屋研修室2	1時間200円																																																														
その他の部屋	1時間300円																																																														
和室(雁回館内)	1時間300円																																																														
料理実習室(雁回館内)	1時間500円																																																														

作業部会名: 教育部会

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	20 公民館学級
調整方針	合併特例区の事業として継続する その後は熊本市の例により統合する		

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>公民館学習活動には、公民館が主催する主催講座と、市民が自主運営する自主講座がある。</p> <p>主催講座は、講座数 1,499、在籍者数（参加者数）61,453 人であり、自主講座は、講座数 880、在籍者数（参加者数）18,422 人である。</p> <p>また、自主講座は入講時に自治会費（300 円～1,000 円）を徴収しているが、講座に係る講師謝礼金や館使用料等の経費は、各講座でそれぞれ必要額を徴収している。</p> <p><全公民館（16 館）の主催事業等開催経費></p> <p>H16 年度決算額 54,246 千円 H17 年度決算額 54,842 千円 H18 年度予算額 54,105 千円</p>	<p>公民館学習活動には、公民館が主催するさわやか学級がある。</p> <p>さわやか学級は、趣味を生かし、仲間づくり、生きがいづくりの一環として、昼間活動できる人を対象に現在 360 人が参加され、年 8 回の学習会（講和・社会見学など）と 16 のクラブの中から希望のクラブで活動されている。年間入級料 1,000 円、1 クラブにつき 1,000 円の負担となっており、クラブでそれぞれ必要額を徴収している。</p> <p>H16 年度決算額 1,753 千円 H17 年度決算額 1,155 千円 H18 年度予算額 1,103 千円</p>	<p>合併特例区の事業として継続する。その後は熊本市の例により統合する。</p>

作業部会名: 教育部会

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	21 成人式
調整方針	合併特例区の事業として継続する その後は熊本市の制度に統合する		

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>熊本市では、成人の日に総合体育館青年会館で行っている。 主催は熊本市で、平成19年の成人式には、7,928名中、4,500名が出席し、来賓には、市議会議員、教育委員、社会教育委員、関係団体の長等約13名。</p> <p>本市の特色として、太鼓演奏、記念感想文朗読、ハンドベル演奏などを行っている。</p> <p>平成16年度決算 5,725千円 平成17年度決算 3,498千円 平成18年度予算 4,500千円</p>	<p>富合町では、成人の日にアスパル富合（公民館）で行っている。 主催は富合町で、平成19年の成人式には、富合中学卒業生の93%にあたる80名が出席し、来賓には、町議会議員、中学校の恩師、区長、教育委員、社会教育委員、各種団体の長等約60名。</p> <p>毎年12月上旬成人式代表者打合せ会を行い、役割等を決定。本町の特色として、新成人者による主張・意見発表を4名行っている。</p> <p>また、式終了後、茶話会を中学校時代の恩師を招き開催している。 記念品（1,000円）程度のもの。 集合写真は出席成人者に後日送付。</p> <p>平成16年度決算 260千円 平成17年度決算 230千円 平成18年度予算 230千円</p>	<p>合併特例区による成人式として継続するが、その後は熊本市の例によりに統合する。</p>

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	22 図書館の施設管理運営 ①
調整方針	合併特例区の管理施設として継続する その後は熊本市の例により統合する		

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>【施設の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○名称 熊本市立図書館 ○設置根拠 熊本市図書館設置条例、同施行規則 ○開館年月 昭和57年11月 ○延面積 4090㎡（地上2階 地下1階） ○駐車場 120台（共用部分を含む） ○施設内容 一般閲覧室 児童閲覧室 郷土・参考資料室 身障者福祉室 おはなしコ ーナ一 視聴覚室 リスニングルーム 新聞・ 雑誌コーナ一 集会室 ホール 事務室 閉 架書庫 等 ○蔵書冊数（移動図書館を含む） 開架 22万8千冊 閉架 24万6千冊 合計 47万4千冊 ○収集冊数（移動図書館を含む） H16年度 2万7千冊 H17年度 2万8千冊 	<p>【施設の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○名称 富合町立図書館 ○設置根拠 富合町立図書館 ○開館年月 平成15年7月 ○図書館施設面積 625㎡ ○事務室（公民館と共用）137㎡ ○駐車場（文化センターと共用）164台 ○施設内容 事務室、閉架書庫室 おはなしコーナ一、児童書コーナ一 一般書、雑誌コーナ一 等 ○蔵書冊数 開架 3万5千冊 閉架 2千冊 計 3万7千冊 ○蔵書計画 H14年度 15,000冊 H15年度 10,000冊 H16年度 4,000冊 H17年度 4,000冊 ※18年以降も4,000冊を予定 	<p>合併特例区の「富合町立図書館」として継続する。その後は「富合公民館図書室」とする。</p>
			次頁へ続く

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	22 図書館の施設管理運営 ②
調整方針			

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>○職員数 館長 1 副館長 1 教育審議員 2 主幹 2 主査 4 参事 5 主任 3 事務職員 11 小計 29名 (うち司書 13名) 嘱託 1 4名 (うち司書 10名) 合計 43名</p> <p>○勤務体制 ・平日 職員 8:30~19:15 の中で交代・時差勤務をしている。 嘱託 8:30~19:00 の中で交代勤務 (6時間等) をしている。 ・土・日・休日 職員 8:30~17:15 嘱託 8:30~17:00 の中で交代勤務 (6時間等) をしている。</p> <p>○開館・閉館・休館 ・平日 (10月~5月) 開館 9:30 閉館 18:00 ・平日 (6月~9月) 開館 9:30 閉館 19:00 ・土・日・休日 開館 9:30 閉館 17:00 ・休館日 月曜日 12月29日から翌年1月4日まで 特別整理日 (毎年14日以内)</p>	<p>○職員数 図書館長 1名 町職員 2名 (1日8時間勤務)</p> <p>○勤務体制 ・平日 A 8:30~17:15 B 10:30~19:15</p> <p>※平日勤務のBと土・日勤務があるため社会教育係の4名をローテーションでカウンター業務に時間帯を設定し勤務している。</p> <p>○開館・閉館・休館 ・平日 開館 10:00 閉館 19:00 ・土・日 開館 10:00 閉館 17:00 ・休館日 毎週 月曜日、 祝祭日、年末・年始 第4木曜日 (図書整理)</p>	<p>職員数、組織及び勤務体制や利用時間及び休館は、現行のままとし、その後は「富合公民館図書室」する時点で既存の公民館図書室と同様とする。</p>

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	23 図書の管理等 ①
調整方針	合併特例区の事業として管理するが、その後は熊本市の例により統合するシステム及び複写サービスの使用料は合併時に熊本市の例により統合する		

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>【図書管理等】</p> <p>○選書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎週、選書委員会を開きTRCの週間新刊全点案内をもとに選書 ・市立図書館は中心館として、一般的な資料の他、参考資料、行政資料、郷土資料、外国語資料、視聴覚資料など図書館資料の収集に努めている。 ・リクエストにはなるべく応えるようにしている。 <p>○図書整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書、雑誌、視聴覚資料は、一般・児童に区分して受け入れている ・毀損図書は、その都度除籍手続きをとり補充が必要なものには購入する。 <p>○図書館電算システム</p> <p>システムの賃借 富士通(株)プライムパワー400電子計算組 織とそれに付属する端末機器 契約金額及び期間 契約先 (株) 富士通ビジネスシステム熊本支店 契約金額 138,600千円 期間 H14.6月～H19.5月まで</p>	<p>【図書管理等】</p> <p>○選書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・TRCの週刊新刊案内をもとに選書 ・基本図書については蔵書状況により補充 ・児童書については良書を所蔵する。 ・利用者からのリクエストにはなるべく応えるよう努力している。 <p>○図書整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書、雑誌、視聴覚資料は、一般・児童に区分して受け入れている ・毀損図書は、その都度除籍手続きをとり補充が必要なものには購入する。 <p>○図書館電算システム</p> <p>平成14年度ハイパーネット基盤整備事業により導入 契約金額及び期間 契約先 日本事務機(株) 期間 H18.4月～H19.3月まで</p>	<p>合併特例区の管理施設として継続する。</p> <p>合併時に熊本市の図書館電算システムを導入し統合する。</p>

次頁へ続く

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	23 図書管理等 ②
調整方針			

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>○図書管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間受入分については年度末に受入、分類区分で統計を出し蔵書数を出す。 蔵書点検は、毎年1回、開架・閉架の全資料を対象に実施 <p>実施時期 原則2月 実施期間 14日以内</p> <ul style="list-style-type: none"> 開架・閉架とも配架スペースに余裕がなく、今後、更に蔵書数を増やすには基準に基づく除籍の徹底と書架・書庫のスペース増を図る必要がある。 <p>○平成18年度資料購入計画 (資料費・移動図書館を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> 図書購入費 46,000千円 雑誌・新聞等 8,553千円 視聴覚資料 2,947千円 合計 57,500千円 <p>○資料貸出</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人貸出 6冊2週間 団体貸出 地域団体、社会教育団体等 300冊2ヶ月 郵送貸出、移動図書館巡回貸出 なし A・V資料の貸出 なし 	<p>○図書管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間受入分については年度末に受入、分類区分で統計を出し蔵書数を出す。 蔵書点検は年1回年度末に期間を定め利用者の便宜を図るためなるべく短時間で終了するよう事前の体制作りなど徹底して研修する。 開架・閉架ともまだ余裕があるので年間計画をもとに蔵書数を増やしていく、常時5万冊程度を管理していきたい。 <p>○平成18年度資料購入計画(資料費)</p> <ul style="list-style-type: none"> 図書購入費 4,000千円 雑誌、新聞 587千円 視聴覚資料 600千円 その他、資料 557千円 合計 5,744千円 <p>○資料貸出</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般貸出 5冊2週間 団体貸出 小中学校・老人ホーム・憩いの家等 100冊1ヶ月 移動図書はなし A・V資料の貸出 あり 	<p>図書の個人、団体貸出の冊数、期間等については、熊本市に統合する。</p> <p>A・V資料の貸出について A・V資料の貸出は、合併から5年間は現行のままとし、富合町地域の住民のみの貸し出しとする</p>

次頁へ続く

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	23 図書の管理等 ③
調整方針			

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町名	○複写サービス 1枚 10円	○複写サービス 1枚 20円	複写サービスについては熊本市の例により統合する。 「富合町立図書館」は合併時から5年間は現行どおりとし、その後は「公民館図書室」となるため廃止する。
市 町 別 内 容			

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	24 図書館のサービス ①
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>○インターネット予約 図書館利用者が図書館のHPの蔵書検索機能で資料の所蔵情報を確認し、自宅等から貸出を予約できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全予約件数 146,880件うち、インターネット予約 67,316件 (平成17年度実績) <p>○移動図書館 読書普及及び利用促進を図るサービスとして、図書館車により、大規模団地を中心に巡回個人貸出を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ステーション数 28 ・巡回数 1ステーション・月1回 ・巡回日数 167日 ・登録者 2,203人 ・貸出冊数 29,665冊 (平成17年度実績) <p>○郵送貸出 身体に障害等があるために図書館への来館が困難な方を対象として、無料の郵送貸出サービスを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸出冊数 1回に8冊(巻)まで ・貸出期間 30日以内 ・登録者 133人 ・貸出冊数 997冊 (平成17年度実績) 	<p>○インターネット検索 図書館利用者が図書館のHPの蔵書検索機能で資料の所蔵情報を、自宅等から検索できる。</p>	<p>合併時、ただちに熊本市のサービスを適用する。</p>
			次頁へ続く

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	24 図書館のサービス ②
調整方針			

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>○搬送サービス 市立図書館と公民館図書室15室との連絡調整のほか、図書資料の相互貸借や返却本の搬送など図書の流通のため週2回各室を巡回している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配送（貸出予約本、返却本の本籍館への配送） 200,535冊 ・ 収集（他館貸出本、予約本の収集） 226,657冊 ・ 巡回日数 257日 ・ 1日当たり流通冊数 1,663冊 (平成17年度実績) <p>○図書利用カード（通称「共通利用券」）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開始年月 平成14年7月 ・ 対象 市立小中学校に在籍する全児童生徒 約60,000人 <p>このカード1枚で学校図書館と市立図書館、公民館図書室15室で貸出サービスが受けられる。</p>		合併時、ただちに熊本市のサービスを適用する。

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	25 体育協会 ①
調整方針	合併特例区の管理団体として継続する。 その後は熊本市の例により統合する		

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 熊本市体育協会 ・任務 熊本市における体育・スポーツの奨励と振興を図り、もって市民の心身の健全な発達と健康で明るい市民生活の形成に寄与することを目的とする。 ・組織 80 校区体育協会、46 競技団体、熊本市ジュニア少年団 ※会長 1 名、副会長 4 名、理事長 1 名、副理事長 1 名、理事 17 名、監事 2 名 (任期：2 年、再任を妨げない。) ・役員選出 会長は理事会が選考し、評議員会で選出。副会長は、教育長、校区体育協会会長 2 名、競技団体 1 名の計 4 名とし、理事会が選考し、評議員会で選出する。 ・理事は校区体育協会、競技団体、学識経験者等から選出 ・会議 評議員会及び理事会 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 富合町体育協会 ・任務 町内社会体育の振興及び町民の体力向上に務め明朗なる精神を涵養し、町民の融和を図ることを目的とする。 ・組織 22 地区体育係、20 種目団体、区長会長 社会教育委員 (代表 1 名)、町議会議長、教育委員長、公民館長、小中学校長、婦人会長、小中学校 P T A 会長、小中学校体育担当、体育指導委員 (7 名)、教育委員会職員 (3 名) ※会長 1 名、副会長 3 名、常任理事 10 名以内 理事 50 名以内、総務若干名、監事 2 名 ・任期 2 年 (再任は妨げない) ・役員選出 会長・副会長は役員総会において選出。常任理事は各地区体育係・各種目団体及び関係団体より役員総会に図り委嘱。理事は各地区体育係・各種目団体及び関係団体より選出。 ・会議 役員総会・常任理事会とし会長が必要に応じて召集する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・合併特例区の事業として継続する。 ・熊本市体育協会との統合を検討。
	<ul style="list-style-type: none"> ・市補助金の推移 平成 16 年度決算 31,052 千円 平成 17 年度決算 32,130 千円 平成 18 年度予算 29,300 千円 	<ul style="list-style-type: none"> ・町補助金の推移 平成 16 年度決算 2,792 千円 平成 17 年度決算 2,692 千円 平成 18 年度予算 2,361 千円 	次頁へ続く

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	25 体育協会 ②
調整方針			

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育協会の事務局 「熊本市体育協会規約」により事務局は教育委員会社会体育課に置くとなっている。 ・ 事務 体育協会の事務は、1名の専属事務局員を雇用し、事務にあたっている。 また、事務局長、事務局次長は社会体育課職員が兼務している。 ・ 事務の内容 校区体育協会（80校区）と競技スポーツ団体（47団体）を総括する組織として、 <ul style="list-style-type: none"> ○ 予算・決算 ○ 年間事業計画の企画・立案 ○ 会議の通知・運営 ○ 評議員会・理事会等会議資料作成 ○ 出納簿の管理 ・ 事業 ○ 県民体育祭派遣 ○ 市杯スポーツ大会 ○ 表彰 ○ 熊本市民スポーツフェスタ ○ 各種会議の会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育協会の事務局 「富合町体育協会規約」により事務局は公民館内に置くとなっている。 ・ 事務 体育協会の事務は、教育委員会事務局の職員（公民館内）が社会体育の一環として兼務している。 ・ 事務の内容 <ul style="list-style-type: none"> ○ 予算・決算 ○ 年間事業計画の企画・立案 ○ 会議の通知・運営 ○ 総会・理事会の資料作成 ○ 出納簿の管理 ・ 事業 <ul style="list-style-type: none"> ○ 各種大会の運営 ○ 町民体育祭・駅伝大会・研修会・総会 ・ 下益城郡体育協会事業の事務 <ul style="list-style-type: none"> ○ 郡民体育祭 ○ 郡駅伝大会 ○ 郡ロードレース大会 ○ 熊日駅伝・熊日女子駅伝 	

作業部会名: 教育部会

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	26 文化協会
調整方針	合併特例区の管理団体として、この期間は現行のとおり継続する		

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町名	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> 富合町文化協会 会長 1名 副会長 2名 役員 理事等 任期 2年 事業 富合町文化祭の開催等 補助金 270千円 	合併特例区の管理団体として、この期間は現行のとおり継続する。
市町別内容			

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	27 運動施設予約・案内システム
調整方針	合併時、熊本市の例により統合する ただし、予約受付開始日を富合地域内の運動施設に限り、5年間の先行予約を認める		

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>体育施設の利用者の利便性向上と施設の効率的な運営を図るため、平成12年度に熊本市体育施設案内・予約システムを導入し、平成16年度システム改良を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象施設 <ul style="list-style-type: none"> 公設運動施設 19施設 総合体育館、南部総合スポーツセンター等事業団の管理施設 7施設 公園運動施設 13施設 農林水産運動施設 2施設 学校体育施設 197施設 利用方法 <ul style="list-style-type: none"> 事前に登録申請を行い、インターネット（携帯電話含む） ・街頭端末（市民センター等21ヶ所）・電話・ファックスによる利用申込 ・システムの運用状況（H18・3現在） システム登録者 6,861件 システムを通じた利用割合 94% 実績（平成16年度） 133,425千円 （平成17年度） 69,913千円 ・予算（平成18年度） 69,914千円 	<p>体育施設予約は、町公民館で直接予約（申請）調整（抽選）はなし 町内 2ヶ月前に予約開始 町外 1ヶ月前に予約開始 電話予約は不可</p> <p>現在富合町の独自システムにて予約（空き）状況を表示している。</p>	<p>予約システムを熊本市のシステム（よやくまくん）に統合する。予約受付開始日を富合地域内の運動施設に限り優先的に1カ月早く開始し、その後は熊本市の予約システムと同様に受付を行っていく。</p>

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	28 学校施設一般開放管理業務
調整方針	合併時に管理人を配置し、小・中学校体育館、中学校運動場及び武道場は熊本市の例により統合する		

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>○学校施設の開放について 体育館、校庭等を一般開放している。 ・開放日 月～土曜日（祝日等は除く） ・開放時間 19：30～21：30 ・開放施設 体育館117校 ・運動場 59校 ・武道場 21校</p> <p>使用料 体育館夜間開放 1400円（2H） 運動場夜間開放 1700円（2H） 武道場夜間開放 1200円（2H）</p> <p>管理人数 小学校管理人 80名 中学校管理人 37名 ※一部を総合型地域スポーツクラブに委託 H16決算 56,140千円 H17決算 55,916千円 H18予算 55,955千円</p>	<p>○学校施設の開放について 中学校運動場は開放している 開放時間 20：00～22：00 小・中学校体育館は開放していない。 中学校武道場（創心館）は開放していない。</p> <p>使用料 運動場夜間開放 3200円（2H）</p> <p>中学校運動場の照明施設はカード式で照明が付くようになっているため管理人は配置していない。 小・中学校の体育館は学校が校舎と一緒に機械警備で管理している。</p>	<p>開放時間・料金については合併後、熊本市の制度に統合する。 開放に必要な管理人配置を行う。</p> <p>開放施設 ・小・中学校体育館 ・中学校運動場 ・中学校武道場（創心館）</p>

作業部会名：教育部会

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	29 PTA連合会他公共団体
調整方針	合併後、5年間は現状のままとして継続する ただし、一本化できる団体については、随時調整を図っていく		

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>活動支援を行う関係団体は、次のとおりである。</p> <p>熊本市PTA協議会 会長1名副会長6名委員等 任期1年 小学校81中学校37</p> <p>熊本市子ども会育成協議会 会長1名副会長2名理事等 任期2年 59校区子ども会</p> <p>熊本市地域婦人会連絡協議会 会長1名副会長1名 任期2年 13校区</p> <p>熊本市地域公民館連絡協議会 会長1名副会長3名理事等 任期2年</p>	<p>その他の公共団体は、次のとおりである。</p> <p>富合町PTA連合会 会長1名副会長4名委員等 任期1年 小学校1中学校1</p> <p>富合町子ども会連絡協議会 会長1名副会長2名理事等 任期1年 20地区子ども会</p> <p>富合町婦人会連絡協議会 会長1名副会長2名支部長等 任期2年 15地区</p>	<p>基本的には、熊本市への統合を図る。社会教育団体の運営に関することについては、今後各団体との調整を行い、一体化できるものについては合併時に一体化し、一体化できないものについては、5年を限度とし現状のまま継続する。</p>

作業部会名：教育部会

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	30 PTA連合会他公共団体への補助金
調整方針	合併後、5年間は現状のままとして継続する ただし、市の各団体との統合が成立した年度で補助金は廃止する		

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>○補助金 補助金等交付規則により、社会教育団体に下記のとおり運営補助金を交付している。</p> <p>PTA連合会補助金 2,070千円 地域婦人会連絡協議会 1,530千円 地域公民館連絡協議会 1,080千円 子ども会育成協議会 855千円 ポ一イスカウト熊本市地区連絡協議会 360千円 ガールスカウト日本連盟熊本市連絡会 315千円 青年団体連絡協議会 315千円 青年団協議会 270千円 幼稚園後援会連絡協議会 90千円</p>	<p>○補助金 補助金交付要綱により社会教育団体に下記のとおり補助金を交付している。</p> <p>富合町PTA連合会補助金 73千円 富合町子ども会連絡協議会補助金 145千円 富合町婦人会自主活動費補助金 225千円 富合町婦人学級活動補助金 163千円 家庭教育学級補助金（年額） 38千円 町内1地区にて開催（年12回）</p>	<p>基本的には、熊本市への統合を図る。社会教育団体の運営に関することについては、今後各団体との調整を行い、一体化できるものについては合併時に一体化して、補助金も一本化し、その年度で補助金は廃止する</p>

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	31 少人数学級
調整方針	新市の事業として継続する		

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>子どもたちの確かな学力や豊かな人間性などを育む学校教育を推進するため、子ども一人ひとりの個性に応じたきめ細やかな指導を行えるよう、少人数学級を小学3年生及び4年生に導入するとともに、少人数指導を実施する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導方法の共有化や授業力の向上に取り組み、教師の指導力の向上を図る。 ・市費負担教職員（常勤講師）の任用 ・少人数学級実施に伴うプレハブ建設 ・授業力向上支援のための嘱託員（事務補助）雇用 <p>【予算】</p> <p>H18 年度事業開始 H18 年度予算額 126,623 千円 H19 年度計画額 264,119 千円 ※市費負担教職員人件費・プレハブ建設費用・備品代含む</p>	該当なし	熊本市の少人数学級は3年生及び4年生への導入であることから、合併の翌年度から教職員を配置し、熊本市の制度を適用する。

協議第42号

その他の事業の取扱いについて（その2）

その他の事業の取扱いについて承認を求める。

平成19年7月3日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸山政史

その他の事業の取扱いについて

- 1 その他の事業の取扱いのうち下記の熊本市のみの事業については、富合町が町内自治会制度に移行後、熊本市の例により統合する。
 - ・ 町内自治会活動支援事業
 - ・ 地域コミュニティセンター運営・建設事業
- 2 行政広報施設補助金については、富合町が町内自治会制度に移行するまでは、現行を継続するものとする。ただし、町内自治会制度移行後のマイク放送施設への補助については、新市において検討する。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧 (その他)

協議番号	枝番号	協 議 項 目	部会名	提案	承認／継続	備考
42		その他				
	1	防犯協会	市民生活部会	第4回		
	2	防犯灯設置補助金	市民生活部会	第4回		
	3	町内自治会活動支援事業	市民生活部会	第5回		
	4	地域コミュニティセンター運営・建設事業	市民生活部会	第5回		熊本市のみ
	5	行政広報施設補助金	市民生活部会	第5回		

協議項目	4 2 その他の事業の取扱い	小項目名	3 町内自治会活動支援事業
調整方針	富合町が町内自治会制度に移行後、熊本市の例により統合する		

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>1. 町内自治振興補助 内容 町内自治会の育成、支援 根拠 町内自治振興補助金交付規則による。 金額 世帯割 年額 60,000 円～75,000 円</p> <p>平成 16 年度決算 47,075 千円 (726 団体) 平成 17 年度決算 47,200 千円 (727 団体) 平成 18 年度予算 47,200 千円 (727 団体)</p>	※ 制度なし	富合町が町内自治会制度に移行後、熊本市の例により統合する。
	<p>2. 校区自治協議会の設立推進 内容 小学校区内の地域団体連携のもとに、地域活動の推進や地域課題へ対応し、円滑な校区運営を図る組織の設立を図る 運営補助 組織運営に対し、事務的補助を行う 金額 1 団体、年額上限 200,000 円</p> <p>平成 16 年度実績 0 千円 平成 17 年度実績 8,425 千円 (53 団体) 平成 18 年度予算 14,000 千円 (70 団体)</p>	※ 制度なし	

協議項目	4 2 その他の事業の取扱い	小項目名	4 地域コミュニティセンター運営・建設事業
調整方針	富合町が町内自治会制度に移行後、熊本市の例により統合する		

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>1 内容 まちづくりや地域保健福祉、ボランティア活動、健康増進、生涯活動など市民主体の地域づくり活動を支援するための拠点施設として平成3年度より計画的に整備を行っている。</p> <p>2 設置箇所 市内80小学校区中、48カ所に設置（平成19年4月1日現在）</p> <p>3 施設概要 多目的ホール、和室、調理室、多目的トイレ（地域により児童育成クラブ併設）</p> <p>4 設置面積 概ね250㎡～300㎡以内</p> <p>5 工費 概ね5千8百万円～6千3百万円</p> <p>平成16年度決算 269,637千円（5カ所） 平成17年度決算 129,777千円（3カ所） 平成18年度予算 63,000千円（1カ所） ※H16・H17年度、それぞれ1カ所次年度への繰越あり</p> <p>4 運営 地元で設立された運営協議会</p>	<p>※ 該当なし</p>	<p>富合町が町内自治会制度に移行後、熊本市の例により統合する。</p>

協議項目	4 2 その他の事業の取扱い	小項目名	5 行政広報施設補助金
調整方針	富合町が町内自治会制度に移行するまでは、現行を継続するものとする。ただし、町内自治会制度移行後のマイク放送施設への補助については、新市において検討する		

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>1. 掲示板設置</p> <p>町内自治会からの申請に基づき、市が作製し、各町内自治会に1基ずつ設置(現在674基設置/727町内自治会)</p> <p>平成16年度決算 442千円(6基)</p> <p>平成17年度決算 582千円(6基)</p> <p>平成18年度予算 540千円(9基)</p> <p>維持補修</p> <p>通常の維持管理は、各町内自治会が行い、通常の状態で使用した場合の破損劣等化等による修理は市が行う。</p> <p>平成16年度決算 1,301千円(28基)</p> <p>平成17年度決算 883千円(20基)</p> <p>平成18年度予算 810千円(27基)</p>	<p>1. 掲示板</p> <p>各地区での設置</p>	<p>富合町が町内自治会制度に移行後、熊本市の例により統合する。</p>
	<p>2. マイク放送施設補助</p> <p>※制度なし</p>	<p>2. マイク放送施設補助</p> <p>修理工事等への補助・・・4割補助</p> <p>(事業費が10万円以上のみ)</p> <p>平成16年度決算 1,337千円(5件)</p> <p>平成17年度決算 1,067千円(3件)</p> <p>平成18年度予算 800千円(3件)</p>	<p>富合町が町内自治会制度に移行するまで、現行を継続する。</p> <p>ただし、町内自治会制度に移行する期間内に利用状況等を調査し、補助制度の必要性について検討する。</p>